

第 18 回 尾瀬国立公園協議会（令和元年度）

令和 2 年 3 月 13 日（金）
（書面開催）

次 第

議事

- （１）「新・尾瀬ビジョン」に基づく取組の具体化に向けて
- （２）「新・尾瀬ビジョン」の実現に向けた取組事例
 - ・ 尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会（環境省）
 - ・ 第 4 次尾瀬総合学術調査（尾瀬保護財団）
 - ・ 会津沼田街道魅力向上推進プラン（檜枝岐村・片品村）
 - ・ スタートアップふくしま尾瀬事業（福島県）
 - ・ 尾瀬山小屋体験プログラムの試験的实施（東京パワーテクノロジー）
- （３）尾瀬国立公園管理計画等の見直しについて
- （４）携帯電話モニタリング報告（KDDI）
- （５）その他

【配布資料】

- | | |
|--------|------------------------------|
| 資料 1 | 「新・尾瀬ビジョン整理表 2019」 |
| 資料 2 | 「新・尾瀬ビジョン」の実現に向けた取組事例（令和元年度） |
| 資料 3－1 | 「尾瀬国立公園管理計画」の見直しについて |
| 資料 3－2 | 意見交換会、小委員会報告 |
| 資料 3－3 | 管理運営計画書（原案） |
| 資料 3－4 | 公園計画点検の基本方針及びスケジュール（案）（参考） |
| 資料 4 | 尾瀬携帯電話等の利用状況について（KDDI） |
| 資料 5 | 令和元年度尾瀬国立公園入山者数 |

「新・尾瀬ビジョン」に基づく取組のポイント（令和元年度）

1. 令和元年度の主な進捗

- 尾瀬ヶ原・尾瀬沼周辺の写真を Google ストリートビューで公開【みんな】
- 「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針」の策定【守る】
- 「会津沼田街道魅力向上推進プラン」の策定【守る】【楽しむ】
- 第 4 次尾瀬総合学術調査が 3 年間の調査を実施【守る】
- 若者や外国人を対象とした情報発信・イベントの実施【楽しむ】
- 尾瀬の山小屋での体験プログラムの試験的实施【楽しむ】
- 県別の意見交換会により地域別の利用方針等を議論【楽しむ】

2. 今後取組が必要なところ（案）

- 尾瀬全体の統一的な情報発信（継続）【みんな】
（尾瀬保護財団のウェブサイトの改良など）
- 地球環境に配慮した取組の推進（継続）【みんな】
（省エネ・再エネ・脱プラスチックの推進など）
- ニホンジカによる被害の低減（継続）【守る】
（広域連携によるシカ捕獲強化、植生保護柵の設置など）
- 歴史・伝統・文化の保全と活用（継続）【守る】
（「会津沼田街道魅力向上プラン」に基づく取組の実施など）
- 気候変動への適応策の検討【守る】
（気候変動による影響予測、湿原の乾燥化・樹林化の防止など）
- 滞在型・周遊型利用、インバウンド対応などの推進【楽しむ】
（宿泊者向けサービスの充実、多言語対応など）
- エコツーリズム、環境学習の推進【楽しむ】
（新たな体験型プログラム、アクティビティの実施など）

新・尾瀬ビジョン整理表

みんなの尾瀬	国		県				市町村					土地所有者					観光関係者					地元団体					NGO等		関連する計画等	関連する会議等
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27			
	関東地方環境事務所	関東森林管理局	福島県	栃木県	群馬県	新潟県	檜枝岐村	南会津町	日光市	片品村	魚沼市	(公財) 尾瀬保護財団	三井物産(株)	東京電力H D (株)	東京P T (株)	尾瀬檜枝岐温泉観光協会	南会津町観光物産協会	日光市観光協会	片品村観光協会	魚沼市観光協会	尾瀬山小屋組合	尾瀬保護指導員 福島県連絡協議会	日本野鳥の会 栃木県支部	片品山岳ガイド協会	新潟県自然観察指導員の会	日本自然保護協会	尾瀬ガイド協会			
凡例																														
達成度(自己評価) ◎...取組が特に進捗している ○...取組を実施している △...今後取組を予定している 黄色塗り潰し...前年度より評価が上がった 灰色塗り潰し...前年度より評価が下がった																														
視点① 愛される尾瀬づくり																														
■尾瀬のファンづくり ・新たな利用者の獲得 ・利用者満足度の向上によるリピーターの獲得 ・外国人も利用しやすい尾瀬のあり方の検討 ・障害者をはじめ様々な人のニーズへの対応	○		○		○		○	△		○		○		○	○	○		-	○	○	○	-	-	○		-	◎	・尾瀬国立公園 標識ガイドライン	・各市町村各観光協会の関連会議	
■尾瀬で学ぶ機会の拡大 ・学校団体による尾瀬での環境教育の推進 ・企業の研修など、尾瀬を活用する新たな機会の拡大	○		○		◎	○	◎	○		○	○	○	○	○	◎	○		-		○		-	-	○		-	○	・群馬県環境学習等推進行動計画 ・第2次南会津町環境基本計画・ 第二次魚沼市総合計画	・尾瀬環境学習推進協議会・ふくしま子ども自然環境学習推進協議会 ・尾瀬ガイド協会群馬支部	
視点② モデルとなる尾瀬づくり																														
■先進的な取り組みの推進 ・地球環境に配慮した取り組みの推進 ・全国的な共通課題に対する解決策の模索 ・他地域の成功事例の収集や応用	○				○		○						○	△		○		-		△		-	-			-	△	・尾瀬国立公園シカ管理方針	・片品村尾瀬交通対策連絡協議会 ・尾瀬国立公園シカ対策協議会	
視点③ 尾瀬を育てる仕組みづくり																														
■多様な主体の参加と連携促進 ・利用者や地域住民が管理運営に関われる機会の拡大 ・地域間が連携した一体的で広域的な取り組みの推進 ・すでにある仕組みを有効活用した関係者の意見交換の推進 ・利用者や企業などのサポーターによるボランティアとしての活動への支援 ・山小屋やビジターセンターなど現場からの声を対策に活かす仕組みの構築	◎		○		○	○	○	○				◎		○	◎			-		△	○	-	-			-	◎		・尾瀬国立公園協議会 ・尾瀬国立公園適正利用の推進に関する小委員会 ・尾瀬サミット ・尾瀬ガイド協会役員会理事会 ・片品村尾瀬交通対策連絡協議会	
■担い手の育成 ・尾瀬を愛する次代の獲得と育成 ・研修などによる知識と技術を学ぶ機会の拡大					◎	○	○	△				○			◎			-		○	○	-	-	○		-	◎	・群馬県環境学習等推進行動計画・第2次南会津町環境基本計画	・尾瀬ガイド協会 ・尾瀬案内人の会	
■資金的サポートの充実 ・尾瀬の維持管理に必要な資金の現状把握 ・利用者負担のあり方の検討 ・活動への寄付などの呼びかけ	○				◎		◎	△				○		○	△			-			△	-	-			-	△	・第2次南会津町環境基本計画		
視点④ 情報の効果的・効率的な発信																														
■認知度の向上 ・テレビや雑誌などメディアとの連携による情報の発信 ・SNSなどのインターネットの活用 ・情報を届けたいターゲットに応じた発信方法や発信内容の明確化 ・歴史・伝統・文化を含めた尾瀬一帯にある多様な魅力の総合的な発信	○		○		◎	○	○	○		○		○		○	○	○		-	◎	○	○	-	-			-	◎			
■情報の提供 ・統一的で分かりやすい情報の発信方法の検討 ・ウェブサイトなどでの情報公開の推進	◎		○		○		△	○		○		○	○	○	○			-	○	△		-	-			-	○			
視点⑤ 的確な分析																														
■基本情報の収集 ・尾瀬の強みと弱みの分析 ・利用者の利用実態に関する情報の収集 ・尾瀬を取り巻く状況の変化の把握	◎				◎		○	○		○		○		○	○	○		-	○	△	○	-	-			-	△			

新・尾瀬ビジョン整理表

みんなで守る	国		県				市町村					土地所有者				観光関係者						地元団体				NGO等		関連する計画等	関連する会議等
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27		
	関東地方環境事務所	関東森林管理局	福島県	栃木県	群馬県	新潟県	檜枝岐村	南会津町	日光市	片品村	魚沼市	(公財)尾瀬保護財団	三井物産(株)	東京電力HD(株)	東京PT(株)	尾瀬檜枝岐温泉観光協会	南会津町観光物産協会	日光市観光協会	片品村観光協会	魚沼市観光協会	尾瀬山小屋組合	尾瀬保護指導員 福島県連絡協議会	日本野鳥の会 栃木県支部	片品山岳ガイド協会	新潟県自然観察指導員の会	日本自然保護協会	尾瀬ガイド協会		
凡例																													
達成度(自己評価) ◎...取組が特に進捗している ○...取組を実施している △...今後取組を予定している 黄色塗り潰し...前年度より評価が上がった 灰色塗り潰し...前年度より評価が下がった																													
視点① 自然豊かな尾瀬づくり																													
■これまでの取組の継承 ・これまでの取組の継続と改善 ・尾瀬における自然保護の歴史の継承	○		○		◎		○	○		○		○	○	◎	○	○		-	○	△	○	-	-			-	◎	・第2次南会津町環境基本計画	・群馬県尾瀬美化愛護協会・尾瀬国立公園田代山の保全と西根川流域の土砂等対策に関する検討会・群馬県尾瀬保護専門委員会・清掃協議会尾瀬支部
■貴重な自然環境の保護 ・尾瀬の自然の特異性や価値への理解の促進 ・人の活動が与える自然への負荷の最小限化 ・乾燥化や樹林化から湿原生態系や景観を守るための検討	◎	○	○		◎		○					○	○	◎	○	○		-		○	○	-	-			-	○	・第2次南会津町環境基本計画 ・保護林(奥会津森林生態系保護地域)に設定	
■植生の荒廃対策 ・至仏山や会津駒ヶ岳を始めとする山岳地帯、尾瀬ヶ原や尾瀬沼周辺における荒廃対策の実施 ・ニッコウキスゲなど尾瀬を代表する植生の回復にむけた取組の実施	◎	○	○		◎		○			○		○		◎	◎			-	○			-	-	○		-	△	・第2次南会津町環境基本計画 ・至仏山保全基本計画	・至仏山保全対策会議・群馬県至仏山東面登山道保全対策検討会・群馬県尾瀬保護専門委員会・鳥獣被害対策実施隊
■外来植物対策 ・侵入状況の把握と効果的な防除方法の検討 ・地域住民や企業と連携した防除活動の実施	○		○		○		△			○		◎		◎	◎	○		-			○	-	-			-	△	・第2次南会津町環境基本計画	
視点② 歴史・伝統・文化が息づく尾瀬づくり																													
■歴史・伝統・文化の保全 ・歴史・伝統・文化に関する地域の宝の再認識、掘り起こし、活用	○				○		△	○		○			○					-		△		-	-			-	○		・片品村文化財調査委員会
■新しい歴史・伝統・文化の創造 ・それぞれの地域が持つ「強み」を活かした伝統・文化の深化、発信							○	○		○			○			○		-		△		-	-			-	△		・片品村文化財調査委員会
視点③ 野生動物との軋轢の解消																													
■ニホンジカによる被害の低減 ・科学的知見に基づく総合的なシカ管理方針の作成 ・優先して守りたいエリアマップの作成 ・効果的な防除対策や捕獲手法の確立 ・効果検証のためのモニタリング手法の確立 ・広域連携による越冬地での捕獲の強化 ・捕獲したニホンジカの有効活用	◎	○	○	◎	○	○	○		◎	○		○			○						○	-	-			-	△	・尾瀬国立公園シカ管理方針・栃木県ニホンジカ管理計画・群馬県ニホンジカ適正管理計画、群馬県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画・第2次南会津町環境基本計画	・尾瀬国立公園シカ対策協議会 ・尾瀬・日光シカ対策ミーティング ・南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会 ・檜枝岐猟友会
■ツキノワグマとの共存 ・ツキノワグマの生態や対応方法についての利用者への普及啓発 ・巡視やクマ鐘の設置などの遭遇事故防止対策	○			○	○	○	○		○	○		○	○	○	○			-			○	-	-	○		-	△	栃木県ツキノワグマ管理計画	・栃木県野生鳥獣保護管理連絡会議・県西地域鳥獣被害対策連絡会議・尾瀬国立公園および山の鼻地区ツキノワグマ対策連絡協議会
■新たな獣害への対応 ・研究者や猟友会からの動向の確認と関係者間の情報共有	○			◎	○		△		○				○					-				-	-			-	△		
視点④ 科学的知見に基づく保全																													
■調査研究の促進 ・保全活動の計画や実施に必要な科学的知見の収集と活用 ・研究者と公園管理者の情報共有や意見交換の推進 ・継続可能な自然環境モニタリングシステムの構築	○		○		◎		△					◎										-	-			-	○	・群馬県尾瀬保護専門委員会 ・福島県尾瀬保護調査会	

新・尾瀬ビジョン整理表

みんなで楽しむ	国		県				市町村						土地所有者			観光関係者					地元団体				NGO等		対応する計画等	対応する会議体	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26			27
	関東地方環境事務所	関東森林管理局	福島県	栃木県	群馬県	新潟県	檜枝岐村	南会津町	日光市	片品村	魚沼市	(公財)尾瀬保護財団	三井物産(株)	東京電力HD(株)	東京PT(株)	尾瀬檜枝岐温泉観光協会	南会津町観光物産協会	日光市観光協会	片品村観光協会	魚沼市観光協会	尾瀬山小屋組合	尾瀬保護指導員 福島県連絡協議会	日本野鳥の会 栃木県支部	片品山岳ガイド協会	新潟県自然観察指導員の会	日本自然保護協会			尾瀬ガイド協会
凡例 達成度(自己評価) ◎...取組が特に進捗している ○...取組を実施している △...今後取組を予定している 黄色塗り潰し...前年度より評価が上がった 灰色塗り潰し...前年度より評価が下がった																													
視点① 魅力あふれる尾瀬づくり																													
■尾瀬の魅力向上 ・地域の宝について学び再発見する機会の拡大 ・新たな視点による地域の宝の発掘			○		◎		○	○			○			○	◎		○	-		○	○	-	-			-	○	・群馬県環境学習等推進行動計画	
視点② 幅広い楽しみ方の検討																													
■多様な利用方法の検討 ・新たな尾瀬の楽しみ方の検討や意見交換 ・地域特性に応じた残雪期や冬期利用のあり方の検討	○				○		△				○			○		○		-		△		-	-	○		-	○	・尾瀬国立公園協議会 ・適正利用の推進に関する小委員会	
■エコツーリズムの推進 ・質の高い認定ガイドなどエコツーリズムに関わる事業者の育成 ・地域の宝を活かした尾瀬ならではの旅行商品や体験プログラムの作成 ・認定ガイド利用を促進する仕組みの構築 ・旅行エージェント等と連携したエコツーリズムの促進	○		○		◎	○	○	○			○			○	○	○		-	○	○	○	-	-	○	○	-	◎	・人材育成支援事業補助金 やガイド支援事業補助金(檜枝岐村) ・第2次南会津町環境基本計画	
■地域における利用の役割分担 ・地域特性等に応じた、対象とする利用者層や利用スタイルの提案 ・利用者層や利用スタイルに応じた利用施設のあり方の検討	○				○		△							△				-				-	-			-	◎		
■滞在型・周遊型利用の促進 ・尾瀬を楽しむモデルコースの提案 ・朝夕や星空など泊まらなないと体験できない魅力の発信 ・季節や場所ごとの魅力の発信による利用の分散化	○		○		○	○	○			△	○	○	○	◎	○	○		-	○	○	○	-	-	○		-	◎	・尾瀬国立公園協議会 ・適正利用の推進に関する小委員会	
視点③ 楽しむための土台づくり																													
■安全対策 ・事故や遭難を防止するための危険箇所の整備や利用者への普及啓発 ・事故や遭難情報の収集と共有 ・救助体制の整備や今後のあり方の検討	○				○	○	○	○		○	○	○		◎	○	○	○	-		△	○	-	-	○		-	△	・第2次南会津町環境基本計画	・檜枝岐遭難対策救助隊 ・片品村遭難対策救助隊
■施設の整備 ・荒れた登山道や標識類などの整備 ・長寿命化などトータルコスト低減の検討や実施 ・道の駅など既存施設の情報発信拠点としての有効活用	○		○		○		○	○		○		○		◎	○	○		-		○	○	-	-			-	△	・尾瀬国立公園 標識ガイドライン	
■ルール・マナーの検討と普及啓発 ・携帯電話などの通信端末やドローン、冬期利用についてのルールの検討 ・尾瀬を楽しむ上でのルール・マナーの普及啓発 ・入山口やインターネットでを活用した入山前後における普及啓発	◎		○		○		△	○		○		○		◎	○	○	○	-		○	○	-	-			-	○	・尾瀬国立公園協議会 ・適正利用の推進に関する小委員会	
■望ましい交通アクセスの検討 ・滞在型や周遊型利用の促進を意識したアクセスのあり方の検討 ・利用者が少ない地域へのアクセスの向上 ・尾瀬と他の地域を結ぶアクセスの連携強化 ・分かりやすく利用しやすい案内や誘導	○				○	○	○	○		○		○		○	○			-		○	○	-	-			-	○	・尾瀬国立公園協議会 ・適正利用の推進に関する小委員会 ・県道栗山館岩線整備推進規制同盟会 ・片品村尾瀬交通対策連絡協議議会	

「新・尾瀬ビジョン整理表」（案）について

1. 位置づけ（目的）と具体的な使い方（いつ、どこで、誰が、どのように）

【目的】新尾瀬ビジョンで共有した「尾瀬がめざす姿」の実現

【参考】尾瀬国立公園協議会設置要綱

（目的）

第 1 条 今後の尾瀬の保護と利用のあり方を取りまとめた「尾瀬ビジョン」の進行促進、進行管理及び実現を目指すとともに、参加型管理運営体制を構築するため、尾瀬国立公園協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

【使い方（案）】

① ビジョンの進行管理の円滑化

- 各主体が、自身がどのような取組を行っているか、自己点検する。
- 「新尾瀬ビジョン」にある取組が尾瀬全体としてどれくらい実現されているか点検し、今後必要な取組を把握する。



国立公園協議会（小委員会等含む）において、定期的に、3つの「行動理念」を踏まえ、行動理念ごとの各視点での取組状況について俯瞰し、尾瀬全体として加速すべき取組や新たに打ち出すべき取組等の大きな方向性を議論する。

② 参加型管理運営の促進のための情報公開

- 各主体が行っているものの、あまり知られていない良い取組をより多くの人々に知っていただき、関心を持ってもらう
- 他主体が行っている取組を認識、理解することで、お互いの取組を高め合う。



国立公園協議会構成員を中心とした各主体の取組の概要を定期的にとりまとめ、関心を持った誰もがすぐにアクセスでき、議論や意思決定のための材料として容易に入手できる状態で、オープンデータ化する。

2. 作成に当たっての基本的な考え方（方針）

- ☑ 各主体の自主性に従ってボトムアップで作成する
- ☑ 感覚的にわかりやすく、チェック機能に活かしやすいものにする
（不足している取組、参加が必要な主体等に気づきやすい）
- ☑ 「整理表」で◎とされた取組のうち、特に共有すべき優良事例を実施主体から協議会において報告する

平成 30 年度 「新・尾瀬ビジョン」 整理表のポイント（案）

1. みんなの尾瀬

取組が進んでいるところ	今後取組が必要なところ
・「視点③尾瀬を育てる仕組みづくり」、「視点④情報の効果的・効率的な発信」は、取組が進捗している。 ・「視点① 愛される尾瀬づくり」、「視点⑤ 的確な分析」は、取組が実施されている。 ➤ 「視点③ 尾瀬を育てる仕組みづくり」の中でも「■資金的サポートの充実」は伸びしろがあるため、既存の取組の中にも、上手く<u>資金的サポート</u>の考え方を組み込んでいく必要がある。 ➤ 個々の主体による情報発信は進捗しており、今後は、「<u>統一的な情報発信</u>」という視点で議論を深めていくことが重要。 ➤ 「視点① 愛される尾瀬づくり」の「■尾瀬のファンづくり」及び「視点⑤ 的確な分析」の「■基本情報の収集」は伸びしろがあり、今後の取組の進展が期待される。	「視点② モデルとなる尾瀬づくり」は、取組まれているものの、現状では◎がない。 ➤ <u>モデルとなる先進的な取組を推進していくために</u>、ビジョンに示した ・地球環境に配慮した取組の推進 ・全国的な共通課題に対する解決策の模索 ・他地域の成功事例の収集や応用 等を検討していく必要がある。

2. みんなで守る

取組が進んでいるところ	今後取組が必要なところ
・「みんな」「守る」「楽しむ」の3つの行動理念の中で、最も多くの主体に取り組まれている。 ・「視点① 自然豊かな尾瀬づくり」は、取組が進捗している。 ・「視点③ 野生動物との軋轢の解消」、「視点④ 科学的知見に基づく保全」は、取組が実施されている。 ➤ 「自然保護の原点」として長年取り組んできた成果が現れている。 ➤ 「■<u>ニホンジカによる被害の低減</u>」は、多くの主体が取り組んでおり、<u>一層の連携強化</u>が重要	・「視点② 歴史・伝統・文化が息づく尾瀬づくり」は、取組の数の多さに比して、◎が少ない。 ・「視点③ 野生動物との軋轢の解消」は、取組の数の多さに比して、◎が少ない。 ➤ 「■<u>歴史・伝統・文化の保全</u>」及び「■<u>新しい歴史・伝統・文化の創造</u>」に関する取組を実施していくことが必要。

3. みんなで楽しむ

取組が進んでいるところ	今後取組が必要なところ
・「視点① 魅力あふれる尾瀬づくり」、「視点② 幅広い楽しみ方の検討」、 「視点③ 楽しむための土台づくり」それぞれに係る取組が<u>バランス良く実施</u>されている。 ➤ 既存の取組をより一層推進していく。	・取組の数の多さに比して、◎が少ない。 ・「視点② 幅広い楽しみ方の検討」の「■<u>多様な利用方法の検討</u>」がまだ弱い。 ➤ 全体として、<u>地域の宝を再発見し、どのように活用していくか</u>検討していく必要がある。 ➤ まずは、現在そしてこれから、「尾瀬でどのような利用が行われていくか」を把握・検討した上で、<u>これからの利用形態</u>に沿った、ルール・マナーの検討や受入環境整備を推進する必要がある。

「新・尾瀬ビジョン」の実現に向けた取組事例（令和元年度）

① 尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会（事務局：環境省）

◆みんなで守る＞視点3野生動物との軋轢解消＞ニホンジカによる被害の低減

尾瀬・日光の広域連携によるシカ対策の一層の強化を図るため、令和元年8月に「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会」を設置し、令和2年1月に「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針」を策定しました。

② 第4次尾瀬総合学術調査（事務局：尾瀬保護財団）

◆みんなで守る＞視点4科学的知見に基づく保全＞調査研究の促進

尾瀬の現状を把握分析し今後の保全に資することを目的とし、第4次尾瀬総合学術調査団（事務局：尾瀬保護財団）を設立し、平成29年度から令和元年度の3ヶ年で「第4次尾瀬総合学術調査」を実施しました。

③ 会津沼田街道魅力向上推進プラン（檜枝岐村・片品村）

◆みんなで守る＞視点2歴史伝統文化が息づく尾瀬づくり＞歴史伝統文化の保全

◆みんなで楽しむ＞視点1魅力あふれる尾瀬づくり＞尾瀬の魅力向上

尾瀬を経由して会津と上州を結ぶ「会津沼田街道」の魅力を磨き上げ、街道を利用した滞在型利用を進めるとともに村内外に伝えていくため、檜枝岐村と片品村が連携して、令和2年1月に「会津沼田街道魅力向上推進プラン」を策定しました。

④ スタートアップふくしま尾瀬事業（福島県）

◆みんなの尾瀬＞視点1愛される尾瀬づくり＞尾瀬のファンづくり

◆みんなで楽しむ＞視点4情報の効果的・効率的な発信＞認知度の向上

福島県側から尾瀬へ入山する地域一帯を新たに「ふくしま尾瀬」と名付け、まだ尾瀬を訪れたことがない日本国内の若者や外国人をターゲットに、SNS等を活用した「知ってもらおう」ための取組と尾瀬に「行ってみる」きっかけづくりを行っています（平成30年度開始）。

⑤ 尾瀬山小屋体験プログラムの試験的实施（東京パワーテクノロジー(株)）

◆みんなで楽しむ＞視点2幅広い楽しみ方の検討＞滞在型・周遊型利用の促進

滞在型・周遊型利用の促進を図り、朝夕や星空など、宿泊しないと体験できない魅力を発信することで、豊かな尾瀬の自然を山荘宿泊者に提供することを目的として、2020年シーズンから、宿泊者を対象とした尾瀬体験プログラムのサービスを展開しています。

尾瀬・日光国立公園 二ホンジカ対策について

尾瀬・日光国立公園二ホンジカ対策広域協議会

尾瀬国立公園と日光国立公園の特徴

◆尾瀬国立公園

- 福島・栃木・群馬・新潟の4県にまたがる国立公園。
- 本州最大の高層湿原である尾瀬ヶ原と、噴火によって沼尻川が堰き止められてできた尾瀬沼を取り囲むように至仏山、燧ヶ岳、会津駒ヶ岳、田代山、帝釈山等の山々が織りなす景観を特徴とする。

◆日光国立公園

- 福島・栃木・群馬の3県にまたがる国立公園。
- 公園区域の大半が那須火山帯に属する山岳地。
- 北関東最高峰である白根山や山岳信仰の歴史が残る男体山をはじめとする山々と、それらの山麓に広がる中禅寺湖や、高層湿原として形成した戦場ヶ原、溪谷から流れ落ちる瀑布が作り出す景観を特徴とする。

ニホンシカ対策の変遷

1934年 (昭和9年)	「日光国立公園」指定【日光】
1984年 (昭和59年)	大雪でシカが大量死したことを最後に、積雪量の減少等によって <u>シカの個体数が爆発的に増加</u> 【日光】
1997年～ (平成9年～)	栃木県、環境省が防護柵を設置、柵内での捕獲開始【日光】
2007年 (平成19年)	従来の尾瀬地域に会津駒ヶ岳、田代山、帝釈山等の周辺地域を編入し、日光国立公園から分離して「尾瀬国立公園」として指定【尾瀬】
1990年代半ば (平成初期～)	1990年代の日光地域のシカの増加に伴い、尾瀬ヶ原においても1990年代半ばにはシカの生息が確認され、 <u>ミツガシワの採食や踏圧による湿原の攪乱が顕在化</u> 【尾瀬】
2000年 (平成12年)	「尾瀬地区におけるシカ管理方針検討会」において「尾瀬地区におけるシカ管理方針」（第1期方針）を策定【尾瀬】

ニホンジカ対策の変遷

2009年 (平成21年)	「尾瀬国立公園シカ対策協議会」において「尾瀬国立公園シカ管理方針」（第2期方針）を策定【尾瀬】
2009年～ (平成21年～)	季節移動経路や越冬地を把握するため、残雪期の痕跡調査やGPS付首輪による追跡調査を実施。以降、日光と尾瀬を広域的に移動する個体群の存在を確認【尾瀬】
2012年 (平成24年)	両地域の関係機関が情報共有や連携を図るために「尾瀬・日光シカ対策ミーティング」開始【日光】【尾瀬】
2014年 (平成26年)	環境省、林野庁、栃木県、日光市が「日光地域シカ対策共同体」を設立【日光】
2019年 (令和元年)	8月、尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会（広域協議会）」を設置【日光】【尾瀬】
2020年 (令和2年)	1月、広域協議会において「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針」を策定【日光】【尾瀬】

「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針」の策定

両地域における
ニホンジカの増加・分布域の拡大

両地域を
広域的に移動する個体群の存在



両公園の関係機関・団体が広域的に連携し、
シカの適切な個体群管理及びその他必要な対策を実施する必要



日光国立公園及び尾瀬国立公園の貴重な湿原、森林、高山生態系等に及ぼす影響を低減又は排除することを目的として
「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針」を策定

保全対象

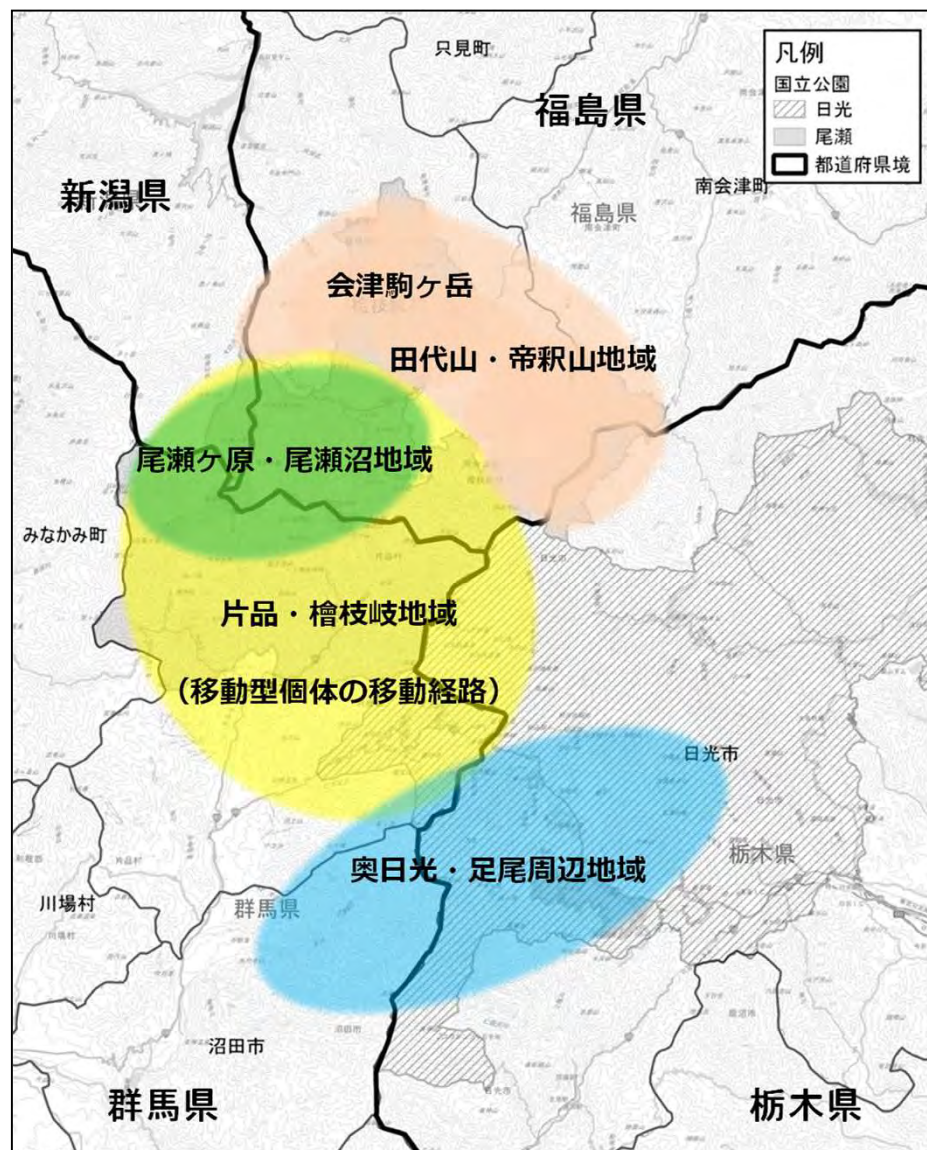
■日光国立公園

- ・ 周辺林を含む戦場ヶ原、小田代原、鬼怒沼等の湿原植生
- ・ 白根山等の高山植生
- ・ ミズナラ、コメツガ、ウラジロモミ等の巨木が残る森林植生

■尾瀬国立公園

- ・ 周辺低木林を含む尾瀬ヶ原、尾瀬沼等の湿原植生
- ・ 至仏山、燧ヶ岳等の高山植生
- ・ オオシラビソ、ブナを主体とする原生的な森林植生

対象区域



過去10年程度のシカによるの変化

現状

課題



尾瀬ヶ原 尾瀬沼

- シカの確認数や被害状況は増加傾向

- 捕獲を強化し、生息密度を減少傾向に転じさせる
- 植生保護柵を速やかに設置する



移動 経路上

- 最も捕獲効率が高いが、まだ捕獲できていない場所・期間が残っている

- 指定管理鳥獣捕獲等事業などを活用して、特に春の捕獲を強化する



越冬地

- 足尾地域など標高の高い越冬地での捕獲が足りていない

- 足尾地域など標高の高い越冬地での捕獲を強化する

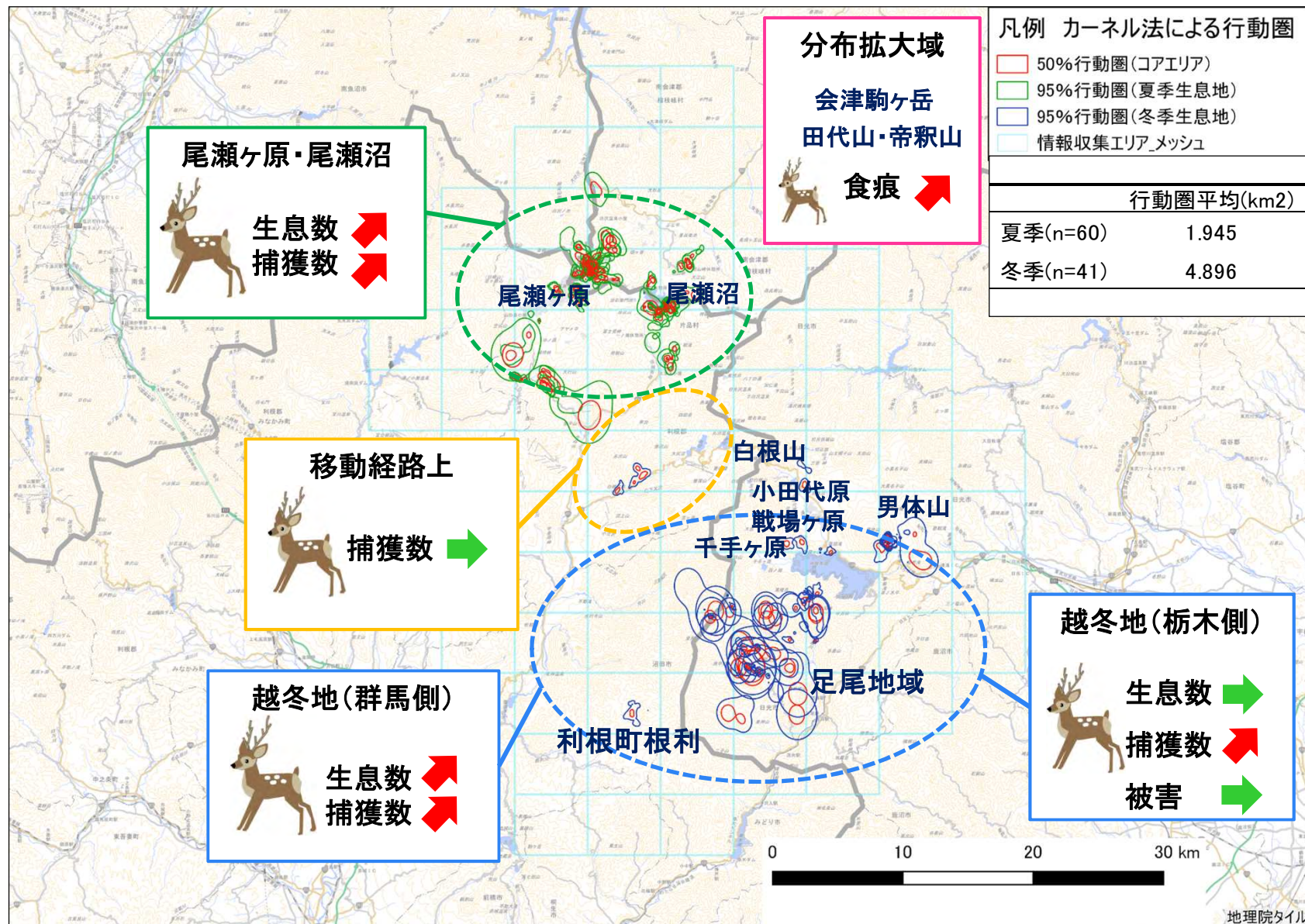


分布拡大域 (会津駒・ 田代帝釈)

- シカによる食痕増加、範囲の拡大が見られる
- 高山域での捕獲が困難

- 生息状況を把握するためのモニタリング調査を行い捕獲適地を検討する
- 状況を見つつ植生保護柵の検討を行う

過去10年程度のシカ動態の変化



目標

- 公園ごとに最終目標（ゴール）を事業目標（5年目途）設定。

	日光国立公園 シカの生息条件下で成立した生態系	尾瀬国立公園 シカによる影響を受けずに成立した生態系
最終目標 （ゴール）	<u>シカの生息密度が適切に保たれ、植生への影響が十分に小さく、健全な植生の維持・更新に支障がない状態を維持</u>	<u>尾瀬ヶ原・尾瀬沼や高山帯へのシカの影響を排除し、湿原及び高山植生への影響が見られない状態を維持</u>
事業目標 （5年目途）	➤ 植生への影響を低減するため、<u>シカの生息密度を現状より低密度に</u> ➤ 保全対象となる湿原・高山・森林植生を維持・回復するため、関係機関が連携して、<u>防護柵を適切に設置・維持管理</u>	➤ 湿原植生への影響を低減するため、指標に基づき、<u>尾瀬ヶ原等の湿原に出没するシカの個体数を概ね半減</u> ➤ 森林、湿原及び高山植生を保護するため、関係者が連携して、<u>優先防護エリアのA及びBランクに防護柵を設置</u>

実施方針

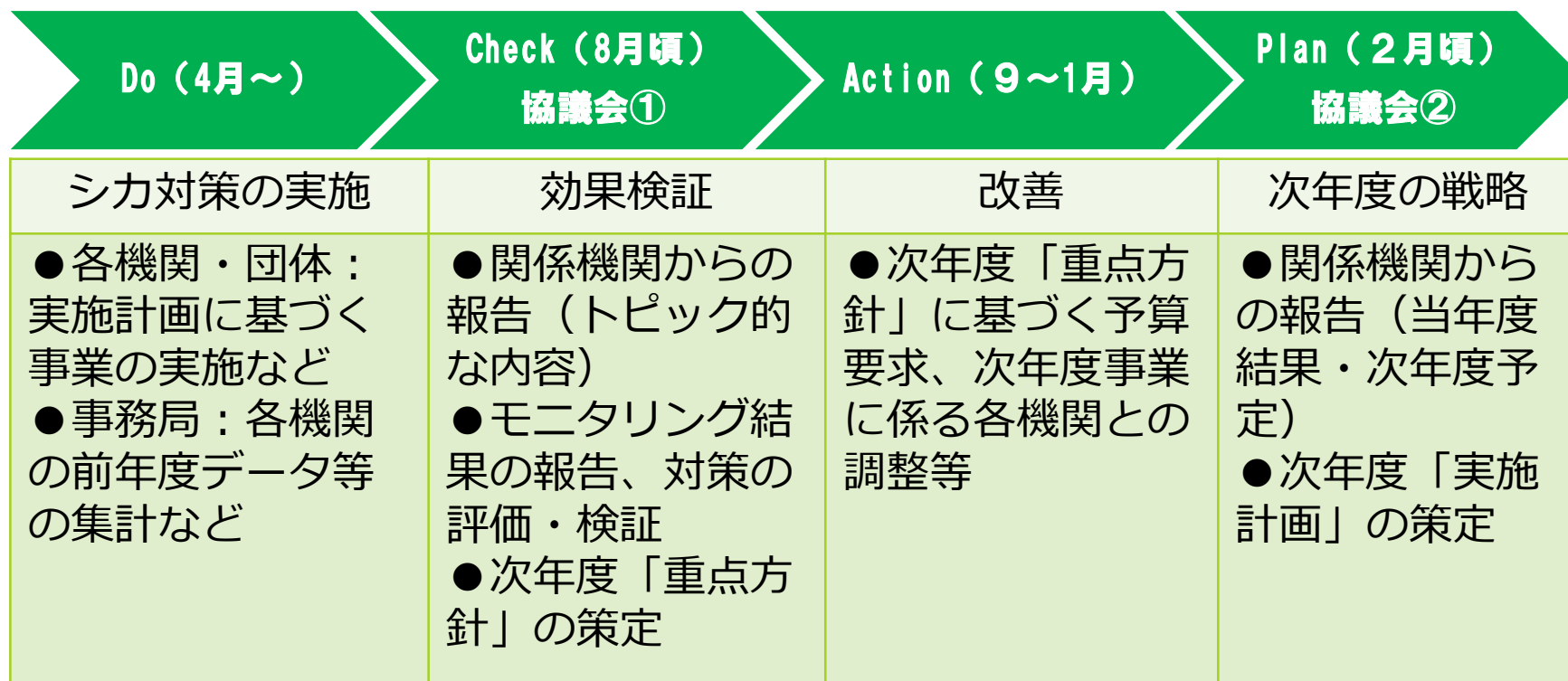
- 「捕獲」「植生保護」「モニタリング」について実施方針を設定。

実施方針	捕 獲	
	(1) 共通事項 - 効果的・効率的な捕獲、利用者等の安全対策、自然環境への配慮、捕獲個体の処理、捕獲の実施主体、関連法令等の遵守 (2) 奥日光・足尾周辺地域 - 定住型個体(通年)及び移動型個体(晩秋～冬)の捕獲 - 足尾地域高標高域での捕獲検討 - 捕獲適地や適期の検討のための情報収集	(3) 片品・檜枝岐地域(移動型個体の移動経路上) - 集中通過地域での効率的・効果的な捕獲 - 関係機関で連携した効率的・効果的な捕獲 - 定住型個体の通年捕獲(有害・管理捕獲) (4) 尾瀬ヶ原・尾瀬沼地域 - 春から晩秋にかけての移動型個体の捕獲 (5) 会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山周辺地域 - 生息状況調査の結果に基づき捕獲 - 捕獲を効果的に実行するための体制整備
	植生保護	モニタリング
	(1) 日光国立公園 - 既存防護柵の維持管理、植生の回復、保全対象種の衰退防止 - 防護柵の効果検証 - 防護柵の設置検討(鬼怒沼、女峰山、太郎山) (2) 尾瀬国立公園 - 優先防護エリアのA及びBランク区域への5年以内の防護柵の設置 - 防護柵の効果検証	(1) モニタリング ①生息状況の把握、②植生影響の把握、③対策の効果検証の3つの観点から実施 - モニタリングの継続、事業目標の達成に向けた進捗の把握によりPDCAサイクルを回転 - データの収集・蓄積が効率的に行える手法、共通様式の導入 (2) 調査研究 - 移動型個体群を含むシカの動態や植生への影響等に関する調査研究の推進

次年度以降のスケジュール

- 対策方針に基づき、協議会で毎年度「実施計画」を策定。
- モニタリング結果を踏まえ、対策の評価・検証を行うことで、PDCAサイクルによる順応的管理を進める。

ポイント：PDCAサイクルによる順応的管理



(参考) 尾瀬・日光国立公園二ホンジカ対策広域協議会

設置年	令和元年 8 月 1 3 日
目的	栃木、群馬、福島、新潟の 4 県を移動する二ホンジカの日光利根地域個体群等の分布地域において、関係機関・団体が広域的に連携し、適切な個体群の管理及びその他の必要な対策を実施することにより、尾瀬国立公園及び日光国立公園の貴重な湿原、森林、高山生態系等に及ぼす影響を低減又は排除すること
構成員	関東地方環境事務所 次長 林野庁 関東森林管理局 計画保全部 保全課長 福島県 生活環境部 環境共生総室 自然保護課長 福島県教育庁 文化財課長 群馬県 森林環境部 自然環境課長 群馬県教育委員会 文化財保護課長 新潟県 県民生活・環境部 環境企画課長 新潟県教育庁 文化行政課長 栃木県 環境森林部 自然環境課長 栃木県 県西環境森林事務所 環境企画課長 南会津町 環境水道課長 檜枝岐村 産業建設課長 片品村 農林建設課長 魚沼市 生活環境課長 日光市 農林課長 東京電力HD株式会社 リニューアブルパワー・カンパニー 水利・尾瀬グループグループマネージャー 尾瀬山小屋組合 組合長 公益財団法人 尾瀬保護財団 事務局長

「新・尾瀬ビジョン」との対応：「みんなで守る」 視点④科学的知見に基づく保全 ■調査研究の促進

1. 実施体制
- ① 第4次尾瀬総合学術調査団(事務局:尾瀬保護財団) 調査団発足:H28.12.13

└ 団長:坂本充(名古屋大学名誉教授)

└ 基礎研究部会 部会長:鈴木邦雄(横浜国立大学名誉教授)

└ 重点研究部会 部会長:岩熊敏夫(北海道大学名誉教授)

② 調査員等の委嘱(R2.3.16現在)

実行役員8名、調査員61名(基礎研究30名、重点研究31名) 計69名

- ☆ポイント☆
- ①令和元年度調査では、動植物目録と詳細植生図の作成、ニホンジカによる植生への影響、洪水による影響、植生と泥炭の化学環境の関係、温暖化影響下での尾瀬生態系の変遷等を明らかにし、長期モニタリングシステムや自然資源管理モデル、バーチャルミュージアム構築を進めている。

②報告書は、R3年度末刊行に向けて調整中。

2. 基礎研究部会研究項目
- 尾瀬ヶ原の自然情報の整理と現状把握
- ①植物相、動物相のインベントリー調査

尾瀬に存在する動植物種のリストアップ、特定の生物のDNA解析等

②尾瀬ヶ原湿原と周辺山地の植生分布状態と環境の調査

(1)衛星画像およびドローンを用いた植生の詳細空撮と測量による尾瀬植生デジタルデータ整備

(2)ヤチヤナギの窒素固定活性が泥炭中の窒素量に与える影響調査

③ニホンジカ侵入による尾瀬ヶ原の攪乱・劣化とその回復 追跡の調査

過去と現在の植物群落の比較によるニホンジカの植生影響調査・分析

④長期広域モニタリングシステムの構築

空撮による植生モニタリング手法と現地調査による泥炭環境、シカ行動のモニタリング手法検討

⑤社会科学的に見た尾瀬の自然の価値の調査

社会・人間活動と自然環境の共生、自然資本の持続性の調査研究

⑥普及事業

尾瀬の自然をテーマとしたバーチャルミュージアムの企画・試作作成

3. 重点研究部会研究項目
- 気候変動が尾瀬の生態系に与える影響解明のための調査
- ①湿原地形と陸水環境の変遷の調査

池塘水生植物相変遷及び水生生物相と水質・底質の関連検討、並びに湿原炭素循環の調査

②泥炭地のミネラル栄養性の調査

泥炭間隙水と泥炭の理化学分析による植生分布との関係調査

③温暖化影響下の湿原生態系変遷の調査

気象・水文データの長期変動解析及び衛星画像パラメータの年変化解析、空撮画像との比較研究
4. その他
- ①調査実施にあたり、皆様には、資金提供及び許認可手続き等で大変お世話になりました。

②報告書は、令和3年度末刊行予定で調整している。

③令和2年度も重点研究部会で一部補足調査を実施する。

①植物相、動物相のインベントリー調査

尾瀬の維管束植物(高等植物)の標本調査と現場調査により、過去の学術調査で記録された植物種の9割強が確認されるとともに、多くの新種が見いだされた。山岳地のコマクサ、尾瀬沼と溪流の水生植物と底生動物について遺伝子解析を行い、種特性と地理的分化状態を明らかにした。また、捕獲調査により、175種の底生動物、14種のコウモリ、16種のアザミウマが尾瀬に生息していることを明らかにした。

②尾瀬ヶ原湿原と周辺山地の植生分布状態と環境の調査

2-1.今回の総合学術調査結果も含めた2,342の調査資料について、高層湿原、中間湿原、低層湿原、低木群落、拋水林の植物群落組成の解析を進めた。ニホンジカの植生への影響として、拋水林の林床に従来なかった高茎草本が見られたことに加え、シカ忌避植物の増加と、シカ攪乱地に特異的生育をするミチノクホタルイ、ハクサンスゲが認められた。2-2.衛星画像およびドローン空撮情報による尾瀬植生分布状態の把握・解析を行った。衛星画像から植生活性度や土壌水分等に関わる指数等を反映した相関植生図を作成するとともに、ドローン画像から尾瀬ヶ原全域の1/5,000、竜宮十字路付近の1/1,000の植生図を作成した。植生生育の支配環境では、ヤチヤナギ増加への窒素固定の効果的関与が示されたが、ニホンジカ攪乱地では、泥炭還元化とアンモニウム増加と窒素固定活性低下が、植生種の変遷を齎す要因となる可能性が示された。

③ニホンジカ侵入による尾瀬ヶ原の攪乱・劣化とその回復・追跡の調査

ニホンジカ影響が殆ど無い1970年代と現在の植生分布の比較から、植生種出現頻度が1970年代より少ない群落は12群落の43種であり、1970年代よりも高い群落は9群落の90種と、シカの植物群落影響には、種数の増加をもたらす群落と、種数の減少を齎す群落のあることが示された。群落内の絶滅危惧種存在割合とニホンジカの掘り起し影響等から、尾瀬ヶ原植物群落脆弱性は、高層中間湿原より低層湿原で大きいと判断された。

④長期広域モニタリングシステムの構築

4-1.尾瀬生態系の持続的保全には、環境非破壊的な持続的広域モニタリングシステムが必要なことから、ドローン空撮情報と現地植生調査結果を対応させた植生図作成と並行して、尾瀬木道160地点の春、夏、秋のパノラマ画像撮影による植生分布状態と群集構成把握の併用による尾瀬ヶ原植物長期広域モニタリング手法を検討した。4-2.ニホンジカ行動把握におけるマイクロ波レーザーセンサーデータロガーシステムとトレールカメラの有効性を検討した。4-3.シカのヌタ場土壌化学分析結果は、いずれも2価鉄とアンモニウム濃度、pH値が高いことから、これら指標がシカの湿原攪乱指標として使える可能性を示した。

⑤社会科学的に見た尾瀬の自然の価値の調査

5-1.尾瀬登山者へのアンケート調査により、尾瀬国立公園利用者の95%が尾瀬の環境保全目的の基金設立に肯定的で、支払い意思率も500円が90%、1,000円が74%と高い。また基金用途としては湿原の保全と回復への期待が示された。5-2.尾瀬ヶ原の生態系サービスは、尾瀬の動植物、水、土の自然資源に大きく依存することから、生態系サービスの自然資源への依存性の検討により、尾瀬国立公園の効果的管理のための維持管理コストとその効用の把握を目指した自然資源管理モデルの構築を目指す。

⑥普及事業

尾瀬の自然の魅力を人々に伝えるバーチャルミュージアム作成では、尾瀬の自然の姿を動的視覚で利用者に提供するために、動画資料として新井幸人氏から提供戴いた新たなドローン撮影画像およびその他映像資料、および尾瀬ヶ原160か所における春夏秋冬の定点撮影パノラマ映像等の尾瀬総合学術調査成果を用いる。対象は、小学校高学年から中学生として、スマートフォン、PCで閲覧利用可能なシステムの構築を目指している。

①湿原地形と陸水環境の変遷の調査

（池澮の水文と洪水影響）

池澮への水供給とそれに伴う池澮における物質と生物影響を検討した。ドローン撮影情報による尾瀬ヶ原池澮の融雪状況検討により、地下水流入池澮を判定した。5月融雪時の現地調査とドローンによる池澮水濁りの検討により池澮の洪水影響を把握し、底質分析結果と併せ、池澮の濁りは湿原からの流入成分によると推測した。他方、池澮水腐植物質量は、泥炭からの供給と日光による分解で左右されることがしめされた。洪水影響を受ける池澮では、洪水は岸辺動物に多様な影響を与えるが、動物プランクトン種組成に影響がないと判断されたが、魚類生息池澮では、魚の捕食影響で動物プランクトン密度が著しく低かった。池澮水生植物の洪水影響とニホンジカの食害影響については解析続行中である。

（湿原地形と湿原環境の変遷）

尾瀬ヶ原の湿原地形は水の動きと生物の動きを左右する。揺るぎの田代において地下池澮や竜宮の存在を確認するとともに、水中ドローンによる竜宮調査により、地下水路と池澮につながる地下構造と魚類、両生類の生息を明らかにした。湿原底質コアの分析により、上田代90cm層に無機成分の多い層が見られ、過去の洪水履歴を示した。また、下田代の干上がった池澮では、浅間山か榛名山の軽石が見出され噴火履歴と、形成年代を示した。

（湿原地下水と流域環境）

上田代、中田代湿原において、ピエゾメータ設置後の地下水位上昇速度から、泥炭の透水係数が場所により異なることを示した。研究見本園では、地下水は融雪前から早く上昇した。中田代の冬の地温は上田代より高く、中田代で春の雪解けが早く起こる現象を説明している。中田代湿原のドローン詳細湿原画像では、三日月湖の形を残した池澮が多数確認される。残雪期のドローン上田代広域画像は、池澮付近の残雪の中をゆっくりと流れていたと思われる水の存在を、また、雪解け時の灰色模様は、以前、上田代に川が存在していた可能性を示すと考えられた。その水流痕跡と1800ある池澮の位置関係を可視化し、データベース化し、尾瀬ヶ原における池澮成因を広域的に検討する予定である。

（その他）積雪下の湿原生物は、湿原生態系の状態を反映することから、雪と土壌中の生物相と水質の調査を進めており、温暖化影響下の尾瀬生態系の状態把握を進めている。

②泥炭地のミネラル栄養性の調査

尾瀬ヶ原における植生分布と湿原泥炭の化学環境の関係を明らかにするため、表層0-20cmの湿原土壌の土砂粒経と灰分、カルシウム(Ca)含量と優占植生種との関係を検討した。湿原中央部では、ヤマドリゼンマイ生育地の表層土壌間隙水のCa濃度は、ミズゴケ、ヌマガヤ、ササ生育地よりも高濃度であった。ヤマドリゼンマイ生育地の5-10cm層土壌の灰分は、ミズゴケ、ヌマガヤ生育地より高く、より深い10-15cm層土壌で、河畔と同レベルの灰分が検出された。代表的岩石風化物であるケイ酸(SiO_2)濃度と土壌灰分の間に有意な正の相関がみられたことから、流域から供給された土粒子風化によりCaなどミネラルが供給されたと判断された。ヤマドリゼンマイ生育地の深部土壌灰分は、過去の氾濫により流域から流入したと考えられ、そのような氾濫地点にヤマドリゼンマイが優占したと判断された。

③温暖化影響下の湿原生態系変遷の調査

温暖化影響下の尾瀬生態系の変遷は、温暖化による気温上昇と、降水量変化、特に集中豪雨頻度の変化が、尾瀬生態系の水文環境に及ぼす影響で大きく規定される。この影響を調べる基礎資料として以下の調査を進めた。（温暖化影響下の水環境変遷と融雪プロセス）。上田代河川で横断観測と流速観測を水位観測により河川流量を測定し、鳩待峠観測所の雨量、河川水位上昇との関係を検討した。また、衛星レーダー画像による観測をドローンによる現状確認を現地観測による積雪量と土壌水分測定と並行して行い、長期間の水環境の変遷と融雪プロセスの調査を進めた。レーダー画像とドローン画像の比較により、拋水林帯の様相がとらえられていることが確認された。

会津沼田街道魅力向上推進プラン



令和 2 年 3 月 5 日

福島県檜枝岐村・群馬県片品村

目 次

■目的・背景・・・・・・・・・・ 2 P

■会津沼田街道の概況・・・・ 4 P

■基本方針・・・・・・・・・・ 10 P

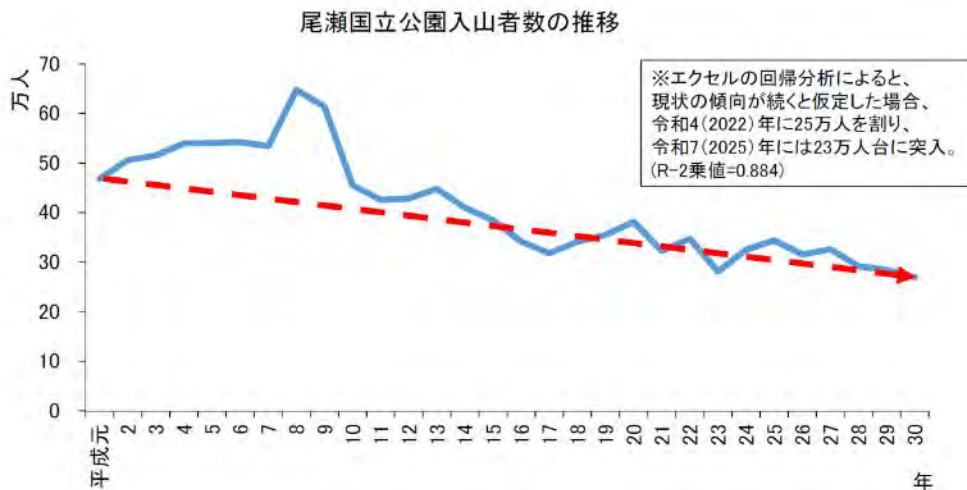
■具体的取組・・・・・・・・・・ 11 P

■目的・背景

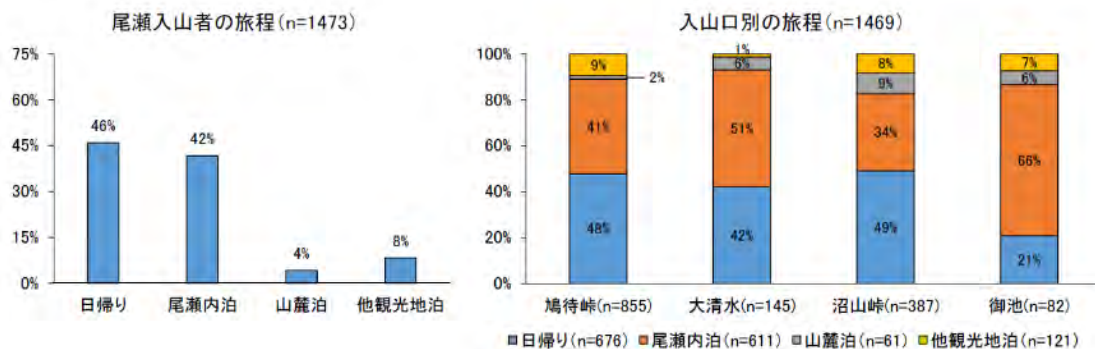
平成30年9月に尾瀬国立公園協議会で策定された「新・尾瀬ビジョン」では、尾瀬を取り巻く自然的・社会的環境の主な変化として、ライフスタイルの変化とレジャーの多様化、外国人旅行者の増加が挙げられています。

ライフスタイルの変化とレジャーの多様化による「山離れ」や、観光地間の競争は、尾瀬国立公園の入山者数減少の一つの要因と考えられる一方、全国的な外国人旅行者の増加の流れから、尾瀬においても外国人旅行者数は増えつつあり、今後も増加が予想されます。

このような状況を踏まえ、尾瀬に対する現代的な関心を新たに創出し、尾瀬の魅力を十分に堪能するような滞在型の利用をさらに進めるとともに、訪日外国人旅行者を尾瀬へ呼び込むためには、尾瀬の魅力である自然を保護、活用していくことと併せて、歴史・伝統・文化などの地域の宝を再度見直し、その魅力を磨き上げ、ストーリー性を持って発信していく必要があります。



出典：尾瀬国立公園入山者数データ



出典：環境省「H24年自動車利用のあり方検討調査」7月21日(土)～29日(日) 鳩待峠、大清水、沼山峠、御池

本プランは、その一環として、古くからの交易路として尾瀬沼を経由して会津と上州を結ぶ「会津沼田街道」の魅力を磨き上げ、街道を利用した滞在型利用を進めるとともに村内外に伝えていくため、檜枝岐村と片品村が連携して、「会津沼田街道魅力向上推進プラン」を策定し、「会津沼田街道」の魅力向上に向けた取組を協働で推進することを目的とします。

なお、本プランは、「新・尾瀬ビジョン」（2018 年 9 月 尾瀬国立公園協議会）及び「ふくしまグリーン復興構想」（2019 年 4 月 福島県・環境省）に沿って取組を進めることとします。

■会津沼田街道の概況

尾瀬で繋がる2つの村、福島県檜枝岐村と群馬県片品村には、現在でも両村を結ぶ車道がありません。江戸時代、会津と上州の国境である檜枝岐村と片品村（戸倉）には番所があり、交易路として相当の往来がありました。檜枝岐村の七入から道行沢沿いをとおり沼山峠を越え、尾瀬沼の近くを經由し三平峠から片品村の大清水に至るこの道を檜枝岐村では「沼田街道」と呼び、片品村では「会津街道」と呼んでいました。

かつて尾瀬沼三平下付近に物資の交換場所としての交易小屋があり、主に檜枝岐村からは会津の銘酒と米を持ってきてこの小屋に置き、片品村（戸倉）からは油と塩を持ってきて置き、互いの物々交換を明治初頭頃まで行なっていたようです。

檜枝岐村の丸屋旅館には、明治29年から40年までの宿帳が残されており、宿泊人は油商人や薬売り、鉱山職人、屋根葺き、養蚕などさまざまでした。その出身地は、県内はもちろん群馬、新潟、青森などと幅広く、交易路として通行があったことを現代に伝えています。

また戊辰戦争の際には、慶応4年（1868年）に会津軍と新政府軍が戸倉で交戦した記録があり、大江湿原には幕末に会津軍が駐留した際に築いた「土塁」の跡が残されています。

時代の移り変わりにより交易路としての利用はなくなりましたが、「会津沼田街道」は2つの村を結ぶ唯一の「道」です。今ではこの街道の大部分に木道が敷かれておりますが、尾瀬国立公園の魅力の一部であり、歴史ある街道として今後も大切に管理していかなければなりません。



沼山峠より尾瀬を望む（昭和40年頃）

会津沼田街道計画検討範囲

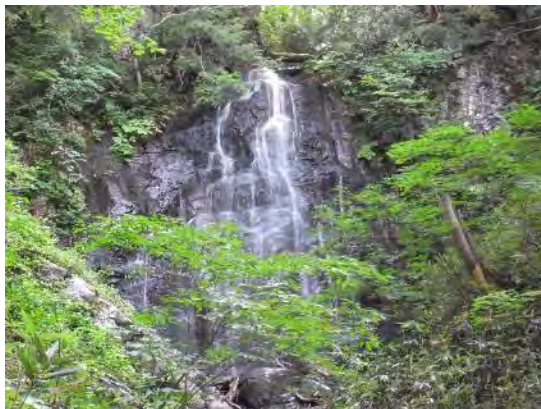




七入 山の神



沼山 山の神



抱返ノ滝



沼山峠



戊辰戦争の土塁跡



大江湿原



三平下 山の神



山の神由来



S 24 大江湿原と長蔵小屋



S 32 馬で荷物を運ぶ



S 20 年代 七入分岐



S 20 年代 尾瀬へ遠足



S52. 5. 12 一ノ瀬



S 40 三平峠山頂



尾瀬沼 古銭



S 40 年頃 大清水休憩所バスターミナル



S 40 年頃 尾瀬沼



S 34 尾瀬沼山荘



H3 第10回尾瀬開き 大清水



S 57 沼山休憩所



S 39 尾瀬沼ヒュッテ



S 38 尾瀬沼山荘



S 46 沼山峠

■基本方針

「新・尾瀬ビジョン」では、活かしたい尾瀬の強みを高めながら、みんなの財産である尾瀬をこれからも守り続けるために、尾瀬がめざす姿として「みんなに愛され続ける尾瀬」を掲げています。

その姿を実現するため、「みんなの尾瀬を みんなで守り みんなで楽しむ」を行動理念に掲げています。

本プランの実施に当たっては、これらの行動理念に基づき、3つの基本方針に沿って取組を進めていきます。

○基本方針1「守る」

地域に息づいた歴史・伝統・文化、多様性が高く発達した森は、地域に対する愛着を深める大切な資源であるため、その価値を再認識し守っていくとともに、会津沼田街道の維持管理に努めていきます。

○基本方針2「楽しむ」

何度も訪れたい尾瀬をめざすため、会津沼田街道の更なる魅力（地域資源）を再度見直し、その魅力を磨き上げ、旧街道の利用増加による滞在型利用を進めていきます。

○基本方針3「伝える（広げる）」

古くから続いてきた会津沼田街道による交流の歴史や地域の文化、森が持つ自然の価値を後世に伝えるため、幅広く内外に発信していきます。

■ 具体的取組

「守る」取組

(1) 歴史・伝統・文化調査

【達成目標】

- ・ 会津沼田街道に関する地域資源の確認と、その保全・活用方針の整理

【実施方針】

- ・ 会津沼田街道に関する歴史・伝統・文化を磨き上げるため、文献調査、現地踏査、学識経験者へのヒアリングなどを実施します。地域資源の洗い出しを行うことにより、その価値を再確認するとともに、新たな魅力の発掘等を行い、今後の保全・活用の推進につなげます。

【実施体制】 檜枝岐村、片品村

(2) 自然資源調査

【達成目標】

- ・ 会津沼田街道に関する自然資源の確認と、その保全・活用方針の整理

【実施方針】

- ・ 会津沼田街道に関する自然資源を磨き上げるため、現地踏査、学識経験者へのヒアリングなどを実施します。地域資源の洗い出しを行うことにより、その価値を再確認するとともに、新たな魅力の発掘等を行い、今後の保全・活用の推進につなげます。

【実施体制】 檜枝岐村、片品村

(3) 街道の保全

【達成目標】

- ・ 会津沼田街道の適切かつ継続的な利用

【実施方針】

- ・ 各関係機関において必要に応じて木道等の整備を行うとともに、適切な維持管理を行う。

【実施体制】 檜枝岐村、片品村、群馬県、環境省

(4) ビューポイントの展望の確保

【達成目標】

- ・ 尾瀬における展望地の眺望の改善

【実施方針】

- ・ 来訪者に尾瀬の景観をより楽しんでもらうため、会津沼田街道沿いのビ

ューポイントの洗い出しを行い、自然環境への影響を最小限にすることを前提に、ビューポイントにおける眺望の阻害要因を取り除き、景観の改善を行います。

【実施体制】 檜枝岐村、片品村

「楽しむ」取組

(1) 多言語標識の整備

【達成目標】

- ・ 尾瀬を訪れる外国人旅行者の増加と満足度の向上

【実施方針】

- ・ 会津沼田街道に関する地域資源の魅力を訪日外国人も含めた来訪者に分かりやすく効果的に伝えるため、「尾瀬国立公園標識ガイドライン」に基づき、多言語標識の整備を行います。

【実施体制】 檜枝岐村、片品村、群馬県、環境省

(2) ガイドプログラムの作成

【達成目標】

- ・ 尾瀬を訪れる来訪者の満足度の向上
- ・ 会津沼田街道を経路とする利用者の増加

【実施方針】

- ・ 尾瀬の地域資源について来訪者にその背景を知ってもらい、より深く尾瀬を楽しんでもらうため、会津沼田街道の魅力を活かしたガイドプログラムを作成します。また、併せてモニターツアーを実施し結果の分析を行うことで、ガイドプログラムの改善を図ります。

【実施体制】 檜枝岐村、片品村、有識者、ガイド団体等

「伝える（広げる）」取組

(1) 積極的なプロモーションの実施

【達成目標】

- ・ 自然、文化に興味が高い人々に対する会津沼田街道を中心とした尾瀬の利用形態の認知向上

【実施方針】

- ・ 尾瀬の自然、文化という魅力を堪能することができる会津沼田街道を積極的にプロモーションするため、web サイトや SNS、動画の作成等の情報発信を積極的に行う。

【実施体制】 檜枝岐村、片品村、尾瀬保護財団

(2) 情報発信拠点の活用

【達成目標】

- ・ 会津沼田街道及び、檜枝岐村、片品村に関する認知度の向上

① 尾瀬沼ビジターセンターの活用

【実施方針】

- ・ 尾瀬沼ビジターセンターにおいて、会津沼田街道に関する情報提供や檜枝岐村・片品村の歴史・文化に関する情報発信の充実を図る。

【実施体制】 檜枝岐村、片品村、環境省

② 道の駅等の活用

【実施方針】

- ・ 道の駅・尾瀬檜枝岐、道の駅・尾瀬かたしな、山の駅・沼山峠などにおいて、会津沼田街道に関する情報発信を行うとともに、「通行手形」の発行、両村の特産品の販売などを行います。

【実施体制】 檜枝岐村、片品村

(3) 「会津沼田街道」村民交流事業

【達成目標】

- ・ 両村民の尾瀬への理解と愛着の向上

① 新尾瀬沼ビジターセンターのイベントへの両村の協力

【実施方針】

- ・ 新尾瀬沼ビジターセンターのイベントに両村が協力することにより、両村民の尾瀬への理解と愛着を高めます。

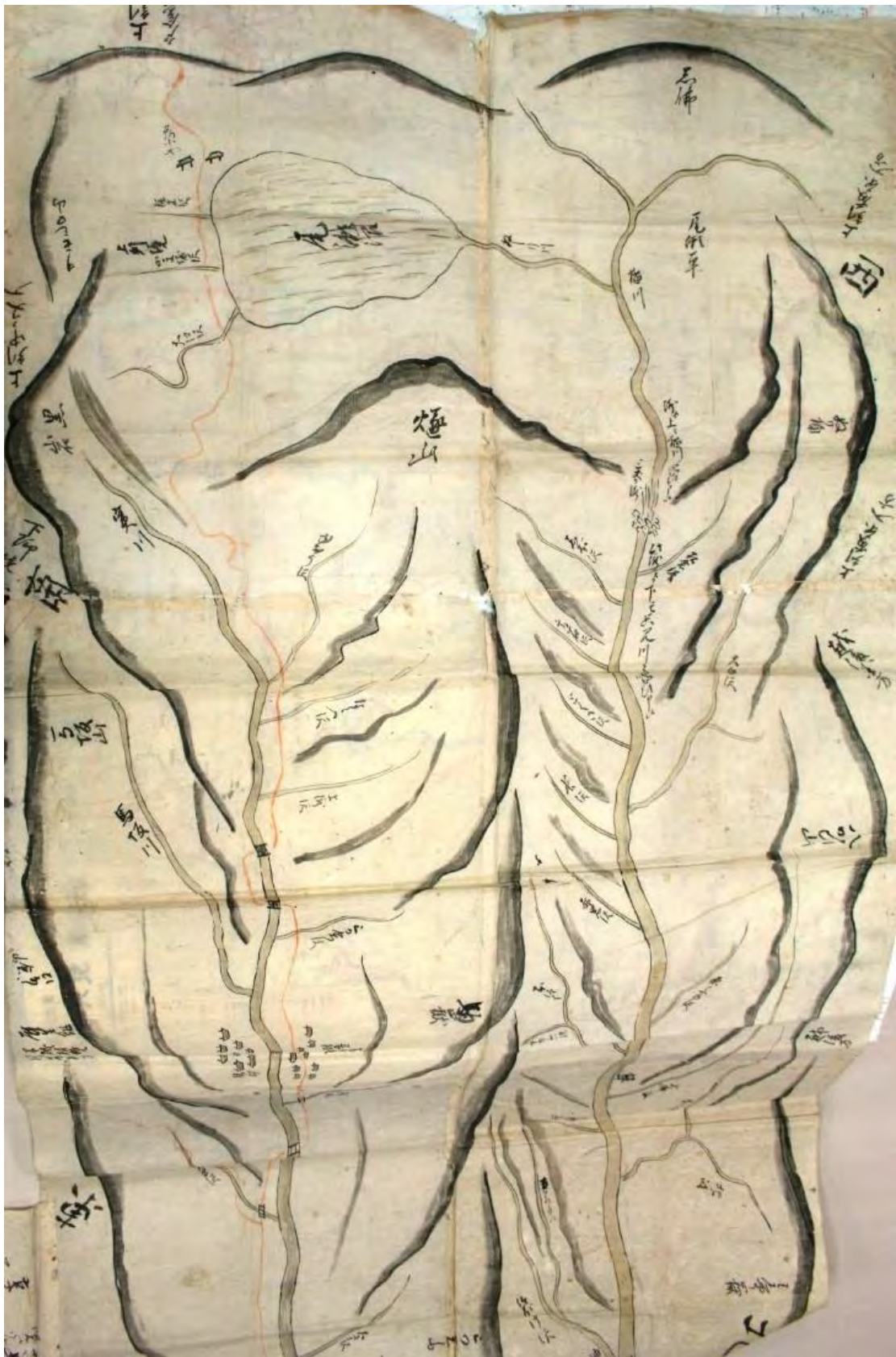
【実施体制】 檜枝岐村、片品村、環境省

② 「尾瀬の名人」たちの聞き書き

【実施方針】

- ・ 群馬県立尾瀬高校生らの協力により、会津沼田街道を守り・育ててきた、馬方や歩荷、山小屋主人ら「尾瀬の名人」たちの聞き書きを行い、その内容を冊子として纏めます。冊子新ビジターセンターで配布することにより、これまで知られていなかった尾瀬の歴史を来館者に伝えます。

【実施体制】 檜枝岐村、片品村



檜枝岐村絵図享和4年(1804年) 赤道が沼田街道

会津沼田街道魅力向上推進プランの具体的取組(案)

1.「守る」取組

○歴史・伝統・文化調査・自然資源調査【期間:令和2年4月～令和4年3月】

- ◆ 令和2年度にワーキンググループを設置し、検討を行う。
 - ・ワーキンググループの構成メンバーは有識者、地元関係者、地元行政機関等を想定
- ◆ 地域資源の洗い出しと一元化を行い、地域資源の可視化の取組を進める
- ◆ 令和3年度中に報告書作成

○街道の保全

- ◆ 各管理者がその責任により、木道整備等の適切な維持管理を適切に実施

○ビューポイントの展望の確保

- ◆ 令和2年中に眺望の改善と継続的な管理方針を決定する。

2.「楽しむ」取組

○多言語標識の整備【令和2年12月～令和5年3月】

- ◆ 歴史・伝統・文化調査、自然資源調査の結果に基づき、必要な整備箇所を選定
- ◆ 設置方法は今後検討し、令和4年度中に設置
- ◆ 財源は国立公園多言語解説等整備事業を想定

○ガイドプログラムの作成【令和3年4月～令和6年3月】

- ◆ 令和3年度にワーキンググループを設置
- ◆ 歴史・伝統・文化調査、自然資源調査の結果に基づき、検討を行う
- ◆ 令和4年度にモニターツアーの実施、結果の分析
- ◆ 令和5年度にガイドブックの作成

会津沼田街道魅力向上推進プランの具体的取組(案)

3.「伝える(広げる)」取組

○積極的なプロモーションの実施【期間:令和2年4月～令和4年3月】

- ◆ webサイトやSNS、動画の作成等による会津沼田街道の積極的な情報発信

○情報発信拠点の活用

① 尾瀬沼ビジターセンターの活用【期間:令和2年4月～令和5年3月】

- ◆ 会津沼田街道に関する情報の発信提供
- ◆ 檜枝岐村・片品村の歴史・文化に関する情報発信の充実

② 道の駅等の活用【期間:令和2年4月～令和5年3月】

- ◆ 会津沼田街道に関する情報発信
- ◆ 両村の道の駅、ビジターセンターで通行記録がもらえる「通行手形」の発行
- ◆ 両村の特産品の販売

○「会津沼田街道」村民交流事業

① 新尾瀬沼ビジターセンターのイベントへの両村の協力【期間:令和2年4月～令和3年6月】

- ◆ 両村の小学生による「夏の思い出」合唱
- ◆ 檜枝岐歌舞伎 舞台清め「寿式三番叟」の上演
- ◆ 新ビジターセンターにおける企画展(歴史写真等)の開催

② 「尾瀬の名人」たちの聞き書き【期間:令和2年4月～令和4年3月】

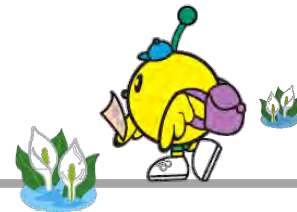
- ◆ 群馬県立尾瀬高校生らの協力により、「尾瀬の名人」たちの聞き書きを実施
- ◆ 令和3年度に聞き書きの内容を冊子として纏める
- ◆ 冊子を新ビジターセンターで配布

スタートアップふくしま尾瀬事業 事例紹介

福島県自然保護課



スタートアップふくしま尾瀬事業とは

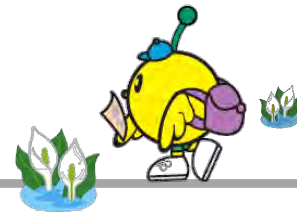


福島県自然保護課では、福島之宝である尾瀬を大切に保護する一方、国立公園として多くの人々に訪れていただきたいという思いから、福島県側から尾瀬に入山する一帯及びその地元町村を含めて、新たに「ふくしま尾瀬」と名付け、平成30年度から「スタートアップふくしま尾瀬事業」を展開しています。

この事業では、まだ尾瀬を訪れたことがない日本国内の若者や外国人をターゲットに、SNS等を活用した「知ってもらう」ための取組と、尾瀬に「行ってみる」きっかけづくりを行っています。

「#ふくしま尾瀬」「#fukushima_oze」をキーワードに、国内外に新しい福島のイメージを発信することで原発事故による風評を払拭し、国内外の多くの方々に訪れていただきたいと考えています。

平成31年度事業 ①マウンテンフェス



尾瀬を訪れるきっかけづくり

アウトドアメーカーとの連携や地元の協力のもとイベントを開催。9月14日（土）～15日（日）の2日間で、首都圏や県内を中心に約2,400名が来場しました。



イベント会場



朝ヨガ

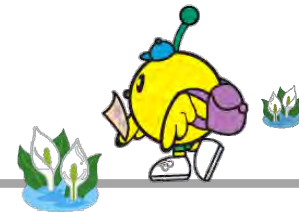


アウトドアメーカーのブース



併催された沢登りツアー

平成31年度事業 ②ランドネ、懸賞、モニター



ターゲットに訴求するツールを活用した情報発信

若者や外国人の重要な情報源であるSNSでふくしま尾瀬を拡散させるため、県内の大学生や外国人等を対象としたモニターツアーを実施しました。

若い女性人気のアウトドア誌「ランドネ」にふくしま尾瀬の記事を掲載。併せて特集ページの抜き刷り冊子を製作し、イベント等で配布しました。

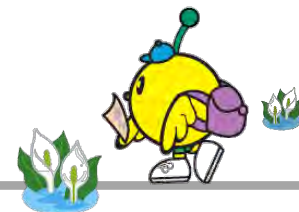
SNS（Twitter、Instagram）での投稿を対象に、#ふくしま尾瀬SNS懸賞キャンペーンを展開しました。



外国人対象モニターツアー



平成31年度事業 ③多言語マップ、英語版HP



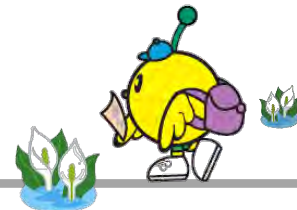
インバウンド向けの情報インフラ整備

山と溪谷社と連携し、英語・簡体字・繁体字で尾瀬のトレッキングガイドマップを製作。表面はモデルルートや国立公園内でのルール、裏面は地図で構成されています。今後、アウトドアショップ等で配架します。

上記マップのデータを活用し、英語版のWEBサイトを現在制作中です。



平成31年度事業 ④動画配信



動画やSNSを活用したデジタルプロモーション

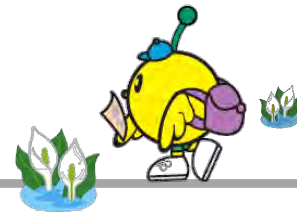
昨年度製作した動画等を活用してYoutubeやFacebook等で広告を配信。欧米豪、台湾、日本国内を対象にふくしま尾瀬の認知度向上を図りました。動画は425万回再生、Facebook広告は13万人の閲覧者を獲得しました。

併せて、どのエリアの視聴熱が高いかを分析（＝ターゲット洗い出し）。日本国内よりも海外（欧米豪、台湾）の再生率が高い結果が出ました。欧米豪を国別に見ると、アメリカ、フランス、オーストラリアのリアクションが優れていました。



↑ QRコードからそれぞれの動画にリンクするので是非ご覧下さい

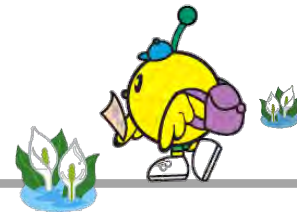
今年度事業をふまえた令和2年度の展開



①ターゲット（国内の若者、インバウンド客）への認知度向上
→顧客目線に立ったきめ細やかな**情報発信**

②尾瀬国立公園内に宿泊する必然性の創出
→個人向け**アクティビティコンテンツ開発**

③尾瀬を訪れるきっかけづくりとアクティビティのテストマーケティング
→**マウンテンフェス**の継続開催



◆他地域事例の研究

海外も含めた先進事例を収集・研究し、
尾瀬が目指すべき姿を関係者間で共有したい

◆エリア全体で共有できるK P Iの設定

現行の指標（登山口別入山者数）だけでは
利用者分散に向けた取組が成果に反映されないので、
周遊時間や満足度などのサブ指標がほしい

国立公園協議会メンバー 各位

東京パワーテクノロジー株式会社
環境事業部 尾瀬林業事業所長

(情報提供資料)

山荘宿泊者を対象にした尾瀬体験プログラムの実施について
～「新・尾瀬ビジョン」の実現に向けた滞在型・周遊型利用の促進～

標記のとおり、尾瀬を利用される方々に静かな環境でゆっくりと尾瀬の自然を楽しんでもらうことを目的として、2020 年シーズンから山荘宿泊者を対象にした尾瀬体験プログラムのサービスを展開します。

記

1. プログラムの目的

- ・「新・尾瀬ビジョン」の理念にある「みんなで楽しむ」を具現化できるよう、「滞在型・周遊型利用の促進」を図り、朝夕や星空など泊まらないと体験できない魅力を発信することで、豊かな尾瀬の自然を山荘宿泊者に提供すること

2. プログラムの内容

- ・尾瀬山ノ鼻地区ミニツアーガイド

6～10 月上旬の平日限定にて、山ノ鼻地区の山小屋（至仏山荘、山ノ鼻小屋、尾瀬ロッジ）に宿泊のお客さまを対象に、朝夕の尾瀬散策を展開。朝夕の幻想的な風景や星空、ホタルなど、宿泊することで体験できる尾瀬の魅力をご案内する

- ・尾瀬ヶ原半日ガイドツアー

上記と同時期に、同地区山荘宿泊者を対象に午前中に実施。四季の尾瀬ならではの植物、尾瀬の自然を中心にご案内する

※ミニツアーガイドの展開にあたっては、2019 年度に試験実施を行い、アンケートでは利用者の 9 割が「満足」、利用料金は「適正以上」との評価をいただきました

3. 今後の展開にあたって

- ・2020 年度シーズンにおける「尾瀬山ノ鼻地区体験プログラム」を利用された宿泊滞在者からアンケートの集約を行い、プログラムの充実を実施、今後の「滞在型・周遊型利用促進」につなげていきます

4. 添付資料

- ・ご宿泊者さまのための尾瀬体験プログラムのご案内（2020 年度版）
- ・（参考）2020 ボランティア体験宿泊プラン

以上

ご宿泊者さまのための

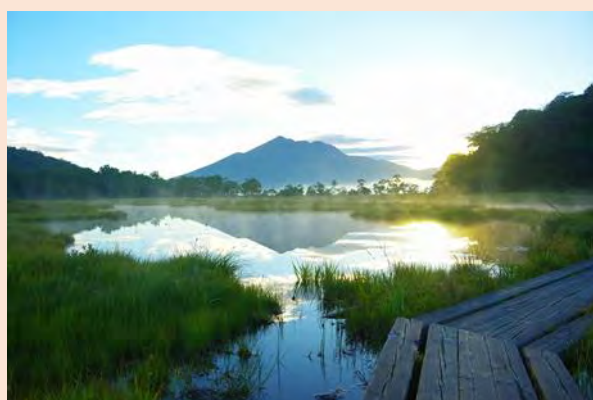
尾瀬体験プログラムのご案内 (2020年度版)

尾瀬の魅力を専門ガイドがご案内いたします

朝と夜の特別な時間を楽しみたい方へ

山ノ鼻地区ミニツアーガイド

山ノ鼻地区の
山小屋でお申込みください



ナイトウォーク ・ 朝散歩

行程： 研究見本園・尾瀬ヶ原上田代
期間： 6月～10月上旬 （開催日はHPIにてご確認できます）
ナイトウォーク・・・水曜日・木曜日
朝散歩・・・木曜日・金曜日
時間： ナイトウォーク・・・夕食後、1時間程度
朝散歩・・・朝食前、1時間程度
集合： 至仏山荘前
対象： 山ノ鼻地区にご宿泊の方
（至仏山荘●山の鼻小屋●尾瀬ロッジ●キャンプ場）
定員： 15名
料金： 1,000円／人 （朝と夜、両方参加の方も1000円）

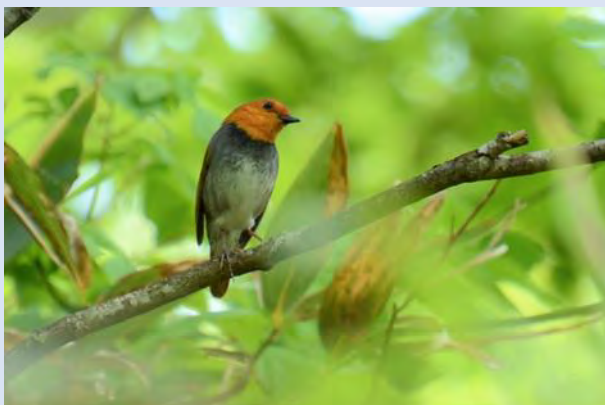
日帰りの登山者が下山すると、尾瀬は静寂に包まれます。夕食後のひと時、周辺で夜の尾瀬を散策します。晴れた夜は満天の星空が見えることも。朝は、尾瀬ヶ原へお散歩に。夜から朝へと移り変わる空の色の美しさ、太陽の日差しを浴びて感じる暖かさは早起きした人の特権です。尾瀬に宿泊する方だけの贅沢な時間――

※雨天時は中止です

宿泊の翌日をもっと楽しみたい方へ！

尾瀬ヶ原半日ガイドツアー

山ノ鼻地区の
山小屋で前日
にお申込みください



行程： 研究見本園・尾瀬ヶ原
期間： 6月～10月上旬の木曜日・金曜日
（開催日はHPIにてご確認できます）
時間： 山小屋宿泊の朝食後～お昼頃まで
集合： 至仏山荘前
対象： 山ノ鼻地区にご宿泊の方
（至仏山荘●山の鼻小屋●尾瀬ロッジ●キャンプ場）
定員： 15名
料金： 3,000円／人

本州最大の湿原の尾瀬ヶ原。彩り豊かな草花を見ながら、歴史、自然保護のとりくみ、写真撮影ポイントなど、ガイドならではの視点で尾瀬ヶ原を散策します。

もっと尾瀬を知りたい！楽しみたい！方へ

尾瀬ヶ原・尾瀬沼 プライベートガイド



事前にお電話、または
ホームページのお問合せフォーム
からお申込みください

本州最大の湿原の尾瀬ヶ原、燧ヶ岳の麓に広がる尾瀬沼。
尾瀬の歴史、自然保護のとりくみなどをはじめ、
トレッキングのコツや旬の自然の楽しみ方など、
ガイドならではの視点で尾瀬をご紹介します。
湿原、森林、湖沼が広がる雄大な自然の中を散策します。

行程：①尾瀬ヶ原（山ノ鼻～牛首分岐～竜宮～見晴～ヨッピー吊り橋など）

②尾瀬沼（尾瀬沼湖畔・大江湿原）

期間：6月～10月上旬まで

時間：7:00～15:00

集合：①鳩待峠 ②大清水（または当社山小屋）
※ご相談の上、行程を決めていきます

対象：当社山小屋にご宿泊の方

（鳩待山荘●至仏山荘●東電小屋●元湯山荘●尾瀬沼山荘）

料金：1日25,000円／グループ（1グループ10名様まで）

日本百名山と花の百名山である至仏山は標高2,228m。
山頂付近には希少な高山植物のお花畑が広がり、
眼下に広がる尾瀬ヶ原の大展望は圧巻です。

行程：①鳩待峠～至仏山山頂往復

②山ノ鼻～至仏山山頂～鳩待峠

期間：7月～10月上旬まで（開催日はHPにてご確認ください）

時間：7:00～15:00

※ご相談の上、行程を決めていきます。

集合：①鳩待山荘 ②至仏山荘

対象：鳩待山荘・至仏山荘にご宿泊の方

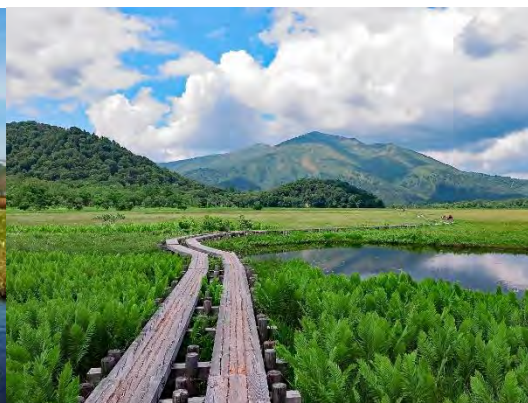
料金：1日35,000円／グループ（1グループ6名様まで）

高山植物と大展望を楽しみたい方へ

至仏山登山 プライベートガイド



※料金に宿泊代は含まれていません



お問合せ・
ご相談は



東京パワーテクノロジー株式会社 尾瀬林業事業所

〒378-0411群馬県利根郡片品村戸倉761

Tel.0278-58-7311（平日9:00～17:00）

HP: <https://www.tokyo-pt.co.jp/oze/>

尾瀬へようこそ

検索



尾 2020

瀬 を 守 る。

ボランティア体験 宿泊プラン

尾瀬国立公園の自然環境保全を体験いただく宿泊プランです。
尾瀬ボランティアを楽しみながら、貴重な山小屋の宿泊体験など、
日帰りでは体験できない「特別な尾瀬」の時間をお過ごしいただけます。

【料金】 大人お一人様 **¥9,000** 子供 **¥6,000**
※法人特約適用後の価格となります。 (消費税込) (消費税込)

【期間】2020年5月上旬～2020年10月中旬まで

【宿泊場所】尾瀬国立公園内の当社山小屋 ※ボランティアの内容により異なります。

【プランに含まれる内容】

山小屋の宿泊代(1泊2食)・ボランティア体験活動

【ご利用条件】法人契約企業団体であり、8名様以上でのご利用

※尾瀬散策ガイドによるご案内をご希望の場合は別途有料となります。

学生向け

(小中高生・大学生対象)

環境活動「学割」宿泊プラン

本州最大の高層湿原を有する「尾瀬国立公園」での環境学習を行いながら、
貴重なボランティア体験が出来る学割宿泊プランです。

【料金】中学生以上(中高校生・大学生)お一人様 **¥8,000**
小学生 **¥6,000** (消費税込) (消費税込)

【期間】2020年5月上旬～2020年10月中旬まで

【宿泊場所】尾瀬国立公園内の当社山小屋 ※ボランティアの内容により異なります。

【プランに含まれる内容】

山小屋の宿泊代(1泊2食)・ボランティア体験活動

【ご利用条件】8名様以上でのご利用

※未成年者の場合、大人の方の同行が必要になります。

※尾瀬散策ガイドによるご案内をご希望の場合は別途有料となります。



宿泊プランを利用したモデルコースの一例(当社シャトルバスご利用の場合)



※このモデルコースの活動メニューは裏面の①～③となります

「尾瀬ボランティア活動」のご紹介

「尾瀬で自然環境を守る活動をしたい」というお客さまのご意見を伺います。当社ではボランティア体験活動をご用意し、お客さまの社会貢献活動をサポートいたします。体験活動の実施時期、開催日等は、あらかじめ設定のうえご案内させていただきます。学校団体や法人企業等でのご利用につきまして、お気軽にご相談ください。

1

外来植物 除去作業



尾瀬の植生や自然を守るため、尾瀬に侵入する外来植物の除去作業を行います。

2

清掃活動



いつまでも美しい尾瀬の自然を守るため、入山口や尾瀬ヶ原に落ちているゴミ拾いを行います。

3

ゴミ持ち帰り 運動



入山口において、ゴミ袋を入山者に配布します。尾瀬は自然保護運動発祥の地です。

4

シカ柵設置・ 撤去作業



尾瀬沼に隣接する大江湿原へのニホンジカ侵入を防ぐことを目的として、防護柵を設置・撤去する作業です。

5

ブナ植林地 下草刈り



ブナ植林地の下草を鎌で刈り取ります。実生した苗や幼木に日が当たるようになり、健全な生育を支えます。

6

ブナ植林地 間伐体験



混み合ったブナをノコギリで切除します。成長木を育成することで、森林の水源涵養機能が高まります。

7

木道焼印 体験



新しく整備された木道に、焼印を押します。新しい木道は約10年間設置され、その記録が残ります。

8

花苗 植え付け



ニホンジカの食害により荒廃した湿原において、ミズバショウやニッコウキスゲの苗を植栽します。

※①～④につきましては、尾瀬保護財団でのボランティア活動に準拠しています。

※⑤～⑧につきましては、開催日・料金等を別途ご相談ください。

お問い合わせ・
ご相談は

東京パワーテクノロジー株式会社尾瀬林業事業所

〒378-0411 群馬県利根郡片品村戸倉761

TEL.0278-58-7311 FAX.0278-58-7636 (平日9:00～17:00) ※土日祝日を除く

「尾瀬国立公園管理計画」の見直しについて

1. 経緯

- 地域の関係者との協働による国立公園の管理運営の取組を進めるため、「国立公園管理運営計画作成要領」（平成 26 年 7 月環境省自然環境局長通知）では、総合型協議会で決定された国立公園のビジョン、管理運営方針等について、「国立公園管理運営計画」に位置づけることとされている。
- 平成 30 年 9 月に尾瀬国立公園協議会において決定された「新・尾瀬ビジョン」を踏まえ、現行の「尾瀬国立公園管理計画（平成 25 年 8 月）」を見直し、新たに「尾瀬国立公園管理運営計画」（以下、「管理運営計画」という）を作成する。
- 管理運営計画の案を検討するため、尾瀬国立公園協議会に「尾瀬国立公園管理運営計画検討小委員会」を設置し、検討を行った。

2. 見直しの方針

- 「新・尾瀬ビジョン」や「国立公園管理運営計画作成要領」を踏まえ、必要な修正を行う。
- 特に、「新・尾瀬ビジョン」の「今後の方向性と必要な取組」を踏まえ、主要な入山口や利用拠点ごとに、提供するサービスやアクティビティを示した「利用方針」を作成する。

3. スケジュール

令和元年 1 1 月	県別意見交換会（福島県、群馬県、新潟県）
令和 2 年 2 月	尾瀬国立公園管理運営計画検討小委員会（原案）
3 月	尾瀬国立公園協議会（原案）
夏頃	県別意見交換会（福島県、群馬県、新潟県）
秋頃	尾瀬国立公園管理運営計画検討小委員会（素案）
令和 3 年 2 月	尾瀬国立公園協議会（案）
令和 3 年度中	関係機関意見聴取、パブコメ、公表

参考 国立公園管理運営計画とは

- 「国立公園管理運営計画作成要領」（環境省自然環境局長通知）に基づく計画
地域の実情に即した国立公園管理運営業務の一層の徹底を図るとともに、地域の多様な関係者と国立公園の目指すべき姿や将来目標、国立公園の保護と利用の推進すべき方向性について共通認識を持ち、国立公園の管理運営を協働により進めていくことで、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として、国立公園ごと又は国立公園の地域ごとに、各地方環境事務所長が作成

尾瀬国立公園管理運営計画（原案） 現行計画（H25.8）からの主な変更点

1. 「新・尾瀬ビジョン」（平成 30 年 9 月）を踏まえた修正

- 「ビジョン・管理運営方針」を新ビジョンに沿って記載（第 2 章）
- 「自然景観の保全に関する事項（みんなで守る）」（第 4 章）、「適正な公園利用の推進に関する事項（みんなで楽しむ）」（第 5 章）の各施策を、新ビジョンの「視点」及び「今後の方向性」に対応させて記載
- 新ビジョンの「今後の方向性と必要な取組」及び地域の意見交換会等での議論を踏まえ、主要な入山口や利用拠点ごとに提供するサービスやアクティビティを示した「利用方針」を作成（第 5 章 3.（2））

2. 「国立公園管理運営計画作成要領」（平成 26 年 7 月）に沿った構成の変更

- 第 3 章「国立公園関係者の連携体制等に関する事項（みんなの尾瀬）」を新設
- 現行の第 5 章「直轄施設の整備と管理に関する事項」を「施設ごとの取扱方針」に統合（第 5 章 3.（3））

3. その他

- 「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針」策定を踏まえた加筆（第 4 章）
- 各事業施設の特性を踏まえ、「施設ごとの取扱方針」を現状に即した記載へ更新するとともに、未執行の事業施設についても取扱方針を記載（第 5 章 3.（3））
- 許認可の取扱方針に、尾瀬国立公園標識ガイドライン、廃屋撤去、施設長寿命化について記載（第 6 章）
- その他、現行計画から時間が経過したことに伴う名称等の変更
- 動植物種に関する記載については、有識者の助言を踏まえて更新予定（作業中）

1. 利用方針について

- ・尾瀬沼地区で荷物を預けられると便利であり、合わせてサブザックのレンタルもあるとよい。
- ・写真教室など、初心者の方でも楽しめるようなアクティビティを加える。
- ・リスクを回避するため尾瀬での環境学習の実施を中止する学校が増えており、**看護師の常駐などの安全対策を進めることが必要**である。
- ・「その他の入山口」として「**小沢平**」も**管理運営計画の利用方針に記載**する。

2. 具体的な取組について

- ・来年度、魚沼市観光協会では「女性限定のツアー」「写真教室」の実施を検討中である。
- ・今後、尾瀬ルート活性化委員会ではボランティア等による登山道整備等の実施を検討中である。
- ・これまで日帰りで尾瀬に行けると謳ってきたが、**発想を変えて「滞在型利用」をPR**していく。
- ・**三県で連携してモデルツアーを造成し、旅行会社に商品化してもらうよう働きかけられるとよい。**
- ・新たなトイレブースの設置検討は、清掃等の管理の仕組みづくりと合わせての検討が不可欠である。
- ・**ビューポイントマップと連動して木道上にポイント表記がある**とよい。
- ・雨天時の楽しみ方については、新・尾瀬沼VCの運営等の検討に合わせて検討していく。
- ・当日受付可能なガイドは、ニーズはありそうであるが採算が合うか未知である。
- ・混雑するミズバショウ期については、利用分散だけでなく入山規制という手法も検討の余地がある。
- ・VCは、尾瀬内／尾瀬外どちらに設置されていてもそれぞれに意味があると考えられるが、尾瀬内に設置されている現状を踏まえると、引き続き**周辺施設と連携した入山前の啓発強化が必要**である。

3. その他について

- ・「適正な利用」を考える上ではオーバー／アンダーユースについての評価も必要となるが、そのためには、利用者がストレスを感じない範囲の利用を場所ごとに議論していくことが必要となる。

1. 利用方針について

- ・ 人手不足等から御池休憩所での食事提供廃止、沼山峠 1 名体制、ブナの森ミュージアムを無人とする。
また、御池駐車場の宿泊者助成と 2 時間まで駐車無料を廃止する。
- ・ 雪が遅くまで残るという「リスク」を「メリット（強み）」に変えるような姿勢・意識も大切である。
- ・ 「その他の入山口」として「七入」も管理運営計画の利用方針に記載する。

2. 具体的な取組について

- ・ 来年度、東京PT(株)では宿泊者を対象としたオプションツアーの実施を検討している。
- ・ 8月30日の「尾瀬の日」が認知されていないため、尾瀬全体でキャンペーンを実施できないか。
- ・ 山小屋とガイドの連携については採算が合うか懸念であるが、まずはできる地域から始めてみて、いずれは好事例として他地域に伝わるとよい。
- ・ 尾瀬もインバウンドが増えており、現状分析（国籍、年齢、動線等）をしっかりと行うことが必要である。また今後は、山小屋全体の宿泊者数把握や入山者数の目標設定も必要ではないか。
- ・ 「地域資源の洗い出し」が重要である。ミズバショウやニッコウキスゲだけでは勝てなくなっている中で、こういった資源に価値があり、今後磨き上げていくべきか議論することが必要不可欠である。
- ・ 入山者減少の中でもキャンプ利用者は増え続けているため、野営場の整備・拡大等も重要になる。
- ・ 地理的条件が違うが、上高地のように「利用のゾーニング（空間の使い分け）」を進められるとよい。
- ・ 失われた魅力の回復に合わせ、新たな風景・魅力の創出も検討できるとよい。

3. その他について

- ・ 利用方針は、拠点毎に「キャッチフレーズ」を考えるなど、分かりやすいものに工夫できるとよい。
- ・ 具体的な取組を進めるにあたっては、ターゲット層＝ペルソナを明確にすることが大切である。
- ・ みんなで取組等の情報を共有し、山小屋等が利用者にも紹介できるようにしていく必要がある。

1. 利用方針について

- ・鳩待峠は、上高地のように「これから登山が始まる」という雰囲気作りや場作りができるとうい。
- ・鳩待峠は、総合的なインフォメーション機能を持たせることが必要である。本来は、戸倉を全ての拠点として考えV C機能が設置されているのが理想ではあるが、現実的には困難と言わざるを得ない。
- ・大清水は、豊かな自然・歴史・文化資源を活用した「体験学習の場」として活用する。また、地名の由来となった「大清水」の流れにもっと光を当てたい。
- ・山ノ鼻は、利用状況に比べて施設のキャパシティ（雨天時の休憩場所等）が全く足りていない。
- ・鳩待峠や山ノ鼻に、かつてのように医療チームが常駐してもらえると安心である。
- ・「その他の入山口」として「富士見峠」も管理運営計画の利用方針に記載する。

2. 具体的な取組について

- ・ミズバショウ期等の混雑を根本的に解決するためには、他地域の魅力やゆったりした楽しみ方をPRすることで、空間的・時間的な分散を強力に進めることが必要である。
- ・冬期アクティビティとして重要な資源である至仏山のGW前後の限定開放について、開山期間の前倒し等も検討できるとよい。
- ・利用分散等のためには、今後「富士見峠」の活用も重要になる。
- ・ガイドの視点などを取り入れながら、効果的な標識等の配置について検討したい。
- ・鳩待峠については関係機関の協議により、鳩待山荘のリニューアルやインフォメーション機能等再整備を検討する。
- ・群馬県側の各拠点について、より分かりやすく利用しやすいようにするため、まずはどのような姿が理想的なのか空間デザインの検討が必要である。

3. その他について

- ・他の国立公園の事例等を調べ、他国立公園が出来て尾瀬が出来ていないことも明らかにする必要がある。

「新・尾瀬ビジョン」推進に係る意見交換会 出席者一覧

分類	出席者
共通	環境省関東地方環境事務所
	公益財団法人尾瀬保護財団
新潟 意見 交換 会	新潟県県民生活・環境部環境企画課
	魚沼市市民福祉部生活環境課
	魚沼市観光協会
	奥只見観光(株)
	尾瀬ルート活性化委員会
	尾瀬ガイド協会新潟支部
福島 意見 交換 会	林野庁関東森林管理局会津森林管理署南会津支署
	福島県生活環境部自然保護課
	檜枝岐村観光課
	尾瀬檜枝岐温泉観光協会
	東京パワーテクノロジー（株）尾瀬林業事業所
	尾瀬山小屋組合
	尾瀬ガイド協会福島支部
	燧小屋
群馬 意見 交換 会	群馬県森林環境部自然環境課
	片品村むらづくり観光課
	東京電力HD株）リニューアブルパワー・カンパニー 水利・尾瀬グループ
	東京パワーテクノロジー（株）尾瀬林業事業所
	片品村観光協会
	片品村戸倉区
	尾瀬山小屋組合
	尾瀬ガイド協会群馬支部
	尾瀬ロッジ

令和元年度尾瀬国立公園管理運営計画検討小委員会 主な意見と対応

1. 尾瀬国立公園管理運営計画(原案)についての意見

意 見	意見者	事務局回答(→修文内容)
尾瀬国立公園管理運営計画の見直しのインターバルは決まっているのか。	日本自然保護協会	管理運営計画も公園計画の見直しと合わせて概ね5年が好ましいという形になっているが、実際に5年ごとに出来ている公園は少ない。
本小委員会の前身は利用分散をテーマに進めてきたと思うが、この利用分散というのは今でも重要なテーマである。それは今後どのような形で検討していくのか。	日本自然保護協会	廃止ではなく、そのテーマで議論いただくことがあるタイミングで開催していきたい。本小委員会も幅広いテーマを扱える場なので、こちらでまとめて議論いただくことも可能。
「登山道として取り扱う」と「山岳探勝歩道として取り扱う」の定義の違いは何か。どこかに書いてあるか。	日本自然保護協会	歩道の定義については、p45に「利用のゾーニング」として記載されている。こちらで登山エリア、軽登山エリア、山岳探勝エリア、入山エリアという分けがあり、登山道として取り扱うというのは登山エリアとして扱うということで、山岳探勝歩道として扱うというのは山岳探勝エリアとして扱うということである。
歩道のスペックの違いみたいなことはどこかに書いてあるか。どこかに記載があった方が良いのではないかと思います。	日本自然保護協会	スペックについては、p48～50(エリアごとの基本方針)に記載。 ただし、やや具体的でない部分があるので、環境省の「自然公園等施設技術指針」での定義などを参考にしつつ検討したい →R2年度小委員会に向けて精査
原案を見ると、前をしっかりと読まないと分からないような構成になっていると思う。読み込めば分かるが、全体の構成としては分かりにくいと感じる。	尾瀬ガイド協会	→第5章(利用)で「3. 施策の方向性」を章の初めに移動。「1. 施策の方向性→2. ゾーニング→3. ゾーニング毎の方針」とした。 ※「保全のゾーニング」は公園計画の地種区分と同義であり、保全対象の効果的な保全のために「施策の方向性」がある。そのため、「1. 保全のゾーニング→2. 保全対象・方針→3. 施策の方向性」の順序が適当。 一方で、「利用」については、公園計画に該当する記載がないため、「施策の方向性」を管理運営計画で新たに設定する必要がある。その効果的な実施のために「利用のゾーニング」を設定する、という構造が適当。

p16の「みんなで守る」の部分で、「利用者に感動を与える美しい自然景観を維持していきます。」と記載があるが、展望や利用動線からの眺望を含めて尾瀬の大事な景観を守っていくという認識でよいか。	尾瀬山小屋組合長	そのとおり。
p19の「利用者負担の仕組みの検討」について、入山料の構想に読める。もっと幅広い、保全のための資金調達と読めるような記載にならないか。	尾瀬山小屋組合	入山料ありきではなく、どのようにしたら幅広く協力が募れるか考えていきたいという趣旨である。記載は再度調整させていただきたい。また、全国的にも大きな課題となっており、環境省としても早々に入山料を導入するという考えはないが、最初から選択肢から除外することも難しい状況がある。利用者以外も含めて幅広く協力をいただく仕組みは、考え続ける必要があるのではないかと考えている。 →見出しを「■利用者の公園管理への協力の推進」と改め、内容についても「資金・労力・アイデアなどさまざまな形で利用者の協力・参加のあり方」とした(p19)

2. 「利用方針」および、その他の意見

意 見	意見者	事務局回答(→修文内容)
富士見峠の利用について、東京電力 HD(株)にご尽力いただき富士見小屋について検討いただいているが、現状富士見峠は利用されておらず、利用されないと村道の整備も進まない状況がある。その辺りもご議論いただければと思う。1 時間以上歩かないと尾瀬に入れない中で、限定的でも近くまで行ける場所があってもよいのではないか。	片品村	(意見のみ)
福島県では、平成 30 年度から「スタートアップふくしま尾瀬事業」として尾瀬の PR を実施している。来年度が3か年の最終年だが、KPIとして入山者数を使っているの、現在のように尾瀬の入山者数が減っていくと苦しい、予算が取りにくいところがある。	福島県	(意見のみ)

事業が終わった後も新しい事業を立ち上げたいとも思っている。 来年度は、アクティビティの開発を進めていきたいと考えている。 佐藤薫氏からシカのライトセンサス体験という提案もあったので、 やってみたい。	福島県	（意見のみ）
その他の入山口で小沢平口の記載があるが、入山口は檜枝岐村 にある。橋が3カ所ない状況であり、檜枝岐村が管理することはで きない状況である。このルートについては、安全周知等を徹底する ことが必要と思っている。	檜枝岐村	（意見のみ）
新潟県としては、小沢平ルートが一番重要な課題になっている。 理由としては、小沢平ルートが新潟県から尾瀬に行ける唯一の登 山ルートであり、また現知事の尾瀬に対する想いが非常に強い状 況であり、誰がいつどのように橋を整備するかまで記載した方がよ いという意見も出ている状況である。	新潟県	橋の整備の前に、まずは当該ルートの活用の方針を立てる べきであると考えている。
大清水（p52）についても会津沼田街道魅力向上推進プランの表 現を入れていただけると有り難い。	東京 PT(株) 尾瀬林業事業所	→文言を追加（p52）
p51で「外国人利用者の増加」を「考慮すべき状況（弱み）」として 挙げているが、具体的にどのようにしたいかが見えてこない。 「軽装入山者の存在」についても、弱みでなく強みにもなると思う し、具体的にどのようにしたいかが書かれていない。全体的に弱み に対して、それに対する対応が書き切れていないと感じる。	尾瀬ガイド協会	弱みはビジネスチャンスにもなると思う。 そういう頭でも考えていきたい。
登山道について、入山者が少ないから整備しないということではな く、議論して集中的に直すことも必要だと思う。	尾瀬山小屋組合	（意見のみ）
笠ヶ岳登山線（p65）について、公園事業として未執行で終わりと するのはあまりに勿体ない。笠ヶ岳周辺にある健全度の高い自然 を守らなければならないと宣言をする必要はあるのではないかな。	日本自然保護協会	そもそも議論の対象になっていなかったため、関係者で話 をするところから始めたい。 →今後、関係者で記載ぶりを調整

・人口が減り続けることを考えると、昭和の人数があったからこそ稼げていた仕組みというのを、これからもなんとかみんなの努力で維持していこうと思うこと自体が多分無理だと思う。 ・行政も企業も選択と集中に尽きと思う。どこにエネルギーを注ぎ、どこからどの程度の利益を得ていくかということをビジネス的にシビアに考えていかなければ、より厳しい未来が待ち受けている感じがする。 ・人数を使って何かを評価できたのは昭和の時代であり、もはや人数×質で見えていかなければならないのではないかと感じたところ。 ・インバウンドについては、特に欧米人の富裕層を尾瀬に誘うかどうか、みたいなことというのは一度詰めて決めることがよいのではないかと思う。	日本自然保護協会	・これからは量よりも質を求める必要があるため、地域の方々にも量よりも質を確保することで、引き続き尾瀬を守る一端を担っていただけるようにしなければならないと感じている。 ・富裕層を呼ぶかどうかという観点では、富裕層を呼ぶためにはそれに見合った施設が必要という条件があるため、現実的には今の山小屋が富裕層を受け入れるのは難しい。 ・環境省でも、来年度から利用の企画官、管理官を 2 名配置する計画。尾瀬全体で外国人にどのようにアプローチしていくか、どのように質を上げていくかということを、このような場を活用して考えていきたい。
---	----------	---

(参考)

令和元年度 尾瀬国立公園管理運営計画検討小委員会
参加呼びかけ主体

1	関東地方環境事務所 国立公園課長（主宰者）
2	関東森林管理局 計画保全部 計画課長
3	福島県生活環境部 自然保護課長
4	群馬県森林環境部 自然環境課長
5	新潟県県民生活・環境部 環境企画課長
6	檜枝岐村 観光課長
7	南会津町 環境水道課長
8	片品村 むらづくり観光課長
9	魚沼市 生活環境課長
10	公益財団法人尾瀬保護財団 事務局長
11	東京パワーテクノロジー株式会社 環境事業部 尾瀬林業事業所長
12	尾瀬山小屋組合 組合長
13	尾瀬ガイド協会長 副会長
14	東京電力ホールディングス株式会社 リニューアブルパワー・カンパニー 水利・尾瀬グループマネージャー
15	公益財団法人日本自然保護協会 参与

以上

尾瀬国立公園の公園区域及び公園計画の変更（点検）に係る基本方針（案）

尾瀬国立公園は、福島県、栃木県、群馬県及び新潟県の県境に位置し、本州最大の産地湿原である尾瀬ヶ原及び火山堰止湖の尾瀬沼並びにそれらの周りを取り囲む燧ヶ岳、至仏山、会津駒ヶ岳、田代山、帝釈山等 2,000m 級の山岳地帯から構成されている。壮大な湿原景観やそこに生育する湿原植生、高山植物等を目的とした自然探勝や登山を中心に、春から秋（5 月～11 月）にかけ約 26 万人の利用者が訪れる。

当初は、昭和 9 年 12 月 4 日に日光国立公園の「尾瀬地域」として指定したが、その後、平成 18 年にとりまとめられた「尾瀬ビジョン」を踏まえ、尾瀬地域と深いつながりがある会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山地域を公園区域に含め、平成 19 年 8 月 30 日に日光国立公園から分離独立し、新たに「尾瀬国立公園」を指定した。

「尾瀬ビジョン」策定から 10 年が経過したことから、尾瀬を取り巻く社会情勢や自然環境が変化したことを踏まえ、平成 30 年 9 月に、これからの尾瀬が目指す姿と方向性を示した「新・尾瀬ビジョン」を決定し、関係機関等と連携した取組を進めている。

今回は、指定後 10 年以上を経た公園区域の点検を行うとともに、「新・尾瀬ビジョン」の決定をはじめとした諸情勢の変化を踏まえ、公園計画の一部を見直すものである。

点検は、「国立公園の公園計画等の見直し要領について」（平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305174 号）によるほか、下記の基本方針に基づくものとする。

記

1. 公園区域

原則として現行のとおりとする。ただし、必要に応じ、区域線の明確化を図ることとする。

2. 公園計画

(1) 規制計画

1) 保護規制計画

原則として現行のとおりとする。ただし、必要に応じ、地種区分線の明確化等を行う。

(2) 事業計画

1) 保護施設計画

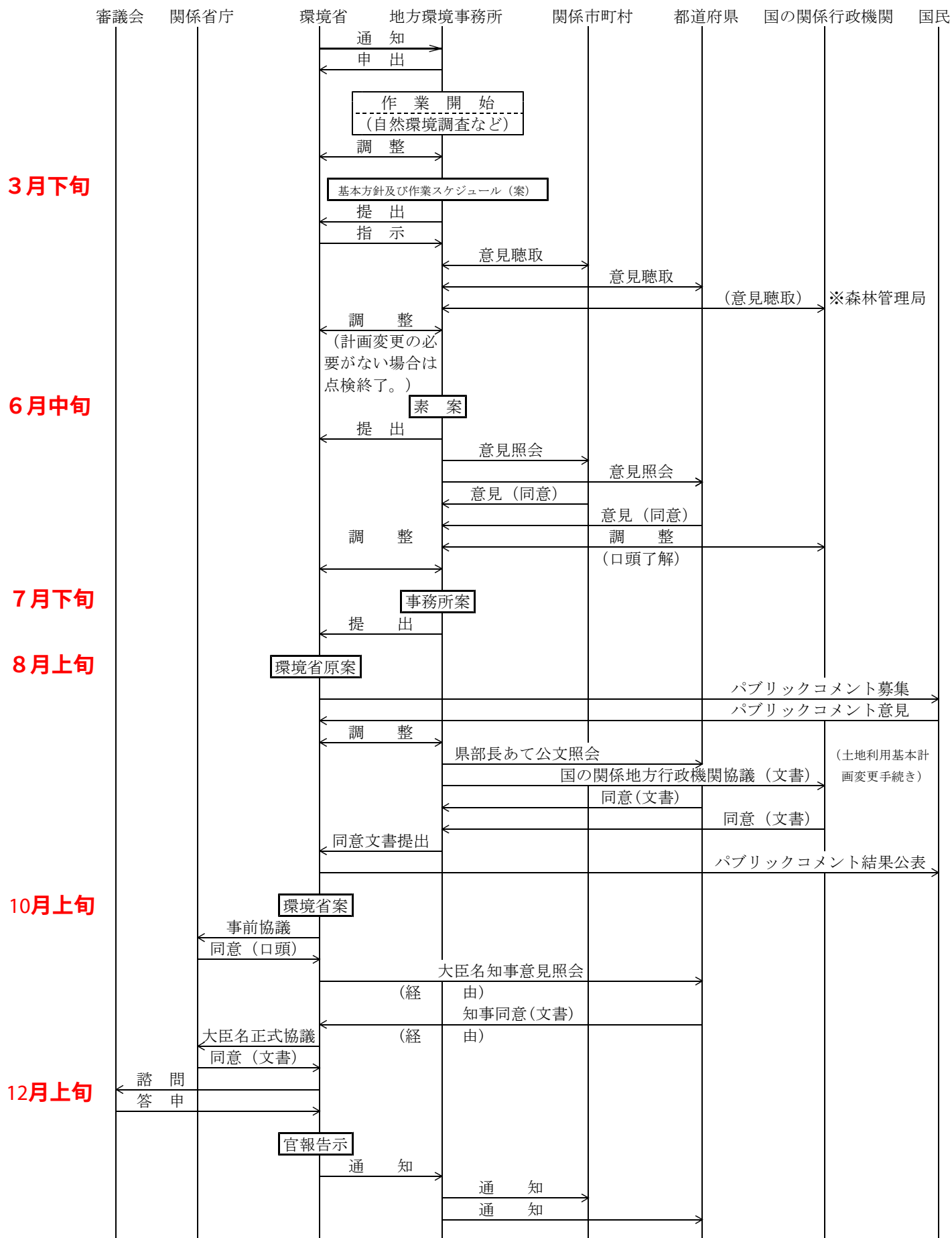
原則として現行のとおりとする。ただし、必要に応じ、社会情勢の変化や利用実態を十分に踏まえ、変更や削除等の所要の施設計画の検討を行う。

2) 利用施設計画

原則として現行のとおりとする。ただし、必要に応じ、社会情勢の変化や利用実態を十分に踏まえ、変更や削除等の所要の施設計画の検討を行う。

以上

国立公園の公園区域及び公園計画の点検に関する作業手順



尾瀬国立公園 管理運営計画書 （原案）

赤字：現行管理計画（H25.8）からの変更・追記箇所

令和 年 月

環境省 関東地方環境事務所

尾瀬国立公園管理運営計画書

目次

はじめに	1
1. 尾瀬国立公園の指定経緯	1
2. 管理運営計画の策定経緯	2
3. 尾瀬国立公園における管理運営計画の位置づけ	3
第1章 尾瀬国立公園の概要	4
1. 公園区域及び公園計画の概要	4
2. 自然環境の概要	9
3. 公園利用の概要	13
第2章 ビジョン及び管理運営方針	14
1. ビジョン	14
2. 管理運営方針	15
第3章 国立公園関係者の連携体制等に関する事項（みんなの尾瀬） 【新要領に基づき新設】	18
1. 関係者の連携に関する方針と施策	18
2. 国立公園の管理運営に関する各種計画・会議等	20
3. 整合を取るべき地域の各種計画 【新要領に基づき新設】	21
第4章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項（みんなで守る）	23
1. 保全のゾーニング	23
2. ゾーニング毎の保全対象及び保全方針	26
3. 保全に関する施策の方向性	32
第5章 適正な公園利用の推進に関する事項（みんなで楽しむ）	40
1. 適正利用に関する施策の方向性	40
2. 利用のゾーニング	45
3. ゾーニング毎の利用方針 【今回改定に伴い項目追加】	48
第6章 行為許可等及び公園事業の取り扱いに関する事項	71
1. 許可、届出等取扱方針	71
2. 公園事業取扱方針	75
第7章 参考資料	83
1. 各種法令の指定区域	83
2. 歩道管理状況・施設等位置図	85
3. 尾瀬の利用動態（平成24（2012）年時点）	86
4. 指定植物一覧	87

(概念図)

はじめに

尾瀬国立公園は福島県、栃木県、群馬県及び新潟県の県境に位置し、本州最大の山地湿原である尾瀬ヶ原及び火山堰止湖の尾瀬沼並びにそれらの周りを取り囲む燧ヶ岳、至仏山、会津駒ヶ岳、田代山、帝釈山等 2,000m級の山岳地帯から構成されています。壮大な湿原景観やそこに生育する湿原植生、高山植物等を目的とした自然探勝や登山を中心に、春から秋（5月～11月）にかけ 約 27 万人（平成 30 年度） の利用者が訪れます。

1. 尾瀬国立公園の指定経緯

尾瀬は、昭和 9 年 12 月 4 日、尾瀬沼及び尾瀬ヶ原の一带並びにそれを取りまく燧ヶ岳及び至仏山等の地域が、「日光」地域とともに日光国立公園の「尾瀬」地域として指定されました。その後昭和 25 年 9 月 22 日に那須甲子・塩原地域が日光国立公園に指定されました。また、昭和 60 年に「那須甲子・塩原」地域、平成 9 年に「日光」地域の再検討が行われた一方で、「尾瀬」地域においては、指定以来、公園計画の再検討が行われていない状況でした。

平成 18 年に環境省が開催した「尾瀬の保護と利用のあり方検討会」で取りまとめられた「尾瀬ビジョン」において、オオシラビソやブナを主体とする森林帯や山地湿原等の自然環境が尾瀬地域と同様と見られ、文化・伝統・利用の面からも尾瀬地域と深いつながりがある会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山地域を公園区域に含め、尾瀬地域と一体として保護・利用・管理運営していくことの必要性が提唱され、公園計画の早期再検討が求められました。当該地域の国立公園への編入については、既に昭和 46 年の自然公園審議会において答申を受けており、その必要性が認められていました。

平成 18 年に環境省が開催した「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会」においては、国民の利用の視点に立った国立・国定公園の指定として、既存の国立・国定公園についても、「国民にわかりやすい区域及び名称を用いたり、性格の異なる区域がひとつの公園として指定されている場合は、区域の見直しを含めた妥当性を検討することが重要である」との提言がありました。「尾瀬」、「日光」、「鬼怒川・栗山」、「那須甲子・塩原」の 4 地域からなる日光国立公園にあつては、自然環境の保護及び利用の両面でそれぞれが大きく異なる特性を持っており、特に原生的な自然環境を主体とする「尾瀬」地域にあつては、他の 3 地域からの分離独立を検討するに値すると考えられました。

以上の経緯を経て、平成 18 年度より「尾瀬」地域の全面的な公園計画再検討が行われ、原生的な自然環境を主体とする「尾瀬」地域を日光国立公園から分離独立するとともに、会津駒ヶ岳及び田代山・帝釈山地域を国立公園に編入し、平成 19 年 8 月 30 日、新たに「尾瀬国立公園」として指定されました。

昭和 9 年 12 月 4 日	日光国立公園指定
昭和 13 年 5 月 13 日	特別地域の指定
昭和 25 年 9 月 22 日	「那須甲子・塩原」地域、「鬼怒川・栗山」地域の区域拡張
昭和 38 年 12 月 22 日	特別保護地区の指定
昭和 32 年 7 月 8 日	「日光」地域の区域拡張
昭和 60 年 9 月 5 日	「那須甲子・塩原」地域、「鬼怒川・栗山」地域の再検討
平成 9 年 9 月 18 日	「日光」地域の再検討
平成 19 年 8 月 30 日	日光国立公園から「尾瀬地域」の削除 『尾瀬国立公園』の指定

2. 管理運営計画の策定経緯

(1) 前回の管理計画

尾瀬は、日光国立公園の尾瀬地域の時代より、ゴミ持ち帰り運動、マイカー規制、排水対策等の自然環境保全対策に先進的に取り組んできたこともあり、今後も日本の国立公園の先駆的な存在として、本公園を支える多様な主体とともに適正な保護及び利用を図っていく必要があります。

平成 19 年 8 月の尾瀬国立公園の指定に伴い、「日光国立公園尾瀬地域管理計画」（平成 9 年）を踏まえつつ、平成 25 年 8 月に「尾瀬国立公園管理計画」を作成しました。同管理計画においては、会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山地域の編入、宿泊者数と利用者数の減少等の利用状況の急激な変化、ニホンジカによる植生被害等の課題を踏まえ、新たな管理方針を示しました。

(2) 国立公園における協働型管理運営

一方で、今日の国立公園においては、外来種や野生鳥獣による被害等の新たな課題への能動的な対応、利用者ニーズの変化を踏まえ地域振興に配慮した適切な利用の推進、地域の観光や土地利用に関する計画・施策との整合性の確保等の観点から、国立公園の管理運営における地域との協働が強く求められるようになりました。こうした状況に対応するため、平成 26 年 3 月の「国立公園における協働型管理を進めるための提言」が取りまとめられました。同提言を受け、平成 26 年 7 月、「国立公園における協働型管理運営の推進について」（環境省自然環境局長通知）が発出されるとともに、従来の「国立公園管理計画作成要領」が見直され、新たな「国立公園管理運営計画作成要領」が策定されました。

(3) 「新・尾瀬ビジョン」を踏まえた管理運営計画の作成

尾瀬国立公園においては、全国に先駆け、平成 20 年 1 月に総合型協議会である「尾瀬国立公園協議会」を設置し、「尾瀬ビジョン」（平成 18 年 8 月）の進行促進、進行管理及び実現を目指すとともに、参加型管理運営体制の構築を進めてきました。その後、同ビジョンの策定から 10 年以上が経過したことから、尾瀬を取り巻く自然的・社会的環境の変化等を踏まえ、平成 30 年 9 月に同協議会において「新・尾瀬ビジョン」を決定しました。

そのため、「新・尾瀬ビジョン」に示された「尾瀬がめざす姿」や行動理念、今後の方向性等を踏まえ、同ビジョンに即した国立公園の管理運営を進めるため、「尾瀬国立公園管理運営計画」を作成しました。

3. 尾瀬国立公園における管理運営計画の位置づけ

(1) 国立公園管理運営計画の目的等

国立公園の管理運営計画は、地域の実情に即した国立公園管理運営業務の一層の徹底を図るとともに、地域の多様な関係者と国立公園の目指すべき姿や将来目標、国立公園の保護と利用の推進すべき方向性について共通認識を持ち、国立公園の管理運営を協働により進めていくことで、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として、国立公園ごと又は国立公園の地域ごとに、各地方環境事務所長等が管理運営計画を作成しています。

管理運営計画には、以下の事項を定めることとしています。（「国立公園管理運営計画作成要領」（平成 26 年 7 月 7 日環自国発第 1407074 号））

第3 管理運営計画の内容

- (1) 管理運営計画作成の経緯
- (2) 管理運営計画区の概況
- (3) ビジョン
- (4) 管理運営方針
- (5) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
- (6) 適正な公園利用の推進に関する事項
- (7) 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項
- (8) 国立公園関係者の連携体制等に関する事項
- (9) その他

(2) 尾瀬国立公園管理 運営 計画

「尾瀬国立公園管理 運営 計画」においては、「新・尾瀬ビジョン」を踏まえ、これらの事項について定めるとともに、関係団体等の協力のもと、尾瀬国立公園の管理を担う環境省関東地方環境事務所が、尾瀬国立公園をどのようにしていきたいのか（「目指すべき姿」）、この「目指すべき姿」を達成するために環境省をはじめとした各主体がどこ（「保全対象」）をどのように保全し（「保全方針」）、どのような利用を誘導していくか（「利用資源」、「利用方針」及び「整備方針」）、を明確化します。

また、尾瀬国立公園の管理は、関係団体・関係者との協力のもとに行われているため、本管理計画に定める事項は、多くの方が理解しやすい内容とします。

なお、公園計画は概ね5年毎に見直し作業（点検）を行うこととされており、本管理 運営 計画においても、公園計画の変更、社会状況の変化等、必要に応じて改定するものとします。

その際には、モニタリング情報の蓄積や尾瀬国立公園協議会での評価等を反映し、保全や利用に関する方針を見直す等、利用状況の変化や自然環境の変化、社会状況の変化に対応した、順応的な国立公園の管理運営を図ります。【現行 p80 第7章 1. 3. から移動し統合】

以上を基本とし、「国立公園管理運営計画作成要領」及び「新・尾瀬ビジョン」に基づき「尾瀬国立公園管理運営計画」を作成しました。

第1章

1. 公園区域及び公園計画の概要

第1章 尾瀬国立公園の概要

1. 公園区域及び公園計画の概要

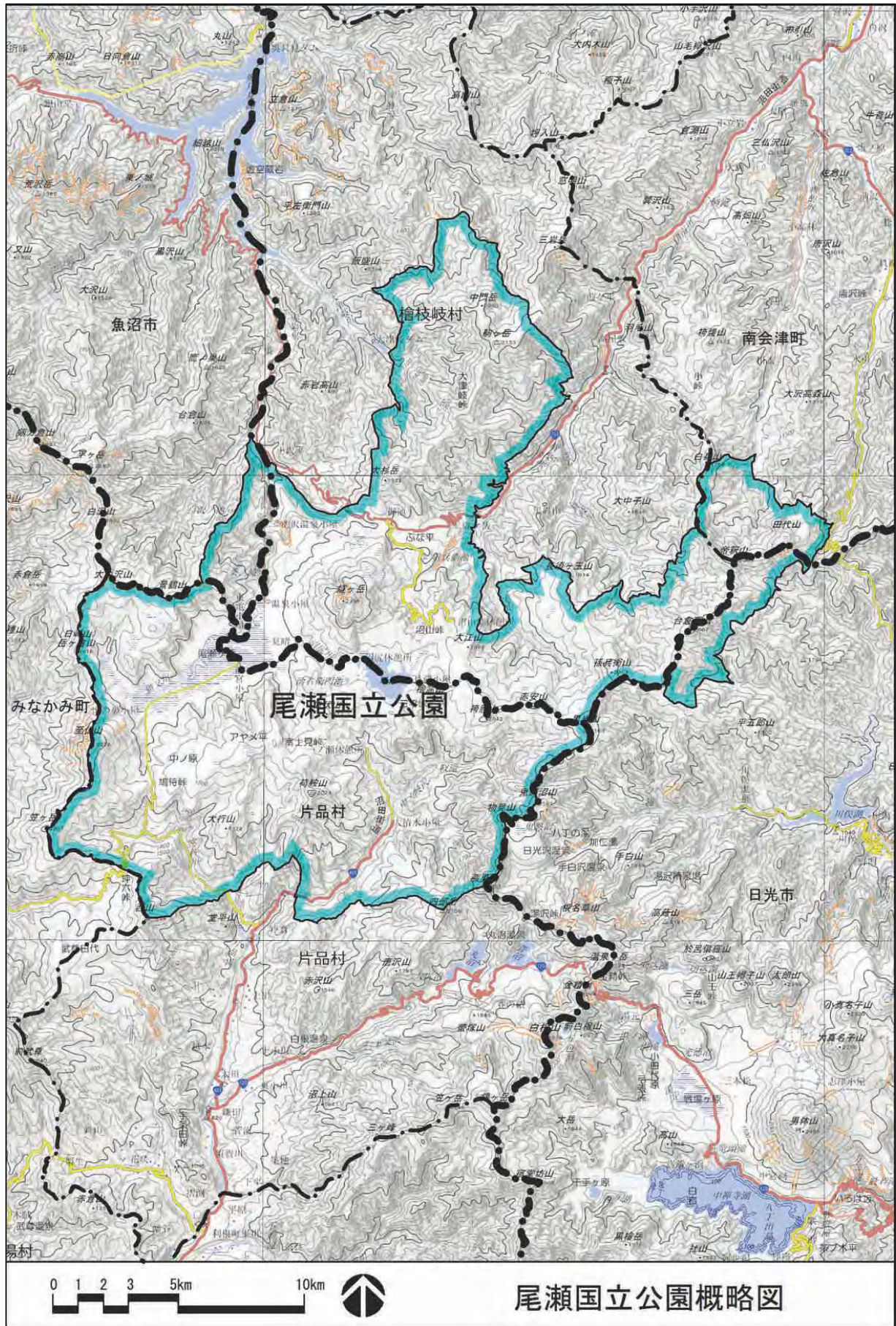
(1) 区域

本公園は、福島県南会津郡檜枝岐村及び南会津町、栃木県日光市、群馬県利根郡片品村並びに新潟県魚沼市の4県5市町村から成る広大なブナを中心とした樹林帯に覆われた山岳地域で、高標高域にはオオシラビソ、トウヒ、コメツガ等の亜高山帯針葉樹林の中に雪田草原、湖沼が散在する本州中部を代表する自然性の高い山岳国立公園であります。面積は、37,200haになります。

指定に当たっては、尾瀬沼及び尾瀬ヶ原から成る我が国を代表する高層湿原景観と、至仏山や燧ヶ岳と一体的な景観を形成する周辺の火山地（荷^に鞍^{ぐら}山^{やま}、皿^{さら}伏^{ふせ}山^{やま}、アヤメ平、景^{けい}鶴^{づる}山^{さん}等）の日光国立公園「尾瀬」地域に加え、これらの地域と同様に優れた自然環境及び地形的特徴を持つ会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山の山稜部及びこれら周辺に広範囲に分布するブナ林を主体とした自然林の地域を国立公園として指定しました。

第1章

1. 公園区域及び公園計画の概要



第1章

1. 公園区域及び公園計画の概要

(2) 公園計画の概要

1) 保護規制計画

① 特別保護地区

厳重に景観の維持を図るべき地域。

- ・本公園の特徴的な景観を構成する最も重要な要素であり、また、多くの野生動植物が生息・生育している尾瀬沼及び尾瀬ヶ原並びにそれらと一体的な景観を形成している至仏山、燧ヶ岳、アヤメ平、景鶴山等の山々からなる盆地状地形の地域（日光国立公園尾瀬地域で特別保護地区に指定されていた地域）。
- ・燧ヶ岳の北面に点在する湿原群及びそれらと一体的な特異景観を形成している周囲のオオシラビソを主体とする亜高山帯針葉樹林帯。
- ・会津駒ヶ岳及び田代山の山頂部等の湿原並びに雪田群落及び袖沢上流部の多様性に富む森林植生地域。

② 第1種特別地域

特別保護地区周辺にあつて、特別保護地区と一体となった景観を構成している優れた原生的自然林や稜線部等の地域で、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

- ・尾瀬ヶ原や尾瀬沼等の特別保護地区に隣接する区域で、尾瀬の景観を特徴づけるオオシラビソを主体とする自然林がまとまって分布する地域。
- ・会津駒ヶ岳及び田代山の特別保護地区から連続する稜線部で、オオシラビソを主体とする自然林が分布する地域。

③ 第2種特別地域

利用上重要な車道沿線や主要な利用地点の周囲又は良好な風致が維持された自然林を有する地域で、利用との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域。

- ・①、②以外の地域であつて、ブナの原生林や亜高山帯針葉樹林等を主体とする自然林がまとまって分布する地域。
- ・①、②以外の地域であつて、利用上重要な車道（御池沼山線、笠科川鳩待峠線、戸倉坤六峠線、戸倉富士見下線及び戸倉大清水線）沿線及び主要な利用拠点（御池集団施設地区及び尾瀬沼集団施設地区）周辺。

④ 第3種特別地域

人工林を主体とした地域で、生業との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図る地域。

- ・片品村戸倉区の後背に当たり、亜高山帯針葉樹林帯、広葉樹林帯による自然林やカラマツ等の人工林からなる地域で、中・大型哺乳類の生息地にもなっている地域。
- ・檜枝岐村集落地の後背に当たり、地域の生活と密着した薪炭林採取等の場として利用されている地域。

⑤ 指定湖沼及び指定湿原

特別保護地区内の景観の核心をなす尾瀬沼及び尾瀬ヶ原を厳正に保護するため、水質及び水位を保全する必要があることから、指定湖沼及び指定湿原とします。

i) 指定湖沼 尾瀬沼

ii) 指定湿原 尾瀬ヶ原

2) 施設計画

① 保護施設計画

i) 植生復元施設

景観を維持するための植生復元施設とし、適切な植生の保護・復元を図っていく地域。

- ・尾瀬ヶ原、尾瀬沼及び周辺山岳地帯等の本公園を代表する景観を有する地域であり、過去の過度な利用やニホンジカによる食害等によって生じたと考えられる湿原植生及び高山植生等の荒廃が見られる箇所。

② 利用施設計画

i) 集団施設地区

本公園の動線上、重要な利用拠点であり、既に宿舍、博物展示施設等の利用施設が集約的に整備されている、今後も利用施設の適切な整備・管理が必要な地区。利用及び管理のための施設を総合的に整備し、今後も快適な公園利用の拠点として、適切に整備を行うことが必要な地区。

a) 御池

福島県側からの主要な入山拠点で、宿舍、駐車場等の利用施設が集約的に整備されています。また、マイカー規制の起点となっており、適正な利用を図る拠点として重要な地区。

b) 尾瀬沼

尾瀬沼や燧ヶ岳を中心とした利用動線及び利用実態から見て利用者が集まる重要な拠点で、宿舍、博物展示施設等の利用施設が集約的に整備されており、適正な利用を図る拠点として重要な地区。

c) 山ノ鼻

尾瀬ヶ原や至仏山を中心とした利用動線及び利用実態から見て利用者が集まる重要な拠点で、宿舍、博物展示施設等の利用施設が集約的に整備されており、適正な利用を図る拠点として重要な地区。

ii) 単独施設

利用実態から見て必要な施設であり、利用の増進を図るとともに、適切に整備を実施していきます。

a) 園地 散策、風景鑑賞、自然観察等の自然とのふれあいを図るための施設。

b) 宿舎 宿泊の用に供される施設。休憩又は飲食の用にも供される施設。

c) 避難小屋 山岳において一時難を避けるための施設。

d) 休憩所 休憩又は飲食の用に供される施設。情報提供施設としての機能も備えた施設。

e) 野営場 野営のために供されるテントサイト等の施設。

f) 駐車場 公園利用者の運送用に供される乗用車、バス、タクシー等を駐車するための施設。

g) 給水施設 公園利用者に飲料水を供給するための施設。

h) 排水施設 集団施設地区又は公園利用者の集中する地区の排水を適切に処理するための送水施設及び排水施設。

i) 博物展示施設 本公園の自然環境や歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、展示したり、自然観察会等を実施したりする施設。

iii) 車道

入山口等までのアプローチとして現存し、利用されている車道。

iv) 歩道

本公園は 1,000m以上の標高に位置していることから、多くの歩道は山岳地帯の「登山道」として公園計画に位置付けられているが、各歩道の自然条件と、そこに見合った利用形態を考え、管理計画では歩道を下記の 2 種類に分類し直します。

- a) 登山道 急斜面を中心とした場所に設置されており、相応の登山技術、体力、装備を有する公園利用者を想定した歩道。
- b) 山岳探勝歩道 緩斜面を中心とした場所に設置されており、特別な登山技術は持たないが、ある程度の体力と装備を有する公園利用者を想定した歩道。

3) 生態系維持回復事業計画

ニホンジカの生息数増加や生息域拡大とともに、湿原植生の攪乱等が確認され、ニホンジカの影響を受けずに形成された本公園の生態系に大きな影響を与えるおそれがでてきています。このため本公園の生態系の維持又は回復を図るため、ニホンジカの防除や植生の保護等を実施します。また、事業の効果を検証するため、ニホンジカの生息状況等の調査及びモニタリングを実施し、より効果的な事業実施に向けて調査研究及び実証試験を行います。

2. 自然環境の概要

(1) 地形、地質

我が国を代表する典型的な山地高層湿原で、本州最大の面積を有する尾瀬ヶ原と、火山堰止湖である尾瀬沼を中心に、大江湿原、アヤマ平等の成因及び規模の異なる湿原を、燧ヶ岳や至仏山等の2,000m級の山々を取り囲み、盆地地形を形成しています。尾瀬沼及び尾瀬ヶ原一帯を源とした只見川は、平滑ノ滝、三条ノ滝等の瀑布景観を形成しています。

尾瀬ヶ原、尾瀬沼の北部には、雪田草原、湿原を有する会津駒ヶ岳、東部には黒岩山、帝釈山、山頂に台地状の湿原を有する田代山の山稜が連続しており、尾瀬国立公園全体においても変化に富んだ地形及び多様な地質を呈しています。

田代山～帝釈山～台倉高山～三平峠～富士見峠～鳩待峠～至仏山を結ぶ稜線は日本海と太平洋との水系の境界線で中央分水嶺と呼ばれています。

1) 尾瀬沼

標高 約1,660m に位置し、約180ha の面積をもつ沼で、水深は約9mあります。燧ヶ岳の噴火によって流れた溶岩が沼尻川を堰き止めてできたと考えられており、周囲には浅湖湿原、大江湿原等の発達した湿原を有し、それらの湿原と併せ、沼から湿原への遷移の過程が見られます。

2) 尾瀬ヶ原

燧ヶ岳の溶岩によって沼尻川が堰き止められ、周囲の山等から流入した土砂が堆積し、形成された山地湿原と考えられており、標高約1,400m に位置し、約760ha の面積を有します。代表的な高層湿原の特徴を有し、ケルミーシュレンケ複合体等の特異な地形が見られるとともに、4.5～5.0mと厚く堆積した泥炭層は、過去の気候変化や周辺の火山記録等の調査に用いられ、学術上の価値が高い高層湿原です。また、湿原内の川沿いには、上流の土砂が堆積し栄養の豊富な土壌の上に形成された拋水林が見られます。

なお、低層湿原、中層湿原も存在し、池塘や浮島等の湿原の形成過程を示す微地形や水の流れが湿原の中に消え、離れた場所に再び湧き出す竜宮現象を見ることができることも尾瀬ヶ原の特徴です。

3) 燧ヶ岳等の火山

燧ヶ岳は尾瀬ヶ原東側に位置し、標高2,356mの東北地方以北の最高峰であり、度重なる噴火により噴出した溶岩や火山灰が積み重なって形成された成層火山です。火山活動が約35万年前に始まり、約500年前にも噴火した比較的新しい火山です。^{しばやすぐら}柴安嶺、^{まないとぐら}俎嶺、御池岳、赤ナグレ岳及びミノブチ岳の5つの火山体から成り、最も高い柴安嶺が燧ヶ岳の標高となっています。北面には所々に湿原が形成されています。

尾瀬ヶ原や尾瀬沼周辺を囲むアヤマ平、皿伏山、荷鞍山、ススケ峰、景鶴山等も火山であり、アヤマ平には湿原が形成されています。

4) 至仏山

尾瀬ヶ原西側に位置する標高2,228±mの構造山地です。約1億年前に地殻変動により隆起し形成された南北に長い山塊であり、その南には小至仏、悪沢岳、笠ヶ岳等の2,000m級の峰々が連っています。至仏山の東面は谷が浅い穏やかな山容であり、山麓には花崗岩～足尾帯にあたる砂岩・頁岩が分布し、山頂に向かうにつれ、蛇紋岩の基盤露出や岩塊が見られます。蛇紋岩はマグネシウムを多く含む超塩基性の特異な岩石です。また一部流紋岩が貫入しています。

5) 会津駒ヶ岳

越後山脈に属し、標高 2,133m で、山頂及び稜線部には雪田草原、湿原を有します。特に、北西の中門岳 (2,060m) へ至る稜線上は平坦な地形となっており、雪田凹地により湿原や池塘が多く点在しています。山頂から南西へ大杉岳 (~~1,921~~1,922m)、大津岐山 (1,945m) と、2,000m 級の山々が連続しているが、起伏が少ないため、山頂部分が明瞭ではありません。地質は、中門岳周辺は花崗岩類、南西の大杉岳、大津岐山及びキリンテ周辺は約 1 万 8 千年前から現在までに形成された最も新しい地層が分布しています。

6) 田代山・帝釈山

北端の田代山 (~~1,926.31~~1,927m) から南西に帝釈山 (~~2,059.62~~2,060m)、台倉高山 (~~2,066.72~~2,067m)、黒岩山 (~~2,162.82~~2,163m) と 2,000m 級の山々が連続しています。田代山山頂には単一の傾斜湿原としては世界的にも稀である約 20ha の高層湿原が広がっています。地質は、田代山山頂及び帝釈山山頂には約 700 万年から 170 万年前までに噴火した火山の岩石であるデイサイトや流紋岩類、麓には花崗岩類が分布しています。

(2) 植生 【以降、野生動植物種に係る記載は、最新の学術調査等を踏まえ修正予定】

湿原には特有の湿原植生、抛水林、亜高山帯には広範囲のブナの原生林やオオシラビソ、トウヒ、ダケカンバ等、高山帯にはハイマツや高山植物が見られます。

なお、本公園は北方系（主に氷河期の遺存種）と南方系（氷河期以降に南方から侵入した種）、太平洋型（降雪等の影響をあまり受けない植生が成立するエリア）と日本海型（降雪等の影響を受けた植生が成立するエリア）の接点にあたり、シダ植物以上の高等植物にあつては、国内で確認された種の 1 割強にあたる 116 科 938 種 が確認されており、多様な植物相が形成されています。また、固有種等も多く、「原産植物」（尾瀬で初めて見つけられた植物）が 19 科 42 種、「特産種」（尾瀬周辺でしか見られない植物）が 10 科 19 種 生育しています（令和 2 年●月時点）。

1) 湿原植生

尾瀬ヶ原を中心とした高層湿原では、ミズゴケ類が見られるほか、北方系遺存種であるツルコケモモ、ナガバノモウセンゴケ、ヒメシヤクナゲ等が生育しています。尾瀬ヶ原の低層湿原では、固有種である オゼキンポウゲやユキイヌノヒゲ、クロバナロウゲ、ヤナギトラノオ、サワギキョウ のほか、ヨシ、ミズバショウ、リュウキンカ、ワレモコウ 等、中間湿原ではニッコウキスゲ、ヌマガヤ、ヤチヤナギ、ミヤマワレモコウ 等が見られ、地下水位の高さ等の条件によって様々な植生が確認できます。

尾瀬沼及びその周辺、会津駒ヶ岳山頂から中門岳にかけての稜線及びその周辺、田代山山頂や稜線に点在する雪田草原及び湿原でも同様にミズバショウ、リュウキンカ、チングルマ、ニッコウキスゲ、タテヤマリンドウ、ワタスゲ等、湿原の水文環境の違い等により様々な植生を見ることができます。

また、尾瀬ヶ原では絶滅危惧種のオゼコウホネ、オゼヌマアザミ、ヒメミズトンボ（オゼノサワトンボ）、オゼヌマタイゲキ、ハクサンタイゲキ 等の特産種が生育している。9 月に入ると草紅葉を見ることができます。

2) 抛水林

尾瀬ヶ原はミズゴケが厚く堆積した泥炭地で、酸性が強い貧栄養の土壌であるため樹木が生育できないが、川沿いには山の斜面から流出した土砂が堆積し、樹木の生育に必要な栄養が十分に供給されています。そのため、ハルニレ、ミズナラ、ダケカンバ、サワグルミ、ヤチダモ、

第1章

2. 自然環境の概要

シバタカエデ等の落葉広葉樹林やオニシモツケ、ハンゴンソウ、ギョウジャニンニク等の下層植生が生育しており、これは「拋水林」と呼ばれています。また、カラマツ、シラカンバ、ダケカンバ等による孤立林も見られます。

3) 高山植物

至仏山、燧ヶ岳、田代山・帝釈山、~~会津駒ヶ岳~~の山頂付近では、~~アズマシャクナゲ、ハタサシコザクラ、タテヤマリンドウ、シラネアオイ、イロカガミ、マイヅルソウ、イロイチョウ、タカネシオガマ、チシマアマナ、キンロバイ、タカネトウウチソウ、トウヤクリンドウ、ミヤマキンバイ、コマクサ、イワウメ、ミヤマヒカゲノカズラ~~等の多くの高山植物が見られます。~~その他、鳩待峠や裏燧林道のブナ林の下層には、日本海型植物であるトガクシショウマやスミレサイシン、北方系植物であるオオタチツボスミレが見られ、帝釈山から台倉高山にかけての林床には1属1種の日本固有種であるオサバグサ群落が高密度に生育しています。~~

4) 樹林帯

尾瀬ヶ原、尾瀬沼を取り囲む山岳地帯及びその北部の会津駒ヶ岳周辺、東部の黒岩山、田代山・帝釈山周辺では、700～1,600mの山麓の下層にチシマザサを有する自然性の高い日本海型のブナの原生林・自然林を主体とした落葉広葉樹林が広範囲で広がっており、中部日本で最も典型的な森林景観を有しています。その他、鳩待峠や裏燧林道のブナ林の下層には、日本海型植物であるトガクシショウマやスミレサイシン、オオタチツボスミレが見られ、帝釈山から台倉高山にかけての林床には1属1種の日本固有種であるオサバグサ群落が高密度に生育しています。1,600mを境にオオシラビソ、~~タロヘ~~、トウヒ、コメツガ、ダケカンバ等が生育する亜高山帯、矮性化したオオシラビソやミヤマナラ等の自然低木群落、ハイマツの生育する高山帯が見られます。また、鳩待峠から山ノ鼻に至る登山道沿いには、全国的にも珍しいミズナラとハルニレ、カラマツ等から成る森林が見られる等、非常に多様な林相を有しています。

5) 至仏山の 蛇紋岩 植生

至仏山は、植物の生理機能を妨げるマグネシウムを多く含む超塩基性の蛇紋岩からなっており、また寒冷かつ風あたりが強いことから、植物が育つには厳しい環境とされています。そのためオゼソウ、カトウハコベ、タカネトウウチソウ等の蛇紋岩残存種と呼ばれる植物や他の地域から入りこみ蛇紋岩により 形体・形態 が変化したホソバヒナウスユキソウ、ジョウシュウアズマギク等の変種等、希少な植物が多く生育しています。また、樹林帯では、ブナ、オオシラビソ、クロベ等が見られるほか、地質が蛇紋岩に変わる標高1,640m辺りの森林限界より上は、キタゴヨウ、ネズコ等の低木化した針葉樹が生育しています。

(3) 野生動物

本公園は、豊かで、かつ原始的な森林生態系及び湿原植生を有するとともに、北方系と南方系、太平洋型と日本海型の接点に位置することから、植物同様、多様な動物相が形成されています。

1) 哺乳類

30種以上の哺乳類が確認されており、小型哺乳類ではネズミ類やモグラ類のほか、環境省レッドリストにおいて準絶滅危惧種に掲載されているホンドオコジョ、国の天然記念物でもあるヤマネが見られます。中型哺乳類では、イタチやキツネ、ウサギ等が生息するとともに、ツキノワグマ、カモシカ等の大型哺乳類も見られます。これまで確認されていなかったニホンジカの生息が近年確認されるようになり、食害やヌタ場の形成等による湿原植生への影響が懸念されています。

2) 鳥類

尾瀬ヶ原や尾瀬沼等の水場のほか、2,000m級の山岳地帯、豊富な自然林等の変化に富んだ環境に恵まれているため、150種以上の鳥類が確認されています。

林間部にはルリビタキ、メボソムシクイ、オオルリ、ホトトギス類、キツツキ類のほか、クマタカ、イヌワシ等の猛禽類も見られます。また山ノ鼻地区の休憩所では毎年イワツバメが軒下に巣を作っています。

湿原にはヒバリやノビタキ、ホオアカ、オオヨシキリ等が生育し、カイツブリ、マガモが繁殖期に飛来してきます。また、拋水林には、モズやアオジ、カッコウ等が見られます。尾瀬沼では、アオサギやキンクロハジロ ~~モ~~、コハクチョウ等も見ることができ、尾瀬沼は渡りの重要な中継地になっています。

このような豊富な鳥相を有していることもあり、尾瀬ヶ原、尾瀬沼一帯は平成17年に、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」の「ラムサール条約湿地」に登録されました。

3) 昆虫類等

トンボ類は大型のヤンマからアカネ、イトトンボ類の中型種、日本最小のトンボであるハッチョウトンボ等40種ほど見られるとともに、日本産の北方系17種全ての生息が確認されています。それらの多くは溪流のほか、池塘で産卵されており、その幼生は水深により棲み分けすることが確認されています。

チョウ類も多く確認されており、オオウラギンスジヒョウモンやコヒョウモン、ルリシジミ、アサギマダラ等50種ほどが生育しています。

また、池塘の中ではアカハライモリが見られ、湿原周辺の沢にはトウホクサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、クロサンショウウオが生息しています。

(4) 人文

檜枝岐村と片品村戸倉は、尾瀬を挟んで沼田と会津若松を結ぶ会津街道（沼田街道）の途中に位置し、戸倉には関所が設けられていました。この街道を利用して、昔から旅人の往還があり、江戸時代には米や酒などの物資の交易もありました。尾瀬が登山の対象とされ始めたのは明治23年に平野長蔵が尾瀬沼畔に長蔵小屋を建てた頃からですが、小屋建設当時の主たる利用は漁業や狩猟でありました。また、豊富な水資源から、水力発電計画や分水計画等の開発計画が打ち出され、それらに反対する自然保護運動も大正時代より始まっており、本公園は「日本の自然保護運動発祥の地」と呼ばれています。

現在、檜枝岐村では、尾瀬、会津駒ヶ岳、帝釈山等の自然や檜枝岐歌舞伎といった文化伝統を活かした村づくりを行っています。檜枝岐歌舞伎は270年以上の歴史をもつ農村歌舞伎で、その舞台は国指定重要有形民族文化財であります。片品村も「尾瀬の郷」構想を掲げ、豊かな自然環境資源を活かした村づくりを行っています。

また、魚沼市の湯之谷地区には、尾瀬を発見したと伝えられる尾瀬中納言三郎の伝説があり、毎年7月末にその供養祭が営まれています。南会津町においても尾瀬国立公園への指定を機に、田代山・帝釈山における環境学習を中心とした、幅広い利用の推進に取り組んでいます。

3. 公園利用の概要

(1) 利用状況

自然探勝又は登山を目的とする利用が中心となっています。

尾瀬ヶ原及び尾瀬沼は自然探勝が利用の中心であり、身近にかつ手軽に豊かな自然とふれあえる場所として活用されています。アクセス及び施設の良さから、ツアーも含め、幅広い年代に利用され、近年では日帰り利用が主体となっています。利用は開山期である5月中旬から10月下旬までの三季型になっており、なかでも春のミズバショウ、夏のニッコウキスゲ、秋の草紅葉や紅葉時期 に入込が集中している 傾向となっています。近年では、環境学習の場としての利用も盛んに行われるようになり、行政による小中学校を対象とした環境学習の事業や民間による自然学校の開催が見られます。また、至仏山などでは、ゴールデンウィーク中の開山期に、バックカントリースキーの利用も見られます。

日光国立公園尾瀬地域の開山期の利用者数は、平成2～7年度まで50万人台前半で推移し、平成8年度には過去最多の64万人を記録しましたが、その後減少が続き、近年では20万人台後半で推移しています。平成30年度の尾瀬国立公園の開山期の利用者は約27万人でした。

至仏山、燧ヶ岳、会津駒ヶ岳、田代山及び帝釈山は、中高年を中心とした多くの登山者に親しまれ、平成30年度の開山期は至仏山には約8千人、会津駒ヶ岳には約1万1千5百人、田代山及び帝釈山には約5千5百人の利用がありました。

(2) 利用動態の特徴

尾瀬ヶ原及び尾瀬沼周辺への主な入山口は6カ所あります。このうち尾瀬ヶ原への入山口である鳩待峠からの入山者数が全入山者数の6割弱、尾瀬沼への入山口である沼山峠からの入山者数が2割弱、大清水からの入山者数が0.5割となっており、尾瀬ヶ原と尾瀬沼へのアクセスが容易な鳩待峠及び沼山峠からの日帰りによる利用が半分以上を占めています。各入山口からの利用者は、ビジターセンターが整備されている山ノ鼻及び尾瀬沼集団施設地区を休憩、トイレ利用、宿泊等の主な拠点として利用しています。

群馬県側から尾瀬沼へ至る最短コースとなっている大清水入山口では、大清水～一ノ瀬間で低公害車を運行しています。この目的は、鳩待峠入山口に集中する利用者を大清水入山口へ分散するとともに、回遊・滞在型利用への誘導を図り、尾瀬の多様な魅力を一層楽しんでもらえるようにするものであり、平成27年度から営業運行を実施しています。

会津駒ヶ岳の入山口は滝沢登山口、キリンテ登山口、御池登山口の3カ所ありますが、滝沢登山口から会津駒ヶ岳山頂を経由し、中門岳へ至るルートの日帰り利用が主となっています。

田代山・帝釈山の入山口は馬坂峠登山口、猿倉登山口、木賊登山口の3カ所ありますが、馬坂峠登山口と猿倉登山口の利用が主流となっています。オサバグサが開花する6～7月に利用が集中しています。

第2章 ビジョン及び管理運営方針

1. ビジョン

(1) 「新・尾瀬ビジョン」における「尾瀬がめざす姿」

美しい景観とともに貴重な生態系を有する「自然の宝庫」尾瀬は、過去において数多くの開発の波にさらされましたが、そのたびに、先人たちの懸命な努力により守られてきました。

平成18年11月30日、「尾瀬」の現況や課題を受け、多様な主体からなる「尾瀬の保護と利用のあり方検討会」において、今後の尾瀬のあり方を示す「尾瀬ビジョン」がつくられました。

このビジョンで示された取組の結果、平成19年8月30日に「尾瀬国立公園」は日光国立公園から分離・独立しました。

その後、10年が経過し、尾瀬を取り巻く自然的・社会的環境も大きく変化していることから、様々な変化を踏まえ、将来を見据えた新・尾瀬ビジョンとして改定を行いました。

2018（平成30）年9月に制定された「新・尾瀬ビジョン」では、尾瀬公立公園とそこを取り巻く広がり一帯を「尾瀬」と捉え、以下のように「尾瀬がめざす姿」を示しています。

尾瀬がめざす姿

みんなの財産である尾瀬をこれからも守り続けていくため、活かしたい尾瀬の強みを高めながら、3つの視点を大切に「みんなに愛され続ける尾瀬」を目指しましょう。

1. 「生きもの」の視点 尾瀬本来の生きものがあるのまに生きている
2. 「利用者」の視点 いつ来ても楽しく誰もがわくわくできる
3. 「地域」の視点 地域の人々が誇りを持っていきいきできる

(2) 尾瀬国立公園がめざすべき姿

「尾瀬がめざす姿」を踏まえ、本管理運営計画における「尾瀬国立公園のめざすべき姿」を以下のとおりとします。

尾瀬国立公園がめざすべき姿

- 利用者に感動を与える美しい自然景観であり、山地湿原特有の動植物や貴重な高山植物、ブナの原生林等の質の高い自然環境から構成される雄大な湿原景観が、将来にわたり維持されている。
- 自然景観の保全を基本とした利用が今後も推進され、環境学習の場としての利用、山麓における自然とのふれあい活動の場としての利用等、風景鑑賞のみに留まらない体験・学習型の利用が充実している。

2. 管理運営方針

(1) 管理運営計画区の設定及び特徴

本公園は、全域において、自然環境及び地形的連続性があり、公園利用についても広く一体的に行われています。また複数の県市町村にまたがるものの、それぞれ尾瀬を中心とした文化や産業を持つ等、人文的なつながりも見られることから、尾瀬国立公園区域全体を一管理 運営 計画区とし、国立公園の施策を一体的に行う※こととします。

※「風致」及び「景観」について

自然公園法では、保全対象を「風致」と「景観」に分けているが、本管理 運営 計画では保全対象を「自然景観」に統一します。

■自然景観 【現行p15 第2章2. (1) 前段から抜粋】

尾瀬ヶ原及び尾瀬沼の開放的な景観と、これらを囲む至仏山及び燧ヶ岳等の周囲の山岳からなる雄大な盆地景観、会津駒ヶ岳の稜線や田代山の山頂に広がる開放的な山地湿原景観等、これらの美しい自然景観が本公園の特徴です。一方で、至仏山、燧ヶ岳、会津駒ヶ岳や帝釈山山頂等から眺望するパノラマ景観や、紅葉及び草紅葉等の季節の景観、高山植物の群落や山麓から山腹に広がるブナの原生林から成る自然性が高い森林景観、三条ノ滝、平滑ノ滝等の瀑布景観等、様々な優れた自然景観を有しており、これらの自然景観を目的に訪れる利用者が多いのが特徴です。

■自然環境 【現行p15 第2章2. (2) 前段から抜粋】

尾瀬ヶ原、尾瀬沼、燧ヶ岳北面、会津駒ヶ岳山頂及び田代山山頂に代表される湿原には、山岳湿原特有の希少な植物や多様な野生動物が生息・生育しています。また、至仏山や会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山等の周囲の山岳には、広大なブナの原生林やオオシラビソ等の亜高山帯針葉樹林が広がり、それらの下層には貴重な高山植物が生育しており、公園全体が自然性の高い生態系で成り立っているとともに、これらの生態系から成る自然環境が自然景観を構成する重要な要素になっています。

■利用状況 【現行p16 第2章2. (3) 前段から抜粋】

開山期である5月～10月を中心に、湿原散策を始めとした自然探勝や、百名山登山等の利用者が多く訪れ、至仏山等では、ゴールデンウィーク中の開山期に、バックカントリースキーの利用も見られます。平成30年度は約27万人が本公園を訪れています。利用形態としては、尾瀬ヶ原、尾瀬沼の自然探勝や至仏山、燧ヶ岳など周辺山岳地の登山が主流であり、貴重な地形地質や自然生態系を学ぶことができる自然学習のフィールドでもあります。また、本公園は「日本の自然保護運動発祥の地」と言われており、植生 回復 復元 や木道敷設等の自然保護に関する取組が先駆的に実施されてきていることから、自然への理解を深め、自然環境保全に対する意識啓発の場としての役割も担っており、子どもの環境教育（尾瀬学校等）の場としても広く利用されています。また、近年では日本のみではなく、外国からの利用者もみられています。

(2) 行動理念

「新・尾瀬ビジョン」においては、下記の「行動理念」を掲げています。

行動理念

「みんなの尾瀬を みんなで守り みんなで楽しむ」

1. みんなの尾瀬

尾瀬の普遍の価値を広く発信し、尾瀬を愛する輪を広げていきましょう。

2. みんなで守る

かけがえのない尾瀬をみんなで守り育て、しっかりと次代に引き継いでいきましょう。

3. みんなで楽しむ

自然を損なわない楽しみ方を考えながら、みんなが訪れたくなる尾瀬にしましょう。

(3) 管理運営の視点と方向性

上記の行動理念と、「新・尾瀬ビジョン」で示された「今後の方向性と必要な取組」を踏まえ、本管理運営計画における管理運営の方向性を下記のとおり定めます。

1) みんなの尾瀬

尾瀬国立公園協議会などの協働型管理運営の枠組みを活用し、各主体の連携・協力を強化するとともに、参加型の管理運営体制の構築を進めます。また、調査・巡視等により、自然景観や利用状況等に係る情報を継続的に収集、蓄積するとともに、ホームページ等の媒体を通じてこれらの情報やルール・マナーを利用者へ分かりやすく発信していきます。【現行p15 第2章2. (5) 一部改変】

① 愛される尾瀬づくり

- 尾瀬のファンづくり
- 尾瀬で学ぶ機会の拡大

④ 情報の効果的・効率的な発信

- 認知度の向上
- 情報の共有

② モデルとなる尾瀬づくり

- 先進的な取組の推進

⑤ 尾瀬の現状把握

- 基本情報の収集

③ 尾瀬を育てる仕組みづくり

- 多様な主体の参加と連携促進
- 担い手の育成
- 資金的サポートの呼びかけ

2) みんなで守る

展望地や利用動線からの眺望の確保、植生 回復 復元 対策の実施等、保全対象となる自然景観を適正に保全し、利用者に感動を与える美しい自然景観を維持していきます。また、貴重な自然環境を保護していくとともに、ニホンジカ対策や 移入 外来種 の侵入及び定着防止、植生 回復 復元 を実施し、良好な環境を維持していくことで、利用者に感動を与える美しい自然景観を維持していきます。

これらの保全に関する各施策については、モニタリング及びフィードバックを行うことにより、有効な対策を講じていきます。【現行p15 第2章2. (1) 及び (2) 後段を統合】

① 自然豊かな尾瀬づくり

■ これまでの取組の継承

■ 貴重な自然環境の保護

■ 植生の荒廃対策

■ 外来植物対策

② 歴史・伝統・文化が息づく尾瀬づくり

■ 歴史・伝統・文化の保全

■ 新しい歴史・伝統・文化の創造

③ 野生動物との軋轢の解消

■ ニホンジカによる被害の低減

■ ツキノワグマとの共存

■ 野生鳥獣による新たな問題への対応

④ 科学的知見に基づく保全

■ 調査研究の促進

3) みんなで楽しむ

利用の分散化や滞在型・周遊型利用を促進するとともに、従来の風景鑑賞のみに留まらない本公園の新しい利用形態を検討し、幅広い利用の促進を図ることで、利用者が尾瀬の自然にゆっくりふれあい、その素晴らしさに感動することができる機会を提供していきます。また、自然景観に配慮した上で、標識の充実や、よりの確な利用動線の確保等の快適な利用空間の整備に努めます。

さらに、利用者数や利用動態の変化についてのモニタリングを継続的に実施し、モニタリングで得られた情報を利用に関する各施策にフィードバックすることで、順応的管理を行っていきます。

① 魅力あふれる尾瀬づくり

■ 尾瀬の魅力向上

② 幅広い楽しみ方の検討

■ 多様な利用方法の検討

■ エコツーリズムの推進

■ 地域における利用の役割分担

■ 滞在型・周遊型利用の促進

③ 楽しむための土台づくり

■ 安全対策

■ 施設の整備

■ ルール・マナーの検討・普及啓発

■ 望ましい交通アクセスの検討

第3章 国立公園関係者の連携体制等に関する事項（みんなの尾瀬）【新要領に基づき新設】

1. 関係者の連携に関する方針と施策

米国等の営造物型の国立公園と異なり、日本は地域制の国立公園であるため、公園管理者に加え、地方公共団体、地域住民、民間企業、NGO等、土地所有者、公園利用者等の多様な主体の連携による管理運営が求められます。

尾瀬国立公園の管理運営にも、行政機関、公園事業者、土地所有者、NGO・NPO等の多くの主体が携わっています。これらの主体の連携を強化するとともに、公園利用者や周辺地域の住民・企業等の協力を拡大することで、管理運営の更なる充実を図ります。

（1）愛される尾瀬づくり

■尾瀬で学ぶ機会の拡大

公園管理のための各種活動を、ボランティア活動や企業等の研修、地域の環境教育・生涯学習等のフィールドとして提供することにより、管理運営の充実及び公園管理に関する理解の醸成を図るとともに、地域社会と公園利用者、関連企業等との交流の機会を創出していきます。

（2）モデルとなる尾瀬づくり

■先進的な取組の推進

1) 協働型管理運営のトップランナー

「日本の自然保護運動発祥の地」である本公園では、ごみ持ち帰りやマイカー規制、排水対策等の関係者の連携による環境保全対策に先進的に取り組んできました。また、総合型協議会を設置し、共通のビジョンのもとで協働型管理運営を進めている全国でも数少ない国立公園です。

今後も日本の国立公園・保護地域の先駆的な存在（トップランナー）となり、先進的な取組を全国に発信していきます。

2) ラムサール条約に基づく施策

重要な渡りの中継地として、冬鳥を含む約 150 種以上の豊富な鳥相を有していることから、尾瀬ヶ原及び尾瀬沼の 8,711ha の区域（国立公園の特別保護地区）が、国際的に重要な湿地として平成 17 年に「ラムサール条約湿地」に登録されました。今後も条約の趣旨に沿って保全と賢明な利用を推進していくとともに、観察会やパンフレット等において、野生動物の生息地としての役割や湿地の恵みについて普及啓発（CEPA）を行っていきます。

（3）尾瀬を育てる仕組みづくり

■多様な主体の参加と連携促進

1) 現場からの声を対策に活かす仕組みづくり

各主体の活動や公園の利用状況に関する情報や意見を集約し、管理運営の改善にフィードバックしていくための情報共有の枠組みを整備し、地域における意見交換を推進します。

2) ボランティア活動

本公園は ~~環境省のパークボランティアのほか、財団法人~~（公財）尾瀬保護財団の尾瀬ボランティアや民間企業のボランティア、自然保護団体のボランティア等多くのボランティアが活動しています。それぞれの役割や目的に沿ってボランティア活動を実施し効果を上げているため、今後も連携を取りながら活動の推進を図ります。

3) 民有地との連携

本公園の核心部である尾瀬ヶ原及び尾瀬沼南側の群馬県域（特別保護地区）は東京電力株式会社の社有地であり、田代山山頂の広大な湿原（特別保護地区）は三井物産株式会社の社有地です。

本公園の保全すべき重要な部分に民有地が多く含まれているとともに、現在、植生 復元・回復 や事業道路（歩道）、宿舍等の一部の国立公園事業は土地所有者が執行しており、土地所有者と保全方針について共通認識を持ち、適正な保全活動を促していきます。

また、東京電力株式会社・東京電力ホールディングス株式会社 及び三井物産株式会社では、パンフレットやホームページによる情報提供、自然学校やボランティア活動等も実施しており、それらの活動と連携した保全に関する効果的な対策を図っていきます。

■担い手の育成

1) の推進とあわせ、活動機会の提供者となる各実施主体に対し、インタープリターの育成に関する研修や宿舍・休憩所等の機能・サービスの向上に関する補助金等のメニューを積極的に紹介していきます。

■利用者の公園管理への協力の推進

本公園の優れた自然景観及び自然環境を保全し、安全・快適な利用環境を維持するとともに、より上質な自然体験を利用者に提供していくため、管理運営に対する資金・労力・アイデアなどさまざまな形で利用者の協力・参加のあり方を検討し、地域の関係者との合意形成を図ります。

(4) 情報の効果的・効率的な発信

■認知度の向上

インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のツールを活用し、一級の自然資源である国立公園ならではの価値や魅力を国内外に発信していきます。

■情報の共有

自然資源・文化資源等の興味対象の情報について、利用者が容易に入手できるよう、各種調査等の成果を一般に分かりやすい形にまとめ、オープンデータ化を推進します。

また、安全かつ快適な利用のため、利用者が円滑に訪問計画を立て、十分な準備ができるよう、利用環境やルール・マナー等について、ウェブサイト等による事前の情報発信に努めます。

(5) 尾瀬の現状把握

■基本情報の収集

順応的な管理が行えるよう、施策毎に継続的なモニタリングを行い、その効果について評価・検証を行います。保全対象については、モニタリングの目的に応じた必要十分な調査対象、時期・頻度等を検討し、経年での変化を記録していきます。また、利用状況については、登山者カウンター、歩道やビジターセンターの利用状況及び利用動態調査等により、可能な限り最新の状況の把握に努め、ソフト・ハード両面の施策に反映させていきます。

尾瀬全体として、植生、地質、気候等の科学的データの収集・蓄積が図られるよう、尾瀬総合学術調査や各県の調査研究の取組とも連携し、共通のデータベースを構築する等により、知見の共有を進めます。

2. 国立公園の管理運営に関する各種計画・会議等

(1) 尾瀬国立公園協議会（総合型協議会）

日本の国立公園では、指定、公園計画の決定、規制の実施、国立公園事業の執行等公園の管理運営の様々な段階において、環境省だけでなく都道府県・市町村等の地方公共団体や民間事業者等多様な主体が関わっています。尾瀬においても、鳥獣対策や適正利用等の課題については、環境省以外の国の機関や地方公共団体、民間団体、公園事業者等様々な主体の協働体制の構築（総合型協議会）及び各構成員による計画的、効果的な対策実施が必要となっており、その場として、尾瀬国立公園協議会が設置されています。

「尾瀬国立公園協議会」は平成18年度の「尾瀬の保護と利用のあり方検討会」で作成された、今後の尾瀬の基本方針や取り組むべき対策についてまとめられている「尾瀬ビジョン」の実現・推進を目的に、平成19年度に設置されました。また、本協議会により、平成30年9月に「新・尾瀬ビジョン」が決定されました。

本協議会では、「新・尾瀬ビジョン」に基づく取組の進行促進及び参加型管理運営体制の構築を図ることとしています。本計画に基づく管理運営が実行されているかを確認し、施策の効果を評価し、今後の具体的取組を検討していく上で、本協議会とは綿密な連携をとっていきます。

(2) 尾瀬国立公園の管理運営に関する個別課題型協議会等

- 尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会
- 尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会
- 至仏山保全対策会議
- 群馬県尾瀬保護専門委員会／福島県尾瀬保護調査会
- 群馬県尾瀬美化愛護協会／福島県清掃協議会尾瀬支部
- 尾瀬ガイド協会
- 尾瀬山小屋組合
- 尾瀬沼地区／尾瀬見晴地区／尾瀬温泉地区運営協議会
- 片品村尾瀬交通対策連絡協議会／福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会
- 尾瀬ルート活性化委員会
- 尾瀬国立公園の田代山の保全と西根川流域の土砂等対策に関する検討会

(3) 尾瀬国立公園の管理運営に関する個別の計画等

- 尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針
- 尾瀬国立公園ツキノワグマ出没対応マニュアル
- 至仏山保全基本計画
- 会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針
- 尾瀬国立公園標識ガイドライン

3. 整合を取るべき地域の各種計画 【新要領に基づき新設】

(1) 群馬県関係

策定機関	計画名
群馬県	群馬県総合計画
	群馬県観光振興計画
	群馬県環境基本計画 2016-2019
	生物多様性ぐんま戦略
	群馬県ツキノワグマ適正管理計画 (第二種特定鳥獣管理計画・第二期計画)
	群馬県ニホンジカ適正管理計画 (第二種特定～計画・第五期計画)
	群馬県鳥獣保護区等位置図 (平成30年度)
	群馬県第2次鳥獣保護管理事業計画
	群馬県指定管理鳥獣捕獲事業実施計画
	レッドリスト
	環境学習等推進行動計画
	尾瀬学習プログラム
群馬県 片品村	片品村総合計画 (第4次)
	片品村景観計画
	会津沼田街道魅力向上推進プラン

(2) 福島県関係

策定機関	計画名
福島県	福島県総合計画 ～ふくしま新生プラン～
	広域的地域活性化基盤整備計画
	福島県環境基本計画 【第4次(改定)】
	ふくしま生物多様性推進計画 【第2次】
	福島県ツキノワグマ管理計画 (第3期計画)
	福島県ニホンジカ管理計画
	福島県鳥獣保護区等位置図
	ふくしまレッドリスト
福島県 檜枝岐村	檜枝岐村総合戦略 (第1次改訂版)
	第4次檜枝岐村振興計画
	尾瀬檜枝岐環境学習推進事業
	会津駒ヶ岳山頂湿原 木道整備計画
	会津沼田街道魅力向上推進プラン
福島県 南会津町	南会津町総合振興計画 後期基本計画 (第2次)
	南会津町環境基本計画 (第2次)

(3) 新潟県関係

策定機関	計画名
新潟県	新潟県総合計画 にいがた未来創造プラン
	新潟県環境基本計画
	新潟県生物多様性地域計画
	鳥獣保護管理事業計画書 (第12次)
	新潟県ツキノワグマ管理計画 (第二期)
	新潟県ニホンジカ管理計画
	新潟県鳥獣保護区等位置図
	レッドリスト (第2次)
新潟県 魚沼市	魚沼市総合計画 (第二次)
	第2次魚沼市環境基本計画
	地域産業成長促進計画
	中越地域広域観光振興計画

(4) 栃木県関係

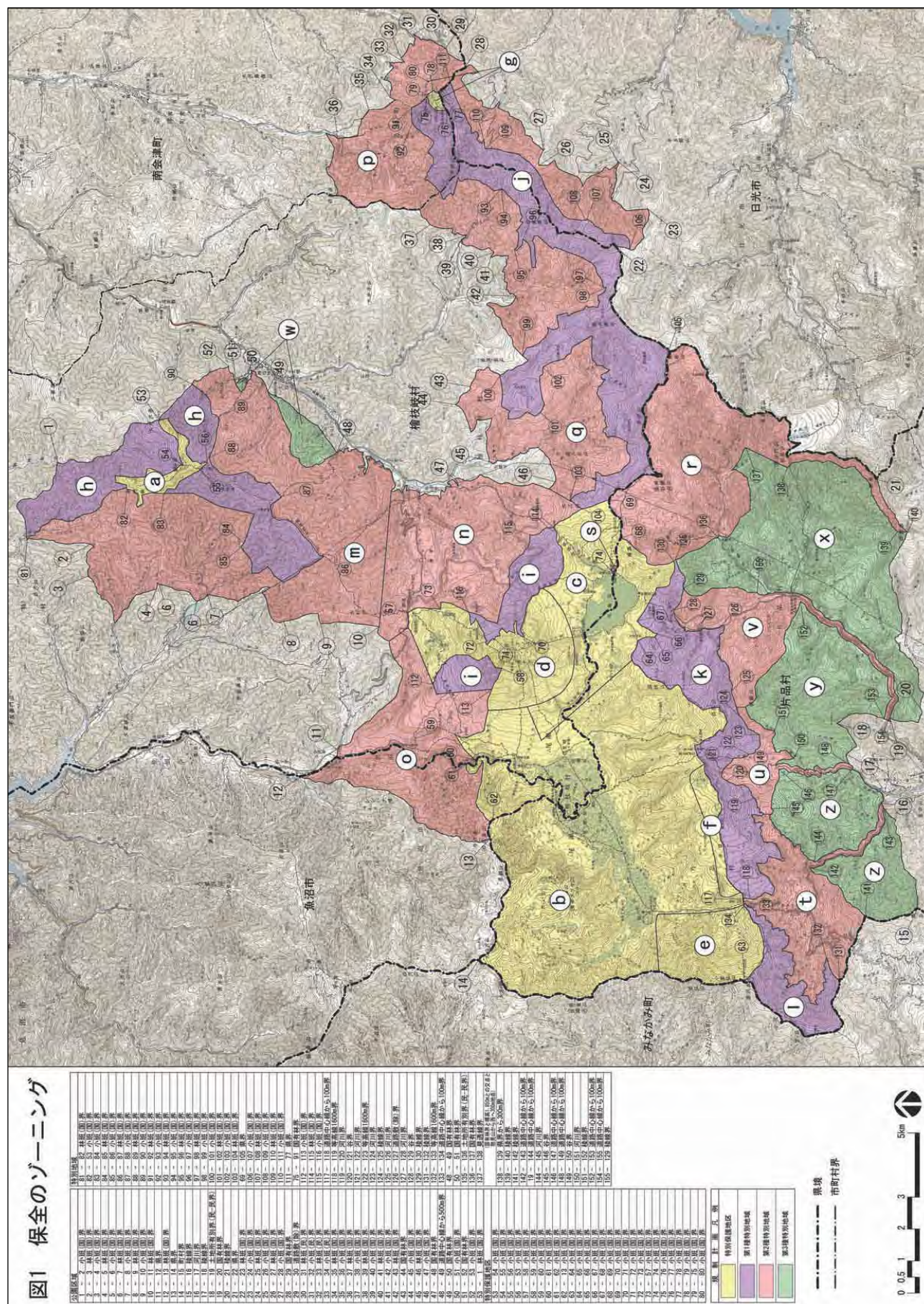
策定機関	策定計画名
栃木県	栃木重点戦略 とちぎ元気発信プラン
	とちぎ観光立県戦略
	とちぎ周遊観光促進計画
	日光国立公園満喫プロジェクト推進計画
	栃木県ツキノワグマ管理計画 (三期計画)
	栃木県ニホンジカ管理計画 (六期計画)
	栃木県鳥獣保護区等位置図
	栃木県板レッドリスト 『レッドデータブックとちぎ2018』
栃木県 日光市	第2次日光市総合計画 前期基本計画
	日光市観光振興計画
	第2次日光ブランド戦略プラン
	観光立県とちぎづくり推進計画
	SUKIDESU日光推進計画
	暮らして満足、訪ねて納得、自然と笑顔になれるまちづくり計画

第4章. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項（みんなで守る）

第2章2.（2）1）の管理運営方針（みんなで守る）に基づく施策を効果的に実施するため、保全すべき自然景観等に応じゾーニングを行い、ゾーニング毎に保全方針を定め、ゾーニング毎に適切に自然景観を保全していくことで、公園全体の自然景観の維持を図っていくこととします。

1. 保全のゾーニング

本公園は自然景観の特性及び保全度から、公園計画により、保護規制計画（第1章1.（2）①保護規制計画）により特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域の4つにゾーニングされているため、これを保全のゾーニング（図1、表1）とし、この規制計画のゾーニング毎に保全対象及び保全方針を定めます。保全対象については自然景観の特性に鑑み、各ゾーニングを地域毎に更に区分けして示します。



第4章

1. 保全のゾーニング

表1 保全のゾーニング

エリア	区域
特別保護地区	
㉓ 会津駒ヶ岳山頂部	・会津駒ヶ岳山頂部から中門岳へ至る稜線 ・会津駒ヶ岳山頂部から大戸沢岳へ続く稜線
㉔ 尾瀬ヶ原	・八海山、景鶴山、ススケ峰、三条の滝等の尾瀬ヶ原北部及び富士見峠、皿伏山等の尾瀬ヶ原南部を含む尾瀬ヶ原一帯
㉕ 尾瀬沼	・尾瀬沼西側の白砂峠及び尾瀬沼東側の大江山湿原を含む尾瀬沼一帯
㉖ 燧ヶ岳山頂部	・燧ヶ岳山頂部と北麓
㉗ 至仏山	・至仏山一帯
㉘ アヤメ平	・鳩待峠からアヤメ平へ至る稜線
㉙ 田代山山頂部及び小田代	・田代山山頂部と小田代
第1種特別地域	
㉚ 会津駒ヶ岳北東部及び南部	・会津駒ヶ岳及び中門岳の北東部 ・会津駒ヶ岳から大津岐峠へ至る稜線 ・会津駒ヶ岳南部
㉛ 燧ヶ岳北西麓及び東麓	・燧ヶ岳北西麓 ・長池周辺の燧ヶ岳東麓
㉜ 田代山・帝釈山稜線	・田代山、帝釈山、台倉高山、孫兵衛山、黒岩山、赤岩山を結ぶ稜線
㉝ 尾瀬ヶ原及び尾瀬沼南部	・鳩待峠、富士見峠、皿伏山、三平峠を結ぶ稜線の南麓
㉞ 悪沢岳及び笠ヶ岳東麓	・悪沢岳及び笠ヶ岳東麓
第2種特別地域	
㉟ 会津駒ヶ岳山麓	・会津駒ヶ岳山麓一帯
㊱ 御池及び沼山峠北西麓	・七入から御池へ至る車道沿い及びその周辺 ・御池から沼山峠へ至る車道沿い及びその周辺
㊲ 小沢平及び燧ヶ岳北西麓	・小沢平周辺及び松嶺高山北東部 ・燧ヶ岳北西麓
㊳ 田代山・帝釈山山麓	・田代山・帝釈山山麓一帯
㊴ 沼山峠南東部	・沼山峠南部（大江山東部）一帯
㊵ 黒岩山西部及び鬼怒沼山	・黒岩山、鬼怒沼山へ続く稜線西側一帯 ・物見山から四郎岳へ続く稜線
㊶ 尾瀬沼東部	・尾瀬沼東部（尾瀬沼集団施設地区）
㊷ 鳩待峠	・戸倉から鳩待峠へ至る車道沿い
㊸ 富士見下	・富士見下から富士見峠へ至る歩道沿い
㊹ 大清水	・大清水から一ノ瀬へ至る歩道沿い
第3種特別地域	
㊺ 檜枝岐	・檜枝岐集落に近い会津駒ヶ岳山麓
㊻ 物見山及び燕巣山北西部	・物見山及び燕巣山北西部一帯
㊼ 荷鞍山南部	・荷鞍山南部一帯
㊽ 大行山一帯及び西山北東部	・大行山一帯及び西山北東部一帯

第4章

2. ゾーニング毎の保全対象及び保全方針

第2章2.(2)1)の管理運営方針(みんなで守る)に沿って自然景観を管理するとともに、以下に示す保全対象を保全方針に沿って管理することで、第2章1.目指すべき姿の実現を図ります。

A 特別保護地区

①保全対象

地域	保全対象〈■自然景観 □自然景観を構成する要素(自然環境)〉
① 会津駒ヶ岳 山頂部	■ 山頂部の多数の池塘を含む湿原景観 ■ 湿原と周囲の山岳地帯との一体的な景観 ■ 山頂から眺望する燧ヶ岳、至仏山、田代山等のパノラマ景観 □ 雪田草原(山地湿原)を中心とした高山植物及び湿原植生 □ 昆虫類や鳥類等の湿原特有の野生動物
② 尾瀬ヶ原	■ 拋水林や池塘等を含めた湿原景観 ■ 湿原と周囲の山岳から成る山地湿原景観 ■ 尾瀬ヶ原の水を一手に集めた平滑ノ滝と三条ノ滝の瀑布景観 ■ 周囲の山岳から眺望できる盆地景観 ■ ダケカンバ、ブナ等の広葉樹林や、オオシラビソ、クロベ等の亜高山帯針葉樹林を主体とした湿原周辺の森林景観 □ 本州最大の山地湿原 □ 高層湿原を中心とした湿原植生 □ 湿原泥炭層 □ ケルミ―シュレンケ複合体、浮島、池塘等の湿原特有の微地形 □ ダケカンバ、ブナ等の広葉樹林～オオシラビソ、クロベ等の亜高山帯針葉樹林から成る森林生態系 □ 拋水林や周辺の低木類 □ 昆虫類や鳥類等の多様な野生動物
③ 尾瀬沼	■ 湿原及び湖畔景観 ■ 湿原及び沼等の水辺と周囲の山岳やオオシラビソ、コメツガ等の針葉樹林が一体となった山地湖沼景観 ■ 周囲の山岳 <u>や展望地</u> から眺望できる盆地地形の湖沼景観 □ 火山堰止湖及びその周辺の湿原を中心とした湿原植生 □ 昆虫類や鳥類等の多様な野生動物 □ オオシラビソを主体とした森林生態系

第4章

2. ゾーニング毎の保全対象及び保全方針

地域	保全対象〈■自然景観 □自然景観を構成する要素（自然環境）〉
㊦ 燧ヶ岳 山頂部	■ 尾瀬沼、尾瀬ヶ原と一体となった山岳景観 ■ 山頂からのパノラマ景観 ■ 山頂から眺望する尾瀬沼、尾瀬ヶ原の景観 ■ 山頂から眺望するオオシラビソ、ハイマツ等の亜高山帯針葉樹林～ブナを主体とする広葉樹林から成る森林景観 ■ 北面の傾斜湿原群とその周囲のオオシラビソ、ハイマツ等の亜高山帯針葉樹林から成る山地湿原景観 □ 北面の傾斜湿原を中心とした湿原植生 □ 露出した火山地質 □ 5峰の山容に見られる火山地形 □ 山岳地帯特有の高山植物 □ 山頂のオオシラビソ、ハイマツ等の亜高山帯針葉樹林～山麓のブナを主体とする広葉樹林の垂直植生分布 □ ツキノワグマ、カモシカ等の野生動物
㊧ 至仏山	■ 尾瀬ヶ原と一体となった山岳景観 ■ 山頂からのパノラマ景観 ■ 山頂から眺望する尾瀬ヶ原の景観 ■ オヤマ沢田代と周囲の亜高山帯針葉樹林から成る景観 □ 至仏山特有の蛇紋岩地質とそれに起因する希少な高山植物 □ オヤマ沢田代の希少な湿原植生 □ オオシラビソ、クロベ等の亜高山帯針葉樹林の高山帯～亜高山帯の垂直植生分布 □ ツキノワグマ、カモシカ等の野生動物
㊨ アヤマ平	■ 池塘を含めた湿原景観 ■ 湿原と周囲の亜高山帯針葉樹林から成る景観 ■ 至仏山や燧ヶ岳等の周囲の山岳と一体となった景観 ■ オオシラビソを主体とした亜高山帯針葉樹林から成る山麓森林景観 □ 傾斜湿原の湿原植生 □ オオシラビソを主体とした亜高山帯針葉樹林から成る森林生態系 □ ツキノワグマ、カモシカ等の野生動物
㊩ 田代山山頂部 及び小田代	■ 山頂からのパノラマ景観 ■ 台地状の山地湿原からなる特異な湿原景観 ■ 山頂から眺望する会津駒ヶ岳の景観 □ 山地湿原を中心とした高山植物及び湿原植生 □ イトトンボ類、カオジロトンボ等のトンボ類

②保全方針

- ・保全対象を厳正に保護し、現在の自然景観を維持します。
- ・特に湿原植生、会津駒ヶ岳山頂の雪田草原及び至仏山の高山植物は非常に脆弱であることから、厳正に保護していきます。
- ・植生の荒廃箇所には植生 回復 復元 工の対策を講じます。
- ・保全対象に対するニホンジカの影響を排除するための対策を実施していきます。
- ・移入-外来 植物の侵入については常に監視し、定着を防ぎます。

第4章

2. ゾーニング毎の保全対象及び保全方針

- ・尾瀬ヶ原及び尾瀬沼については自然景観の保全のため、水位及び水質の維持に努めます。

B 第1種特別地域

①保全対象

地域	保全対象 ☒ 自然景観 ☐ 自然景観を構成する要素（自然環境）
㊦ 会津駒ヶ岳北東部 及び南部	☒ 稜線から眺望されるオオシラビソから成る森林景観 ☐ 山頂付近に広がるオオシラビソや斜面に広がるミヤマナラを主体とした低木群落 ☐ カモシカ、ヤマネ等の野生動物
① 燧ヶ岳北西麓 及び東麓	☒ 山頂のオオシラビソ、ハイマツ等の亜高山帯針葉樹林～山麓のブナを主体とした広葉樹林から成る森林景観 ☒ ブナを主体とした広葉樹林から成る森林景観 ☒ 渋沢大滝をはじめとする溪流景観 ☒ 長池を中心とした池や湿原と周囲のオオシラビソを主体とした亜高山帯針葉樹林から成る景観 ☐ 山頂のオオシラビソを主体とした亜高山帯針葉樹林帯～山麓のブナを主体とした広葉樹林帯の垂直植生分布 ☐ 長池を中心とした湿原植生 ☐ 東麓の希少な天然カラマツ林 ☐ カモシカ、ツキノワグマ等の野生動物
① 田代山・帝釈山 稜線	☒ オオシラビソやダケカンバ等の亜高山帯針広混交林から成る森林景観 ☒ 歩道沿いの林床で見られるオサバグサ群落から成る景観 ☒ 山頂からのパノラマ景観 ☐ オオシラビソ、ダケカンバの針葉樹林帯 ☐ オサバグサ群落やカニコウモリ亜群集等の多様な高山植物 ☐ 急斜面地に広がるコメツガ亜群集や尾根部に広がるクロベ－シャクナゲ群集、オオシラビソと <u>ダケタケ</u> カンバ等の樹林帯等の多様な森林植生 ☐ 昆虫類や鳥類等の野生動物
㊦ 尾瀬ヶ原及び 尾瀬沼南部	☒ オオシラビソを主体とした森林景観 ☒ 登山道沿いの溪流景観 ☒ 尾瀬ヶ原と尾瀬沼を背景とした景観 ☐ オオシラビソを主体とした亜高山帯針葉樹林
① 悪沢岳及び 笠ヶ岳東麓	☒ 尾瀬ヶ原や周囲の山岳と一体となった景観 ☒ 笠ヶ岳山頂からのパノラマ景観 ☐ 笠ヶ岳 <u>一帯 山頂付近</u> に生育する希少な高山植物 <u>と亜高山帯植生</u> ☐ 片藤沼と周囲に点在する小湿原の湿原植生 ☐ オオシラビソや矮性化したミヤマナラを主体とした亜高山帯樹林

②保全方針

- ・特別保護地区と一体となった自然景観を構成していることから、保全対象を極力保護し、現在の自然景観を維持します。
- ・点在する湿原植生は非常に脆弱であることから、厳正に保護していきます。
- ・帝釈山に高密度に生育しているオサバグサ群落については分布範囲からも特筆すべき植生であることから、厳正に保護していきます。

第4章

2. ゾーニング毎の保全対象及び保全方針

- ・ 保全対象に対するニホンジカの影響を排除するための対策を実施していきます。

C 第2種特別地域

①保全対象

地域	保全対象〈■自然景観 □自然景観を構成する要素（自然環境）〉
㊸ 会津駒ヶ岳山麓	■ 竜ノ門の滝の瀑布景観 ■ 歩道沿いのブナ、ミズナラ等の広葉樹林から成る森林景観 □ ブナ、ミズナラ等の広葉樹林 □ カモシカ、ツキノワグマ、モモンガ、ハチクマ、オオイチモンジ等の野生動物 □ 大津岐川上流部に生息するハッチョウトンボ
㊹ 御池及び沼山峠 北西麓	■ 広範囲に広がる 樺^{ぶな}平のブナの森林景観 ■ 車両から眺望できるブナの広葉樹林～オオシラビソの亜高山帯針葉樹林に変化する森林景観 ■ モーカケの滝や抱返ノ滝等を中心とした溪流景観 ■ 車両から眺望できるスモウトリ田代や重兵衛池の湿原景観 □ 日本海型のブナの広大な原生林 □ オオシラビソの亜高山帯針葉樹林 □ スモウトリ田代や重兵衛池における湿原植生
㊺ 小沢平及び燧ヶ 岳北西麓	■ 歩道沿いの燧ヶ岳北西から小沢平に広がるブナ、ミズナラ等の広葉樹林から成る森林景観 ■ 三条ノ滝北西（松嶺^{まつくらたかやま}高山北東麓）に広がるオオシラビソを主体とする亜高山帯針葉樹林から成る森林景観 ■ 歩道沿いの只見川の溪流景観 ■ 渋沢大滝の瀑布景観 □ 燧ヶ岳北西から小沢平に広がるブナの広葉樹林帯 □ 三条ノ滝北西（松嶺高山北東麓）に広がるオオシラビソを主体とする亜高山帯針葉樹林や矮性化したミヤマナラの自然低木群落 □ カタクリ、イワウチワ等の林床の高山植物 □ カモシカ、ヤマネ、ハチクマ等の野生動物
㊻ 田代山・帝釈山 山麓	■ 歩道沿いのオオシラビソやコメツガ等の亜高山帯針葉樹林から成る森林景観 ■ 帝釈山山麓のカラマツの針葉樹林から成る森林景観 □ オオシラビソやコメツガ等の亜高山帯針葉樹林 □ カラマツの針葉樹林 □ カモシカ、ツキノワグマ等の大型哺乳類や多様な昆虫類や鳥類等の野生動物

第4章

2. ゾーニング毎の保全対象及び保全方針

地域	保全対象〈■自然景観 □自然景観を構成する要素（自然環境）〉
㊦ 沼山峠南東部	■ 沼山峠南東部（大江山～高八卦山）の高い標高に広がるオオシラビソやコメツガ、トウヒの亜高山帯針葉樹林～低い標高に広がるブナの広葉樹林から成る森林景観 □ 高い標高に広がるオオシラビソやコメツガ等の亜高山帯針葉樹林帯 □ 低い標高に広がり、気候的な極相と考えられるブナの広葉樹林帯 □ カモシカ、ツキノワグマ等の大型哺乳類や多様な昆虫類や鳥類等の野生動物
㊧ 黒岩山西部及び鬼怒沼山	■ 歩道沿いのオオシラビソの亜高山帯針葉樹林から成る森林景観 ■ ブナ、ミズナラ等の広葉樹林から成る森林景観 ■ 赤安山、黒岩山等の歩道沿いの林床で見られるオサバグサ群落から成る景観 ■ 鬼怒沼湿原の湿原景観 ■ 湿原とその周囲の針葉樹林から成る景観 □ オオシラビソの針葉樹林～ブナ、ミズナラの広葉樹林の垂直植生分布 □ 赤安山、黒岩山の林床に生育するオサバグサ群落 □ カモシカ、ツキノワグマ、ヤマネ、モモンガ等の野生動物
㊨ 尾瀬沼東部	■ 尾瀬沼集団施設地区内及び周辺のおオシラビソ、コメツガ等の亜高山帯針葉樹林から成る森林景観 □ オオシラビソ、コメツガ等の亜高山帯針葉樹林
㊩ 鳩待峠	■ 車両及び至仏山～鳩待峠の稜線（歩道）から眺望できるブナ～オオシラビソとの針広混交林と変化する森林景観 ■ 溪流景観 ■ 津奈木湿原から眺望される笠ヶ岳の山岳景観 □ 津奈木湿原の湿原植生 □ ブナやダケカンバ、オオシラビソの針広混交林
㊪ 富士見下	■ 歩道沿い及び鳩待峠～アヤメ平の稜線（歩道）から眺望できるブナ、ミズナラ等の広葉樹林帯から成る森林景観 □ ブナ、ミズナラ等の広葉樹林
㊫ 大清水	■ 大清水湿原の湿原景観 ■ 湿原とその周囲のオオシラビソの亜高山帯針葉樹林から成る景観 ■ 歩道沿いのブナ、ミズナラ等の広葉樹林を主体とした森林景観 ■ 歩道沿いの溪流景観 □ 大清水湿原の湿原植生 □ オオシラビソの亜高山帯針葉樹林 □ ブナ、ミズナラ等の広葉樹林

②保全方針

- ・利用との調整を図りつつ、保全対象を極力保護し、良好な自然景観の維持を図ります。
- ・ブナを始めとする亜高山帯からブナ帯の自然林については、中部日本の典型的な森林生態系であることから、極力保護を図っていきます。
- ・点在する湿原植生は脆弱であることから、極力保護を図っていきます。
- ・保全対象に対するニホンジカの影響を排除するための対策を実施していきます。
- ・山頂及び稜線の歩道及び車道からの眺望に重点を置いた自然景観の維持を図っていきます。

第4章

2. ゾーニング毎の保全対象及び保全方針

D 第3種特別地域

①保全対象

地域	保全対象〈■自然景観 □自然景観を構成する要素（自然環境）〉
㊦ 檜枝岐	■ ブナ、ミズナラ等の広葉樹林や人工林及び二次林から成る森林景観 □ ブナ、ミズナラ等の広葉樹林の森林生態系
㊧ ものみやま つばくろす 物見山 及び 燕巢 やま 山 北西部	■ 車道及び歩道沿いのブナ、ミズナラ等の広葉樹林やカラマツ造林地から成る森林景観 ■ 車道及び歩道沿いの溪流景観 □ ブナ、ミズナラ等の広葉樹林の森林生態系
㊨ 荷鞍山南部	■ 車両から眺望するブナ、ミズナラ等の広葉樹林やカラマツ造林地から成る森林景観 □ オオシラビソやブナ、ミズナラ等の広葉樹林の森林生態系
㊩ 太行山一帯及び 西山北東部	■ 車両から展望するブナ、ミズナラ等の広葉樹林の森林やカラマツ造林地の森林景観及び溪流景観 □ 太行山や西山一帯のブナ、ミズナラ等の森林生態系

②保全方針

- ・森林施業等の生業との調整を図りつつ、車道からの眺望に重点を置いた良好な自然景観の維持を図ります。
- ・保全対象に対するニホンジカの影響を排除するための対策を実施していきます。

3. 保全に関する施策の方向性

本公園の自然景観を維持し、第2章1.の目指すべき姿の実現を図るため、自然公園法に基づき適切に管理していくとともに、第2章2.及び第3章2.の保全方針に沿って、以下の施策を推進していきます。また、本公園には、多くの関係団体・関係者が関わっているとともに、文化財保護法や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）等の様々な法令により規制されていることから、関係団体・関係者との連携を図っていきます。

（1）自然豊かな尾瀬づくり

■これまでの取組の継承

1) 美化修景の推進

①公園内の美化推進

公園内の美化推進のため、巡視の際のゴミ拾い、~~パークボランティアによるゴミ拾い~~を継続していくとともに、利用者が多く立ち入る国立公園事業道路（歩道）及び集団施設地区を中心にグリーンワーカー事業による美化清掃活動を実施していきます。

また、尾瀬ヶ原、尾瀬沼（特別保護地区）の美化清掃活動については、~~財団法人（公財）~~尾瀬保護財団等が呼びかけ人となり、~~毎年6月第1土曜日に~~「ゴミ持ち帰り運動」が福島県と群馬県の主催で実施されて ~~おり、関東地方環境事務所も毎年参加して~~います。また、福島県自然公園清掃協議会尾瀬支部、~~尾瀬美化愛護協会~~群馬県尾瀬美化愛護協会、~~東京電力株式会社~~東京電力ホールディングス株式会社及び ~~財団法人（公財）~~尾瀬保護財団等がゴミ拾いの活動をシーズンを通して行っています。公園全域において効果的に美化清掃が進められるよう、これらの団体の活動との連携及び協力に努めます。

②山小屋における廃棄物の取扱い

山小屋等の国立公園事業で発生した廃棄物については、国立公園区域外へ搬出することとし、搬出までは施設内において適切に保管するよう指導していきます。

③埋設処理された過去の廃棄物の撤去

埋設処理された過去の廃棄物は、撤去作業を行い自然景観の修復に努めます。特に、見晴や尾瀬沼集団施設地区の所管地内における埋設ゴミの撤去作業については、「尾瀬の埋設ゴミ撤去に関する基本方針」や地区毎に定めた役割分担に沿って進めていくとともに、撤去作業後は専門家の意見を踏まえ、植物の移植や ~~回復 復元~~による修景を行います。

2) 巡視・点検活動の実施

順応的かつ迅速な公園管理を実施するため、下記方針に基づき巡視活動を実施します。

- ①自然公園法に係る行為について違反がないよう監視を行います。
- ②国立公園の利用施設に、危険な箇所や修繕が必要な箇所がないか、点検を行います。
- ③関係団体・関係者による巡視活動との連携及び情報共有を図ります。

3) 広報活動の実施

①ゴミ持ち帰り運動の周知徹底

②団体へ出向いての教育活動（インタープリター）

■貴重な自然環境の保護

④-1) 環境省レッドリスト掲載種等の希少野生動植物 保護

本公園は、多様でかつ原始的な自然環境を有することから、コヤマコウモリ（絶滅危惧ⅠＢ類）ホンドオコジョ（準絶滅危惧）等、多くの希少な野生動物が生息しています。

これらの動物については自然公園法を始め、文化財保護法や鳥獣保護法に基づき、適正な保護を実施していきます。また、野生動物の生息地を維持するため、自然環境の保全も図っていきます。

植物については、湿原植生や高山植物を中心に、~~カンチヤチハコベ~~、~~アイズヒメアザミ~~、~~オオタマツリスゲ~~（絶滅危惧ⅠＡ類）、ツルキケマン、~~エゾハリスゲ~~、~~シバタカエデ~~、~~ヒロハツリシュスラン~~（絶滅危惧ⅠＢ類）、~~イトハコベ~~、チシマウスバスマレ、ナガバノモウセンゴケ、オゼコウホネ、キンロバイ、オゼソウ、オゼヌマアザミ、ホソバヒナウスユキソウ（絶滅危惧Ⅱ類）、ヒカリゴケ、~~イス~~タヌキモ、~~ヒメタヌキモ~~、トキソウ、ホソバオゼヌマスケ、~~ヒメミズニラ~~、~~テイネニガクサ~~、~~タマミクリ~~（準絶滅危惧）等の多くの希少な野生植物が生育していることから、これらの種については、指定植物に指定し、特別地域においても自然公園法に基づき採取、損傷を規制します。

また、調査目的の採取、損傷行為や生育地に工作物を設置する行為等の自然公園法の申請及び協議の際には、希少種であることに配慮し、数量や場所、行為跡地の扱い等について適切な指導を行うとともに、必要に応じて条件及び留意事項を付すこととします。また、~~移入~~・~~外来~~種の侵入を防止し、生育地の自然環境の保全も図っていきます。

さらに、モニタリングや調査研究から、これら希少種の生育状況の把握に努めます。

④-2) 県のレッドデータブック記載種等の希少動植物 保護

福島県、栃木県、群馬県及び新潟県はレッドデータブックを作成し、環境影響評価や自然保護対策の資料として活用しています。尾瀬に生息・生育する野生動植物についても以下のような種が各県のレッドデータブックに掲載されています。

福島県レッドデータブック（20●●●）	（植物）ヒカリゴケ（絶滅危惧Ⅰ類）、オクヤマオトギリ（絶滅危惧Ⅱ類）、ミヤマハナワラビ（情報不足） （動物）ウサギコウモリ（絶滅危惧Ⅱ類）、ヤマネ（情報不足）、ホンドオコジョ（情報不足） 等
栃木県レッドデータブック（20●●●）	（植物） イトハコベ 、ジュンサイ（絶滅危惧Ⅱ類）、チシマウスバスマレ（準絶滅危惧） 等
群馬県レッドデータブック（20●●●）	（植物）カキラン（絶滅危惧ⅠＡ類）、 ミヤマオダマキ ハクセンナズナ（絶滅危惧ⅠＡ類） （動物）ヤマネ（準絶滅危惧）、ホンドオコジョ（準絶滅危惧） 等
新潟県レッドデータブック（20●●●）	（植物） オオアカバナ サワラン（絶滅危惧Ⅰ類）、タカネバラ（地域個体群絶滅危惧Ⅱ類）、バイカモ（絶滅危惧Ⅱ類）、ザゼンソウ（絶滅危惧Ⅱ類） （動物） シナノ ミズラモグラ（準絶滅危惧）、ヤマネ（準絶滅危惧） 等

なお、福島県では本公園に生育しているキソエビネ、サルメンエビネ、クマガイソウ等を「特定希少野生動植物」として指定し、「福島県野生動植物の保護に関する条例（平成16年3月施行）」に基づき、採取を規制しています。これらの希少な野生動植物についても、県や関係団体と連携し、啓発活動等をしていきます。

■植生の荒廃対策

過去の踏圧や洗掘、ニホンジカによる食害等により荒廃した植生について、積極的に植生 回復 復元を実施するとともに、踏み込み防止対策や利用者指導の充実を図ります。対策の実施に当たっては下記の事項に留意します。

- ・植生マットは、自然に還る素材とします。
- ・必要な種子や苗の採取は、可能な限り現地において行うものとします。
- ・植生 回復 復元を行った箇所については、回復 復元状況を継続的に調査し、効果の評価をおこないます。
- ・対策を実施している関東地方環境事務所、福島県、群馬県、東京電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、尾瀬山小屋組合等の関係者で情報交換や相互協力を図り、対策を効果的に進めます。

【保護施設計画】

事業名	取 扱 方 針
a) 田代山植生復元施設	踏圧や木道等の利用施設による洗掘の誘導により歩道沿いの植生の荒廃が見られることから、「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針」に基づき、植生 <u>回復</u> <u>復元</u> 及び踏込防止対策を実施する。
b) 駒ヶ岳植生復元施設	踏圧や木道等の利用施設による洗掘の誘導により歩道沿いの植生の荒廃が見られることから、「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針」に基づき、植生 <u>回復</u> <u>復元</u> 及び踏込防止対策を実施する。
c) 燧ヶ岳植生復元施設	踏圧、表流水の集中により歩道沿いに洗掘が見られることから歩道沿いの洗掘部分及び廃道路線について植生 <u>回復</u> <u>復元</u> を実施する。
d) 尾瀬沼植生復元施設	過去の踏圧、ニホンジカによる植生攪乱や食害が原因で植生が荒廃していることから、植生荒廃の拡大を防止するため、侵入防止対策等を実施する。また、埋設ゴミ跡地において植生 <u>回復</u> <u>復元</u> を実施する。
e) 尾瀬ヶ原植生復元施設	過去の踏圧、ニホンジカによる植生攪乱や食害が原因で植生が荒廃していることから、植生荒廃の拡大を防止するため、侵入防止対策等を実施する。また、埋設ゴミ跡地において植生 <u>回復</u> <u>復元</u> を実施する。
f) 至仏山植生復元施設	踏圧や木道等の利用施設による洗掘の誘導により歩道沿いの植生の荒廃が <u>見られる 著しい</u> ことから、「至仏山保全対策会議（事務局： <u>（財）（公財）尾瀬保護財団</u> ）」の方針に基づき、植生 <u>回復</u> <u>復元</u> を実施する。
g) アヤメ平植生復元施設	過去の踏圧、ニホンジカによる植生攪乱や食害が原因で植生が荒廃していることから、現在実施されている植生 <u>回復</u> <u>復元</u> を継続実施するとともに、ニホンジカの被害を防止するため侵入防止対策等を実施する。

■外来植物対策

5) 移入植物対策

本公園では、特別保護地区に通じる車道沿いの一部において、NPO により、外来植物であるオオハングンソウやハルザキヤマガラスの駆除活動が行われ、平成 29 年度からは（公財）尾瀬保護財団が関係機関に協力を呼びかけながら、尾瀬ボランティア、研究者、関係機関等と共にこれらの駆除活動を実施し、一定の効果が認められています。

引き続き関係者が協力して外来種対策推進し、特別保護地区へ 移入外来植物が侵入し、生態系を攪乱することを可能な限り抑えるため、「駆除 防除すべき 移入外来植物一覧表」を作成し、各対象種の駆除方法を定めた上で、特別保護地区において優先的に駆除作業を進めるとともに、駆除状況等の把握や新たな 移入 外来種の確認等を継続的に行っていきます。特にオオバコやシ

ロツメクサ、ハルジオン等が多く生育している各集団施設地区や山小屋周辺の除去作業は関係者と協力のもと、優先的に行います。また、種子落としマットを現在設置している入山口もあり、侵入防止対策についても検討し、実施していきます。

尾瀬沼におけるコカナダモの繁茂については、現在各県調査事業において停滞・一時的に衰退が確認されていたがおり、群落の再拡大が確認されたことから、今後もその生育状況や動態について関係団体・関係者とともに確認を行っていきます。

(2) 歴史・伝統・文化が息づく尾瀬づくり

■歴史・伝統・文化の保全と活用

本公園には、会津と上州の交易路であった会津沼田街道の存在や、尾瀬の利用を支える山小屋文化、自然保護運動の歴史など、地域に息づいた歴史・伝統・文化は国立公園を構成する価値の一つです。そのため、これらの歴史・伝統・文化の価値を保全するため、関係者間で連携及び協力して、地域資源の洗い出しを行うとともに、その価値を再確認し保全と活用に努めます。また、情報発信や普及啓発を通して、尾瀬への理解と愛着の向上を図ります。

(3) 野生動物との軋轢の解消

■ニホンジカによる被害の低減

尾瀬地域は、元来シカによる影響を受けずに成立した生態系であると言われていますが、1990年代の日光地域のシカの増加に伴い、本公園区域内においても、ニホンジカによる湿原植生の食害やヌタ場の形成等、~~の~~植生攪乱への影響が顕在化しており、希少な湿原植生の保全を目的とした緊急の対策が必要となっています。対策については、平成21年3月策定「尾瀬国立公園シカ管理方針」に基づき実施するとともに、ニホンジカの排除に向けて「尾瀬国立公園ニホンジカ対策協議会」及び「アドバイザー会議」において関係者及び学識経験者の意見を聞きながらすすめていく。本公園では、特別保護地区内でのニホンジカの捕獲を全国的に先駆けて実施しています。

そのため、関係者及び有識者が参画する「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会」の枠組みにより、日光地域を含めた広域連携の強化を図るとともに、「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針」(令和2年1月)及び生態系維持回復事業計画に基づき、尾瀬ヶ原・尾瀬沼や高山帯へのシカの影響を排除するための各種対策を実施します。

なお、これらの対策は、「ニホンジカ保護管理計画」特定鳥獣保護管理計画や鳥獣被害防止計画等の下に実施される各県・市町村の事業と連携して行います。

■ツキノワグマとの共生

本公園はツキノワグマの重要な生息地で、生息環境の保全が必要であるが、一方で、過去に2度の人身事故が発生しており、クマとの軋轢を起こさない利用のあり方が求められています。今後は、平成21年度に設置された「尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会」を中心に、同協議会で作成した「尾瀬国立公園ツキノワグマ出没対応マニュアル」に沿った形で関係者との協力のもと事故防止対策を実施し、ツキノワグマとの共生 クマとの軋轢を起こさない利用のあり方 を図っていくとともに、ツキノワグマの生息地としての環境を維持していきます。

■野生鳥獣による新たな問題への対応

本公園の周辺地域においてイノシシ等の生息域の拡大が指摘されていることから、関係団体・関係者と連携し、調査研究及びデータ蓄積の促進を図ります。本公園内においてイノシシ等による自然景観や自然環境への影響が発生した場合には、関係機関の方針や計画等との整合性を図り

ながら対策を実施します。**(4) 科学的知見に基づく保全****■調査研究の促進**

失われた植生の回復、現存の植生の保護等、本公園の自然景観を適正に保全するに当たり、調査研究や植生、地質、気候等の科学的データに基づく対策が重要です。日々の業務の中でモニタリング、文献整理を行うとともに、自然環境とそれを取り巻く社会環境の変化にも注目していきます。また、関係団体・関係者と連携し、調査研究及びデータ蓄積の促進を図ります。

なお、以下の事項についても検討していくこととします。

- ・研究機関、研究者等による調査研究の促進を図るためのサポート体制の構築。
- ・各種モニタリング調査の結果の統合、調査手法の統一化等の効率的かつ効果的なモニタリング体制の構築。
- ・「尾瀬生物多様性情報システム」の効果的な運用。

(5) 尾瀬を保全するための関係法令等**■国有林施策**

本公園のうち約 55%が国有林であり、~~保安林及び~~保護林に指定されています。~~保安林は国土の保全や洪水の防止、水源の涵養等を目的に指定されており、~~保護林は自然環境の維持、動植物の保護及び遺伝資源の保存を図る目的で「森林生態系保護地域」又は「緑の回廊」として指定されています。国有林の管理経営の方針と整合性を図りながら公園管理を推進します。

【森林生態系保護地域】

利根川源流部・燧ヶ岳周辺森林生態系保護地域
奥会津森林生態系保護地域

【緑の回廊】

緑の回廊日光線
会津山地緑の回廊

■保安林制度

森林法に基づいて保安林が指定されており、その多くが国立公園と重複しています。保安林は国土の保全や洪水の防止、水源の涵養等を目的に指定されており、保安林制度と整合性を図りながら公園管理を推進します。

■文化財保護法

尾瀬ヶ原及び尾瀬沼（特別保護地区）が昭和 35 年に文化財保護法により特別天然記念物に指定されています。また、本公園に生息するニホンカモシカやヤマネ等は国の天然記念物に指定されています。天然記念物としての資質が失われることがないよう、関係団体・関係者と協力し、自然環境を保護していきます。

■鳥獣保護区

鳥獣保護 管理 法に基づいて、県指定鳥獣保護区を各県が指定しており、その多くが国立公園と重複しています。

希少な野生動物及びその生息地の保護並びに野生動物の保護管理に関する施策について、関係機関と連携し、適正な野生動物の保護管理を実施していきます。

区分	保護区名	面積	期限
福島県指定	駒ヶ岳鳥獣保護区	367ha	令和4年10月31日
	田代山鳥獣保護区	487ha	令和15年10月31日
	尾瀬鳥獣保護区	6,378ha	令和3年10月31日
	奥只見鳥獣保護区	18,251ha	令和9年10月31日
群馬県指定	尾瀬鳥獣保護区	10,590ha	令和3年10月31日
新潟県指定	湯之谷奥只見湖鳥獣保護区	38,128ha	令和15年10月31日
	尾瀬鳥獣保護区	322ha	令和15年10月31日

■遊漁規制

魚の捕獲については、自然公園法施行規則第12条第27号の16により、自然公園法に係る許可及び同意を必要としない行為であるが、檜枝岐村漁業協同組合では、内共第28号第5種共同漁業権遊漁規則により、本公園の特別保護地区内は **遊漁** 禁止区域としており、また、利根漁業協同組合は特別保護地区内での漁業は自粛しています。

しかし、国立公園区域外から区域内に入ってくる溪流釣りの人が見られるため、檜枝岐村漁業協同組合及び利根漁業協同組合と協力し、本公園の特別保護地区内での魚の捕獲は自粛されていることを公園区域外においても周知していきます。

駆除・防除すべき移入・外来植物一覧表**【有識者に確認してリバイス中】**

「移入・外来植物」：尾瀬外部から人為的に持ち込まれた人里植物、園芸植物、帰化植物等をさす。

種 名	別 名	生 育 地	駆 除 法
(タデ科)			
オオイヌタデ	アカノマンマ	山小屋周辺裸地	開花前除去
イヌタデ		山小屋周辺裸地	開花前除去
タニソバ		山小屋周辺、木道沿	開花前除去
スイバ			地下2cm位で切除
ナガバギシギシ			地下4cm位で切除 (抽苔時)
エゾノギシギシ	ヒロハギシギシ		地下4cm位で切除 (抽苔時)
(ナデシコ科)			
ノミノフスマ	ハコベ	山小屋周辺	春～秋開花時
コハコベ		山小屋周辺	春～秋開花時
ミドリハコベ		山小屋周辺	春～秋開花時
ミミナグサ		山小屋周辺	春開花時
(アカザ科)			
シロザ	シロアカザ	山小屋周辺	花茎を結実前に刈取
コアカザ		山小屋周辺	花茎を結実前に刈取
(アブラナ科)			
ナズナ	ペンオエングサ	山小屋周辺	花茎を結実前に刈取
イヌガラシ		山小屋周辺裸地	根頭部から切除
(ベンケイソウ科)			
ツルマンネングサ		山小屋周辺	除去容易
(バラ科)			
キンミズヒキ		道端	根から除去
(マメ科)			
ウスバヤブマメ	アカツメクサ レッドクローバー ホワイトクローバー アルサイククローバー	山小屋周辺草地	つるを引き抜く
ヌスビトハギ		道端	根から除去
ムラサキツメクサ		山小屋周辺、道端	随時根ぎわから除去
シロツメクサ			種を付けないよう刈取
タチオランダゲンゲ			種を付けないよう刈取
(カタバミ科)			
カタバミ			他の草木によって日陰 にすると衰退
(サクラソウ科)			
コナスビ			根際から切除
(ムラサキ科)			
ワスレナグサ	コンフリー		除去容易
ヒレハリソウ			根頭部から除去
キワリグサ			除去容易
(シソ科)			
ナギナタコウジュ			地上部切除

第4章

3. 保全に関する施策の方向性

種 名	別 名	生 育 地	駆 除 法
(ゴマノハグサ科)			
タチイヌノフグリ			引抜き
(オオバコ科)			
オオバコ		裸地、道端	花茎を結実前に除去
(キク科)			
ハナガサキク	ヤエザキオオハンゴンソウ		地上部切除
ハルジオン	ハルジオン		根から除去
ヒメジョオン			花茎切除
ヒメカムシヨモギ	テツドウグサ		花茎切除
セイヨウノコギリソウ			根から除去
フランスギク	オックスアイデジー		根から除去
ナツシロギク	コシロギク		根から除去
	マトリカリヤ		
オニノゲシ			地上部切除
ダンドボロギク		裸地に一時的発生	開花前除去
ノボロギク		小屋周辺裸地	結実前除去
セイタカタウコギ	アメリカセンダングサ	裸地、湿地	引抜き
(イネ科)			
オニウシノケグサ	トオールヘエスキュー	小屋周辺裸地	出穂時刈取
カモガヤ	オーチャードグラス	小屋周辺裸地	出穂時刈取
ナガバグサ	ケンタッキーブルーグラス	小屋周辺裸地、道端	出穂時刈取
シラゲガヤ	ベルベットグラス	小屋周辺裸地、道端	刈取
オオアワガエリ	チモシー	小屋周辺裸地、道端	結実前刈取
ハルガヤ	スイートバーナルグラス	小屋周辺裸地、道端	結実前刈取

第5章 適正な公園利用の推進に関する事項（みんなで楽しむ）

1. 適正利用に関する施策の方向性

本公園の自然景観は、非常に貴重でかつ多くの利用者に感動を与えるものです。~~あり、この自然景観を厳正に保護していくために、特別保護地区及び特別地域が指定されています。植物の採取又は損傷や工作物の新築等の各種行為については自然公園法により規制されており、この規制の下、本公園の自然~~この景観を将来にわたり維持するとともに、その恩恵を最大限に享受し、かつ持続的に利用していくことが重要です。

そのためには、利用者にルール周知徹底やマナーの向上を図るとともに、自然に親しむ機会を広げ、利用者が単なる物見遊山に終わることなく、自然に主体的に接し、自然のすばらしさを体感することにより、自然への愛着や自然保護への意識を啓発していく必要があります。

第2章1.の「めざすべき姿」の実現を図るため、第2章2.（3）3）の管理運営方針（みんなで楽しむ）に沿って、以下の施策を推進します。

なお、自然景観の保全を優先事項として、現在の規模を越える施設整備は原則行わないこととし、自然景観に配慮した上で、標識の充実や、よりの確な利用導線の確保等の適切な利用空間の整備に努めます。また、適正な利用のあり方については、利用の状況や利用が自然環境に与える影響等を調査し、順応的に検討していきます。

（1）幅広い楽しみ方の検討**■尾瀬の魅力向上・多様な利用方法の検討**

尾瀬国立公園の利用の形態は、自然探勝や登山、車道からの眺望といった風景鑑賞を目的とした利用が主となっていますが、尾瀬の自然は様々な花の開花や新緑・紅葉といった景観、朝霧の湿原、満天の星空等季節折々、時間折々に様々な自然の様相を見せます。それら自然の素晴らしさをより効果的に利用者に伝えていくため、パンフレット等を活用したセルフガイドの充実や自然解説を行うガイドの活用を図ります。また、本公園を活用した周辺の地域振興についても検討していきます。

■エコツアー等の促進

~~軽登山エリア及び入山エリアでの~~自然環境や自然保護活動、尾瀬の歴史等を中心とした環境学習、自然学校、エコツアー、ボランティア活動等による自然とのふれあい活動の場としての利用を推進し、風景鑑賞に留まらない利用を本公園で展開していきます。

■滞在型・周遊型利用の促進

利用者による自然環境や利用の快適性に対する影響は、入山者数の全盛期と比較すると軽減していると考えられますが、ミズバショウ、ニッコウキスゲ、紅葉の時期については、~~依然として~~利用が集中し、利用の快適性への影響等が生じています。特定の時期のみに集中する利用者を可能な限り分散させ、集中による弊害を減らし、また、多くの利用者に静かな環境でゆっくり尾瀬の自然を楽しんでもらうため、パンフレット、ホームページ等による平日利用の推進、山小屋宿泊定員の遵守、朝夕の景観や星空といった宿泊しないと体験できない魅力の発信等を関係者で連携しながら推進します。

また、アクセスの良さから鳩待峠からの入山に利用が集中し、特定の場所のみ混雑を引き起こしていることから、他の入山口における季節ごとの魅力の積極的発信や低利用路線のあり方の検討等、利用の分散化を関係者で連携しながら進めていきます。

(2) 楽しむための土台作り

■安全対策

尾瀬は交通アクセスが良いことから、比較的容易に 核心部へ登山エリア、軽登山エリア、山岳探勝エリアに 到達でき、性別や年齢、登山経験や体力の有無に関係なく、幅広い利用者を受け入れるポテンシャルがあります。

開山期（5月～10月）においても、本公園が山岳地域で、利用者自身がリスクを負うことを認識し、気象の状況や登山道の状況等について事前の情報収集や、服装、装備、体調管理に十分配慮するよう利用者を指導します。

情報提供に関しては、関係団体・関係者と協力し、利用者が事前に本公園の利用について情報を得ることができるようホームページ等を充実させるとともに、入山口、ビジターセンター及び各利用施設での情報発信を充実させ、利用者が容易にかつ適切な情報を入手できる機会を増やします。

■施設の整備

1) 情報提供拠点及び施設の活用

御池、沼山峠、鳩待峠及び大清水においては、休憩所や宿舎等既存の施設 をの活用や再整備を行い つつ、自然環境情報やルート情報等の入山前に必要な情報提供の充実を推進していきます。 また、小沢平においても情報提供機能の充実を推進していきます。

尾瀬ヶ原及び尾瀬沼においては、宿舎や休憩所等での情報提供を充実させるよう、ビジターセンターを中心に情報共有を図るとともに、見晴休憩所は情報提供施設としての機能充実を図ります。公園内に設置された2つのビジターセンターにおいては、展示やインターネット等を活用し、自然環境情報や利用情報の提供を行うとともに、効果的な情報提供について検討し、実施していきます。また、相互で情報交換を行い公園全体の情報を共有できるように努めるとともに、安全対策における連絡体制も強化していきます。

入山口や尾瀬国立公園内において設置されている標識のあり方を検討し整理します。ルート情報やセルフガイド、また、マナーやルールについての情報提供を目的とした効果的な標識の配置を図ります。

これらの情報発信については、道の駅など周辺地域の既存施設や交通機関とも連携を図っていきます。

2) 適切な施設の整備及び管理

初めて尾瀬を訪れる人や外国人でも、安全・快適に尾瀬を楽しむことができるよう、「尾瀬国立公園標識ガイドライン」（平成29年3月）に則った標識の整備や情報発信を進めます。

厳しい財政事情の中で、既存の利用施設を適切に維持管理していくため、木道等の施設の長寿命化やトータルコストの低減のための方策を検討し、導入していきます。

■ルール・マナーの検討・普及啓発

1) 利用者への情報提供及び普及啓発

①情報提供及び普及啓発の充実

尾瀬の自然を楽しみ、かつその素晴らしさを利用者に伝えることを目的に、自然環境に関わる情報のほか、安全対策、ルール・マナー等に関する事項等を利用者に呼びかけていきます。また、関係団体・関係者と連携しながら以下の取組の充実を図ります。

i) 事前情報提供

- ・ポスター 及び または パンフレットの作成・配布
- ・ マスコミ関係者、ガイドブック、出版社等やへの掲載依頼、 関係 する ホームページ や SNS

への掲載

ii) 公園内での情報提供及び普及啓発（セルフガイド）

- ・パンフレットの作成・配布
- ・~~定期バス、シャトルバス、タクシー等の車両での交通機関や利用施設での~~ 情報提供
- ・ビジターセンターでの展示及び案内
- ・~~宿舎、休憩所及び園地等の利用拠点での情報提供~~

iii) 公園内での情報提供及び普及啓発（学習）

- ・自然解説を行うガイドの活用
- ・~~入山エリアを中心とした~~ 自然環境学習、エコツアー等の自然とのふれあいプログラムの開発及び企画
- ・ビジターセンターでのミニガイドツアーや環境学習の 企画・実施

2) 利用マナーの向上 を図る施策

自然公園法において規制されている行為 ~~のほか~~ も含め、以下については、特に重点的にマナーの向上、周知徹底を ~~利用者に図っていき~~ 実施 します。

① ゴミ持ち帰り ・山岳地帯でのし尿処理

尾瀬では「ゴミ持ち帰り運動」や日常の普及啓発活動が積極的に実施されてきました。実施により、本公園を訪れる利用者の美化意識は高いものと思われます。今後も地域の清掃を徹底して行い、ゴミを捨てない雰囲気作りを行うとともに、パンフレットの活用、利用拠点での呼びかけ等によりゴミは自宅まで持って帰るように指導していきます。

⑤ 山岳地帯でのし尿処理

また、トイレが設置されていない至仏山や燧ヶ岳 ~~の登山エリア及び軽登山エリア~~ においては、歩道を離れて排泄を行うことによる高山植物の荒廃やトイレトペーパーの散乱、トイレ場への道の形成が見られ、自然景観への影響が懸念されます。山岳地帯に入る前にトイレを済ませるように指導するとともに、ゴミの持ち帰りの徹底、携帯トイレ持参について啓発していきます。

② 植生保護のための立入り防止 等

~~i) 歩道外への立入り~~

歩道から外れた利用者の踏み込みやカメラの三脚等により荒廃した植生は、回復に相当の時間が必要となります。そのため、湿原植生へは立ち入らないよう厳しく指導するとともに、立入りが見られる箇所については注意標識の設置やロープを張る等の対策や環境学習により、利用者の自然環境の保護に対する意識向上を図っていきます。また、積雪期であっても現に歩道が露出している場合には、歩道上を歩行するよう指導します。 ~~なお、湿原への立入りについては、文化財保護法によっても規制されています。~~山岳地帯においても、 ~~歩道外への立入りにより植生の荒廃や歩道の拡張等を招いているため、~~歩道を外れての利用を行わないようマナーの徹底を呼びかけます。

また、近年、歩行の補助具としてストックの使用が山岳地域で進んでいます。先端部にキャップを付けない状態での使用が多く、ストックにより歩道及び歩道周辺が掘り起こされ、歩道や植生に影響が表れています。歩道の維持及び植生保護のため、ストックを使用する際にキャップを付けるよう指導していきます。

④③ スノーモービルや自転車等車馬の使用

~~近年、特別保護地区内へのスノーモービルや自転車等の違法乗り入れが見られるとともに、特別地域内の湿原上においてもスノーモービルの通過跡が多数見られます。このような行為は、~~

~~自然景観に支障を及ぼす可能性があることから、~~パンフレットやホームページを通じて、特別保護地区内のスノーモービル、自転車等の車馬の乗り入れは規制されていること、特別地域においても自然景観に支障を与える悪質な乗り入れは行わないことを周知していきます。なお、宿舎等の公園事業施設の管理行為に伴うスノーモービルの使用については、この限りではありません。

3) ルールの検討・周知

下記の利用については、個別ルールや地域ルールを検討・周知していきます。

④①至仏山におけるルールの周知徹底

至仏山の利用（残雪期の山スキーを含む。）については、既に「至仏山保全対策会議（事務局：~~（財）~~（公財）尾瀬保護財団）」により植生保護及び安全性の確保のためルールやマナー作りが行われています。今後も同会議で合意された利用ルール等の事項が利用者に周知、徹底されるよう、関係者で協力していきます。

④②積雪期の入山について

積雪期は山小屋を始め、公衆トイレ、休憩所、野営場等の施設は全て閉鎖され、入山口への道路も通行止めになります。このことから、自然景観の保全上、ゴミの放置や排泄等の問題となる行為がされないようマナーの徹底を指導します。かつ、この時期の入山に当たっては、ガイド同伴や事前に十分な情報収集を行うなど、自己責任において安全確保に努めるよう利用者を指導します。

ii) ~~立入り自粛エリアへの立入り~~

背中アブリ田代、外田代、八海山、カップ山、景鶴山等の尾瀬ヶ原北側エリアについては、利用を想定していないことから歩道が整備されていません が、積雪期には一定数の入山があります。これらの区域を含め、積雪期の利用ルールについてはまだ十分に検討されていないことから、関係者間でルールの必要性やその検討を行います。植生保護や安全性の観点から一般の立入りを自粛するよう指導していきます。

④③新たな利用について

近年、周辺河川においてキャニオニングや沢登りといった利用がみられていることから、河川伝いでの上陸により公園内の植物を損傷しないように指導するとともに、必要に応じて地域ルール等を検討します。

その他、現在想定していないような利用が発生した際には、関係者間で現状を把握し、ルール化等の必要性の議論やその検討を行うこととします。

④尾瀬での撮影等について

特別保護地区や集団施設地区尾瀬国立公園における 映画のロケーション、テレビ撮影 に加え、近年増加しているドローンによる撮影等 については、湿原への立入り植物の損傷や利用者の通行の妨げとならないよう指導するとともに、混雑時期を避けて行うよう指導します。

■望ましい交通アクセスの検討

①マイカー規制

昭和 49 年の「国立公園における自動車利用適正化要綱（昭和 49 年 3 月 25 日環自計第 125 号）」で日光国立公園尾瀬地域がモデル地区となったことから、自動車利用適正化対策として、協議会を設置し（福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会及び片品村尾瀬交通対策連絡協議会）、各協議会で自動車利用の適正化を検討しており、一般車両の規制等の入山口での交通規

第 5 章

1. 適正利用に関する施策の方向性

制及びシャトルバス等の運行を実施しています。各入山口での実施状況は下記のとおりです。

今後も、協議会において車道規制のあり方や交通体系の構築について検討していくため、これから協議会と協力し、自動車利用の適正化を推進していきます。

大清水口	・大清水以奥への許可車両を除く一般車両の乗り入れを通年禁止。
富士見峠口	・富士見下以奥への一般車両の乗り入れを通年禁止。
鳩待峠口	・戸倉集落に整備した駐車場を有効に利用するとともに、津奈木以奥へのタクシー、ハイヤー、マイクロバス及び許可車両以外の車両の乗り入れをミズバシヨウシーズン、ニッコウキスゲシーズン、連休時、紅葉期等の混雑期間と毎週末、禁止。
御池口	・御池から沼山峠までの許可車両以外の車両の乗り入れを通年禁止。

②大清水～一ノ瀬間における低公害車の運行

大清水～一ノ瀬間の車両運行については、尾瀬の多様な魅力を楽しむ利用（回遊・宿泊型利用）への誘導効果があると考えられることから、平成 21 年度に尾瀬国立公園協議会の下に「利用適正化小委員会」を設置し、群馬県主体の「尾瀬らしい自動車利用社会実験」として、平成 23 年度～25 年度の 3 カ年計画で、群馬県が車両運行に関する社会実験（年に 1 週間程度）を実施しました。社会実験の結果を踏まえ、平成 26 年の試験運行を経て、平成 27 年度から営業運行を開始しました。

今後は他の取組みと合わせた利用分散効果の向上、ルート全体の魅力向上、外来種搬入対策強化等について、関係者間で取り組んでいきます。

2. 利用のゾーニング

1. の施策を効果的に実施するため、利用形態等に応じたエリア区分を行い(利用のゾーニング)、エリア毎に利用方針、維持管理及び整備方針を定め、適切に利用の誘導や施設整備等を実施していくことで、公園全体の適正な利用の推進を図っていくこととします。

利用のゾーニングは国立公園の性格（特徴的な自然景観・立地等）や利用の性格、また、風景鑑賞や環境学習等の利用タイプ（利用形態）等の様々な要素を照らし合わせて考えるものであり、本公園は自然環境や利用形態等の特徴により以下のとおり4つのエリアに分けることができます（図2、表2）。

エリア毎に利用資源を挙げ、この利用資源の利用方針及び利用方針に沿った適正な利用を推進するための維持管理及び整備方針を定めます。

I 登山エリア	・山岳地であり登山に利用されているエリア。 ・中級以上の登山者向けの自然環境学習の場としての利用も推進していくエリア。
II 軽登山エリア	・起伏のある森林帯であり山岳探勝エリアへ至るまでのエリア。 ・初級者も含む登山者に利用され、自然環境学習の場としての利用も推進していくエリア。
III 山岳探勝エリア	・幅広い利用者層に自然探勝を目的とした利用がされているエリア。 ・自然環境学習の場としての利用も推進していくエリア。
IV 入山エリア	・本公園の入山口として利用されるエリア。 ・車道の利用もあるエリア。 ・自然環境学習の場及び自然とのふれあい活動の場としての利用も推進していくエリア。

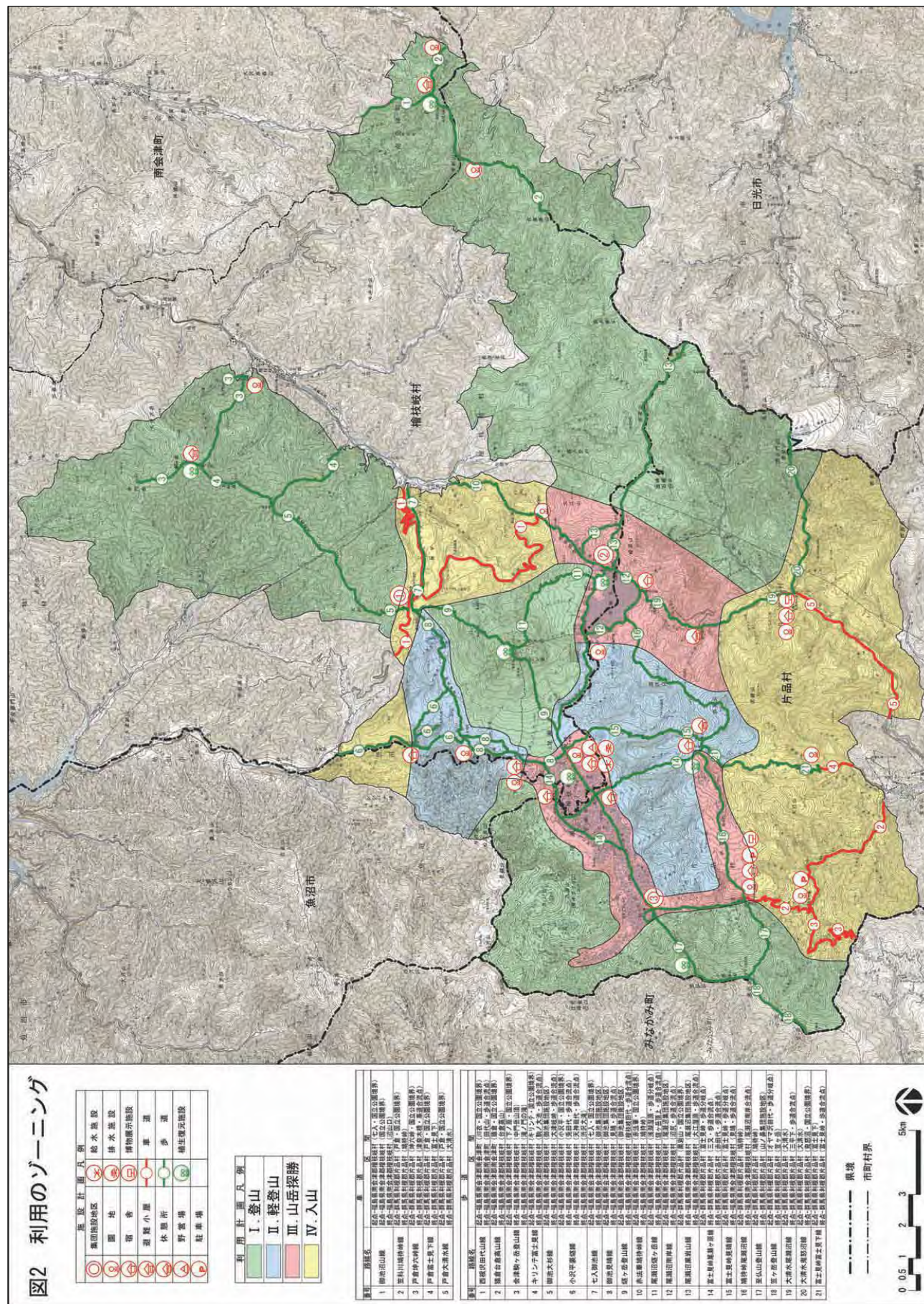


表2 利用のゾーニング

エリア	
I 登山エリア	・至仏山登山線道路（歩道）及びその周辺の至仏山一帯。 ・燧ヶ岳登山線道路（歩道）及び尾瀬沼燧ヶ岳線道路（歩道）とその周辺の燧ヶ岳一帯。 ・会津駒ヶ岳登山線道路（歩道）、キリンテ富士見線道路（歩道）及び御池大杉線道路（歩道）とその周辺の会津駒ヶ岳一帯。 ・西根沢田代山線道路（歩道）及び猿倉台倉高山線道路（歩道）とその周辺の田代山・帝釈山一帯。 ・大清水鬼怒沼線道路（歩道）根羽沢鉾山跡～鬼怒沼区間及びその周辺。 ・尾瀬沼黒岩山線道路（歩道）黒岩山～小淵沢田代区間及びその周辺。
II 軽登山エリア	・小沢平裏燧線道路（歩道）澁沢温泉跡～天神田代、澁沢大滝、兎田代及びその周辺。 ・赤法華鳩待峠線道路（歩道）見晴～沼尻区間及びその周辺。 ・御池見晴線道路（歩道）御池集団施設地区～赤田代区間及びその周辺。 ・富士見峠尾瀬ヶ原線道路（歩道）富士見峠～竜宮区間及びその周辺一帯。 ・富士見峠見晴線道路（歩道）富士見峠～見晴区間及びその周辺。 ・鳩待峠尾瀬沼線道路（歩道）アヤマ平～尾瀬沼南岸区間及びその周辺。
III 山岳探勝エリア	・赤法華鳩待峠線道路（歩道）鳩待峠～見晴区間及び沼尻～沼山峠区間とその周辺。 ・御池見晴線道路（歩道）の赤田代～見晴区間及びその周辺。 ・鳩待峠尾瀬沼線道路（歩道）鳩待峠～アヤマ平区間及びその周辺。 ・尾瀬沼黒岩山線道路（歩道）小淵沢田代～尾瀬沼集団施設地区区間及び小淵沢田代～大江湿原区間とその周辺。 ・大清水尾瀬沼線道路（歩道）一ノ瀬～三平下区間。 ・尾瀬沼南岸線道路（歩道）とその周辺。
IV 入山エリア	・御池沼山線道路（車道）、七入御池線道路（歩道）及びその周辺と御池集団施設地区一帯。 ・笠科川鳩待峠線道路（車道）、戸倉坤六線道路（車道）及びその周辺。 ・戸倉富士見下線道路（車道）、富士見峠富士見下線道路（歩道）及びその周辺。 ・戸倉大清水線道路（車道）、大清水尾瀬沼線道路（歩道）大清水～一ノ瀬区間及びその周辺。 ・赤法華鳩待峠線道路（歩道）沼山峠～赤法華区間とその周辺。 ・小沢平裏燧線道路（歩道）小沢平～澁沢温泉及びその周辺。

3. ゾーニング毎の利用方針【今回改定に伴い項目追加】

(1) エリアごとの基本方針

第5章1.の施策の方向性に沿って利用を推進するとともに、以下に示す利用資源について、利用方針に沿った利用、施設の維持管理及び整備方針に沿った整備を実施することで、適切な利用を推進します。

I. 登山エリア

①利用資源

- ・第4章で示した、ここでしか見ることができない原生的かつ特徴的な自然景観。
- ・登山道、避難小屋、入山の駐車場が既に整備されている。

②利用方針

- ・無雪期は整備された登山道を歩く利用に限定する。
- ・関係団体・関係者と協力し、登山者でしか体験できない質の高い自然探勝を推進していくために、パンフレットによる知識習得レベルから、自然解説のガイドを活用した認識レベルまでの利用を推進していく。
- ・山岳地であることから、安全対策の徹底を周知する。

③施設の維持管理及び整備方針

- ・一部は特別保護地区に指定されていることから、優れた自然を満喫することができるように過剰な整備は避け、原則として現状の規模及び位置を維持する。
- ・歩道は登山道として取り扱う。
- ・避難小屋やトイレ等の利用施設については、排水に留意する等、周囲の自然景観に支障を与えないよう適切に維持管理していく。
- ・相応の登山技術、体力、装備を有する利用者が登山を楽しめる歩道（登山道）として維持管理し、歩道の荒廃が見られる箇所については、適切な対策を講じる。
- ・標識、歩道の休憩テラス及び展望スペースは適切な状態で維持管理していくとともに、必要性が低いものは適宜撤去する。
- ・入山エリアでの標識、パンフレット等を用いた利用マナーやルール の普及啓発、自然に関する情報提供機能等を充実させる。

II. 軽登山エリア

①利用資源

- ・第4章で示した、ここでしか見ることが出来ない原生的かつ特徴的な自然景観、歩道沿いの森林景観。
- ・Ⅲ山岳探勝エリアへの中継エリアとしての機能を果たす。
- ・登山道が既に整備されている。

②利用方針

- ・無雪期は整備された登山道を歩く利用に限定する。
- ・中継エリアに留まらず、Ⅰ登山エリアを含む広い範囲での自然探勝や軽登山を目的とした利用を推進していく。
- ・関係団体・関係者と協力し、パンフレットによる知識習得レベルから、自然解説のガイドを活用した認識レベルまでの幅広いプログラムの提供を推進していく。

③施設の維持管理及び整備方針

- ・一部は特別保護地区に指定されていることから、優れた自然を満喫することができるように過剰な整備は避け、原則として現状の規模及び位置を維持する。
- ・歩道は登山道として取り扱う。
- ・相応の登山技術、体力、装備を有する者が利用する歩道（登山道）として維持管理し、歩道の荒廃が見られる箇所については、適切な対策を講じる。
- ・標識、歩道の休憩テラス及び展望スペースは適切な状態で維持管理していくとともに、必要性が低いものは適宜撤去する。

Ⅲ. 山岳探勝エリア

①利用資源

- ・第4章で示した、ここで見ることができない原生的かつ特徴的な景観。
- ・自然保護活動や人文的な歴史を見ることができる、尾瀬ヶ原及び尾瀬沼を中心とした木道敷設や排水対策、アヤマ平に代表される植生 回復 復元 対策等。
- ・山岳探勝歩道（木道）、休憩テラス、博物展示施設、宿舎、野営場、休憩所、公衆トイレ、園地が既に整備されている。

②利用方針

- ・無雪期は整備された山岳探勝歩道を歩く利用に限定する。
- ・幅広い利用者層を想定し、自然探勝を目的とした利用、自然環境や歴史を学ぶ自然環境学習の場としての利用を推進していく。
- ・関係団体・関係者と協力し、パンフレット、ビジターセンターの展示を中心とした知識習得レベルから、自然解説のガイドを活用した認識レベルまでの幅広いプログラムの提供を推進していく。
- ・特定の時期に尾瀬ヶ原の山ノ鼻～牛首間において利用の集中が見られることから、牛首～竜宮間及び牛首～ヨッピー吊橋間の利用を誘導する等、尾瀬ヶ原の木道（山岳探勝歩道）が有効に利用されるよう、利用誘導対策を実施していく。
- ・現在は日帰りの利用が多いが、本公園を代表する当該エリアを利用者がゆっくり楽しむことができるよう、地元と連携して宿泊利用者の増加を図っていく。

③施設の維持管理及び整備方針

- ・一部は特別保護地区に指定されていることから、優れた自然を満喫することができるように過剰な整備は避け、原則として現状の規模及び位置を維持する。
- ・歩道は山岳探勝歩道として取り扱う。
- ・宿舎や野営場等の利用施設については、排水に留意する等、周囲の自然景観に支障を与えないよう適切に維持管理していく。
- ・特別な登山技術は持たないが、ある程度の体力と装備を有する者が利用する歩道を整備する。
- ・標識、歩道の休憩テラス及び展望スペースは適切な状態で維持管理していくとともに、必要性が低いものは適宜撤去する。
- ・ビジターセンターやパンフレット等により自然に関する情報提供を充実させるとともに、集団施設地区や宿舎、園地、休憩所についても情報提供拠点としての機能を充実させる。
- ・多くの利用があることから、頻繁に巡視を行い歩道の状況を確認するとともに、修繕が必要な箇所は施設管理者が適切に対応するものとする。

IV. 入山エリア

①利用資源

- ・第4章で示した、人工林及び天然林。
- ・自然とのふれあい体験活動の場。
- ・アクセスが良く、地元の文化と自然資源を併せた活用が可能。
- ・車道、駐車場、園地、休憩所が既に整備されている。

②利用方針

- ・入山口までの車道利用を含めたアクセス路として利用する。
- ・公園内におけるルール、マナー等の情報提供、パンフレットの配布等、入山口としての機能の充実を図る。
- ・大清水湿原及び御池田代には体が不自由な方でも尾瀬の雰囲気を楽しむことができるようにバリアフリーロードが整備されており、尾瀬に入れない利用者が身近に湿原の植生を探勝できる場や環境学習が行える場としての整備を推進していく。
- ・自然資源や地元の文化に触れるエコツアー、ボランティア活動、自然教室の開催等、幅広い自然とのふれあい体験活動を推進していく。
- ・津奈木湿原や鳩待峠のような車道沿いの豊かな自然資源についても利用を検討していく。
- ・七入及び大清水については、会津沼田街道の入山口・下山口として一体として利活用を図る

③施設の維持管理及び整備方針

- ・幅広い多くの者が利用するため、快適な利用空間の維持及び整備を行う。
- ・車道及び林道は、路面改良や安全施設の設置等、必要最小限の維持管理に留める。
- ・歩道は小沢平～澁沢温泉跡区間、沼山峠～赤法華区間は登山道として取り扱い、その他の歩道は山岳探勝歩道として扱う。
- ・宿舎、休憩所の情報提供拠点としての機能を充実させる。
- ・自然とのふれあい体験活動や環境学習の拠点としての機能を充実させていく。

(2) 主要な入山口と利用拠点ごとの利用方針【今回改定に伴い追加】

I. 主要な入山口

1) 鳩待峠

ア. 地域特性
・尾瀬ヶ原へのアクセスが容易で、尾瀬内で一番多くの人・層（子ども～高齢者～外国人、観光～探勝～登山まで）が利用する入山口となっている。 ・至仏山やアヤメ平にも行きやすく、それらへの入山者も多く訪れる。
イ. 利用資源（強み）
・日帰りで登ることができる「至仏山」（日本百名山・花の百名山） ・「アヤメ平」で昔から行われてきた植生回復の取組 ・気軽に湿原の景観を楽しむことのできる津奈木湿原
ウ. 考慮すべき状況（弱み）
・多くの層（子ども～高齢者～外国人）の利用がある ・外国人利用者の増加 ・軽装入山者の存在 ・雨天日の対応 ・特定の期間への利用者の集中
エ. 理想的な姿と利用方針
<u>① 多様な利用者層が快適に利用できる総合的なインフォメーション機能がある。</u> i) 利用方針 ・利用者が入山前に尾瀬への理解を深めるとともに、安全快適に入山できるようなサービスの充実を図ります。 ii) 現状の課題 ・入山前に必要な情報をまとめて閲覧できる場所がないため、利用者が入山前に十分な情報（必要な装備、安全に関する情報、ルール・マナー等）を持たないまま入山してしまう。 ・鳩待峠の広場全体に各施設がばらばらに点在して統一性がなく、雨天時の休憩場所等も少ないため、利用者が入山ルートを間違えたり、ゆったりと休憩できる場所が不足している。 iii) 具体的な取組 ・主要な関係者で鳩待峠全体の空間デザインを検討します。【環境省・群馬県・片品村・東京電力・TPT】 ・空間デザインを参考に、多言語対応されたインフォメーション機能や、ゆったりとした滞在空間等をもつ鳩待山荘及び休憩所を再整備します。【TPT】 <u>② 利用資源を活かした体験アクティビティが盛んに行われている。</u> i) 利用方針 ・鳩待峠を拠点として、利用の集中が見られる特定の季節以外にも利用者が尾瀬を楽しめるアクティビティを提供します。 ii) 現状の課題 ・花や紅葉時期以外の自然体験プログラムや、津奈木湿原といった利用資源を生かした体験学習を提供できていない。 iii) 具体的な取組 ・冬季や残雪期におけるガイド付きスノープログラム（スノーシュー、スキー等）を提供します。 【ガイド】 ・ゴールデンウィーク前後の至仏山の限定開放期間拡大を検討します。【財団・群馬県・TPT】 ・津奈木湿原と鳩待峠を利用した自然学習活動の促進をします。【TPT・ガイド】

2) 大清水

ア. 地域特性
・郡馬県側から尾瀬沼への主要な入山口であり、尾瀬沼散策や燧ヶ岳登山を目的とした利用が多い。鳩待峠と比べて静かな尾瀬を求める利用者（混雑を避ける人）が多い。 ・会津沼田街道などの歴史・文化的に重要な資源を有する。 ・自動車ですぐに行くことのできる大清水湿原を有する。
イ. 利用資源（強み）
・鳩待峠のブナ林と比べ森が深く、ミズナラやトチノキの巨木などの自然資源が多い ・上州と会津の交易の道「会津沼田街道」、十二様神社、鉾山で栄えた「根羽沢鉾山」といった歴史資源がある ・大清水周辺は特別地域のため、自然ふれあい体験等で特別保護地区よりもできることが多い ・車イスでも利用できる大清水湿原
ウ. 考慮すべき状況（弱み）
・尾瀬沼への登山者に利用が偏っている ・軽装登山者の存在
エ. 理想的な姿と利用方針
① 豊かな自然・歴史・文化資源を活用した「体験学習の場」となっている i) 利用方針 ・大清水〜一ノ瀬周辺をフィールドに、「会津沼田街道魅力向上推進プラン」に基づく取組と連携して、大清水湿原・巨木等の自然資源や会津沼田街道といった地元の歴史や文化を活用した利用を推進します。 ii) 現状の課題 ・歴史・文化や自然を学べる体験プログラムを提供できていない。 iii) 具体的な取組 ・ガイド同伴プログラム等により、自然や旧会津沼田街道などの歴史・文化資源を学ぶことのできる体験学習を推進していきます。【片品村・ガイド】 ・セルフガイドのための地図を作成し、大清水休憩所で配布します。【片品村・ガイド・TPT】 ・これまで地元関係者やボランティアの協働で実施した大清水湿原でのミズバショウの植栽等の自然再生活動の経過観察を行い、必要に応じて追加実施や苗の確保を検討する。【片品村・東京電力・TPT】 ② 利用者がゆったりと大清水を楽しめる環境や尾瀬沼へ安全に入山できる環境が整備されている i) 利用方針 ・尾瀬への理解を深めるとともに、適切に尾瀬を楽しんでもらうために必要な情報発信を充実させていきます。 ・利用者が気軽に散策を楽しみながら、ゆっくりと滞在できるような場所づくりを図ります。 ii) 現状の課題 ・利用者が入山前に十分な情報(必要な装備、安全に関する情報、ルール・マナー等)を持たないまま入山してしまう。 ・大清水での滞在時間が短い。 iii) 具体的な取組 ・大清水休憩所の展示コンテンツを見直し、尾瀬沼への入山者がまず初めに大清水休憩所に立ち寄り、尾瀬の最新情報や安全対策、ルール・マナー、自然との正しい触れあい方等の情報発信を行えるようにします。【TPT】 ・大清水湿原において、車イスでも尾瀬の湿原散策を味わうことができるような場としての整備を推進し、PRしていきます。【東京電力・TPT・片品村】

3) 御池・沼山峠

ア. 地域特性
・福島県側の主要入山口として多くの利用者が訪れる入山口であり、燧ヶ岳の登山拠点となっている。利用者の年齢層は比較的高く、リピーターの利用が多い。
イ. 利用資源（強み）
・東北以北最高峰の「燧ヶ岳」（日本百名山・花の百名山） ・紅葉の名所 100 選にも選ばれるブナの原生林「ブナ平」 ・上州と会津の交易の道「会津沼田街道」、御池から七入まで続く「御池古道」といった歴史資源 ・御池周辺に立地し、アクセスが容易な御池田代やスモウトリ田代 ・バリアフリー化された木道が整備された御池田代は障害者も利用可能 ・積雪が多いことを活かした冬季のアクティビティが可能
ウ. 考慮すべき状況（弱み）
・都市部からの時間的距離が大きい ・地域の人手不足等により施設の人員数が少ない・外国人利用者の増加
エ. 理想的な姿と利用方針
<u>①福島県側の主要入山口として必要な情報発信を行うとともに、過度な整備がなされず秘境感を残しながらも幅広いニーズに対応している。</u> i) 利用方針 ・ターゲット層となる利用者に対し、利用者が尾瀬への理解を深めて安全快適に入山できるような情報発信とサービスの充実を図ります。 ・御池田代では、体が不自由な方でも尾瀬の雰囲気を楽しむことができるような場としての整備を推進していきます。 ii) 現状の課題 ・具体的な取組を進めるためのターゲット層の明確化が不十分 ・増加しつつある外国人利用者への積極的な情報発信が必要。 ・軽装登山者の入山などによるトラブルがみられる。 iii) 具体的な取組 ・利用者ニーズの調査を行った上で、効果的な取組を検討します。【環境省・福島県・檜枝岐村】 ・利用者がまず初めにブナの森ミュージアムの休憩所に立ち寄ることで、尾瀬の最新情報や安全対策、ルール・マナー、自然との正しい触れあい方等の情報収集を行えるようにします【檜枝岐村】 ・外国人利用者も尾瀬に関する情報収集を行うことができるように、御池、沼山峠の休憩所の多言語対応を推進していきます【檜枝岐村】 ・休憩所における登山用具の販売やレンタル、荷物の一時預かりなどのサービスを充実させ、幅広い利用者層が安全かつ快適に利用できるようにします【檜枝岐村】 ・セルフガイドやガイド同伴プログラム等により、会津沼田街道の歴史を学ぶ自然環境学習の場としての利用を推進していきます。【ガイド・檜枝岐村】 <u>②地域資源を活かした体験活動が盛んに行われている。</u> i) 利用方針 ・燧ヶ岳やブナ平をフィールドに、シーズンを通して様々な自然体験を提供します。また、宿泊者を対象とした滞在プログラムを提供します。 ・「会津沼田街道魅力向上推進プラン」に基づく取組と連携し、自然資源だけでなく、地元の歴史や文化を活用した利用を推進し、入山口の魅力向上を図ります。

ii) 現状の課題

- ・都市部からの時間的距離が大きいため、時間に比較的余裕のある年齢層の利用者層が多く、若年層の利用が少ない
- ・現状の地域資源以外にも新たな風景・魅力を創出する必要がある
- ・自然体験プログラムを提供するための体制整備が必要

iii) 具体的な取組

- ・冬季や残雪期における、御池エリアを中心としたガイド付きスノープログラム（スノーシュー、バックカントリースキー等）を提供します【ガイド】
- ・「ブナ平」や「スモウトリ田代」における自然学習活動等の活用を推進していきます【檜枝岐村・ガイド】
- ・御池田代を活用して、体が不自由な人向けの利用を推進していきます【福島県】

II. 主要な利用拠点

1) 山ノ鼻

ア. 地域特性

- ・都心からのアクセスがよく、目の前に尾瀬ヶ原が広がり、ビジターセンターや山小屋など一通りの環境があるため、尾瀬内で一番多くの人・層（子ども～高齢者～外国人、観光客～探勝～登山まで）が利用する。気軽に自然を楽しみたい日帰り客が多く来る。
- ・子どもたちが環境学習で利用する機会が多い。
- ・至仏山の登山拠点として、山ノ鼻に宿泊して至仏山登山をする利用が多い。

イ. 利用資源（強み）

- ・目の前に広がる本州最大の高層湿原「尾瀬ヶ原」や短時間で湿原景観を楽しむことのできる「植物研究見本園」
- ・希少な高山植物が見られる「至仏山」（日本百名山・花の百名山）
- ・白い虹、夕焼け、星空、ホタル

ウ. 考慮すべき状況（弱み）

- ・施設を整備可能な敷地面積が小さい
- ・外国人利用者の増加
- ・雨天日の対応
- ・特定の期間、時間への利用者の集中

エ. 理想的な姿と利用方針

① 幅広い利用者層のニーズを満たし、快適・安全に滞在できる環境が整備されている

i) 利用方針

- ・幅広い利用者層が快適に滞在できる上質な環境を創出するとともに、尾瀬を安全快適に利用できるように情報発信やサービスの充実を図ります。
- ・特定の季節や土日に利用の集中が見られることから、利用者が快適に尾瀬を楽しめるように、他の季節や平日等への利用分散を図ります。

ii) 現状の課題

- ・日帰りの利用者が集中する時間帯や雨天時に、施設やベンチスペースが混雑する。

iii) 具体的な取組

- ・利用者が快適にくつろげる空間の見直しを関係者で行います（cf. 雨よけ場所の確保、野営場の拡大、山小屋周辺広場の一体化、傷病者対応）。【環境省・群馬県・片品村・東京電力・TPT・山小屋】

- ・山の鼻ビジターセンターにて、旬の尾瀬情報、異なる時期の尾瀬の魅力、安全に関する情報等を多言語表示で発信します。また、利用者の周辺散策のために、ロッカー設置や荷物預かりサービスを検討します。【群馬県、財団】
- ・尾瀬ヶ原の木道において、適切な標識の設置（位置表示・次の地点までの距離を日英語表記）を実施します。【環境省・群馬県・東京電力・TPT】
- ・鳩待峠～山ノ鼻区間に花の説明を掲示することで、他の季節の植物の様子を学習できるような工夫をします。【TPT・ガイド】

② 上質な体験プログラムを提供することで、利用者が尾瀬の一級を味わうことができる

i) 利用方針

- ・尾瀬ヶ原や至仏山をフィールドに、シーズンを通して様々な自然体験を提供します。また、宿泊者を対象とし、白い虹、夕焼け、星空、ホテルなど、宿泊しなければ体験できない尾瀬の魅力を利用した滞在プログラムを提供します。

ii) 現状の課題

- ・尾瀬を歩く以外のアクティビティが少ない
- ・宿泊しなければ体験できない尾瀬の魅力を発信しきれていない

iii) 具体的な取組

- ・山の鼻ビジターセンターや山小屋等を拠点として、ガイドや山小屋と連携しながら上質な自然体験や、宿泊者を対象とした滞在プログラムを充実させます【群馬県・TPT・ガイド・山小屋】
- ・朝夕の幻想的な風景や星空、ホテルなど、宿泊することで体験できる尾瀬の魅力をPRします【環境省・群馬県・財団・TPT・ガイド・山小屋】

2) 尾瀬沼

ア. 地域特性

- ・目の前に尾瀬沼が広がり、ビジターセンターや山小屋など一通りの環境が整っているため、静かにゆっくり自然を楽しみたい利用者が訪れる。
- ・山ノ鼻側よりリピーターが多く、年齢層も高い一方で、ビジターセンターがあり、子どもたちが環境学習で利用する機会も多い。
- ・燧ヶ岳登山や尾瀬ヶ原への周遊利用の拠点にもなっている。

イ. 利用資源（強み）

- ・東北以北最高峰の「燧ヶ岳」（日本百名山・花の百名山）
- ・「尾瀬沼」、「大江湿原」という尾瀬を代表する自然資源が隣接している
- ・上州と会津の交易の道「会津沼田街道」や戊辰戦争の土塁などの歴史資源
- ・情報発信拠点となるビジターセンター

ウ. 考慮すべき状況（弱み）

- ・外国人利用者の増加
- ・施設を整備可能な敷地面積が小さい

エ. 理想的な姿と利用方針

① 尾瀬沼ビジターセンターを活用することで必要な情報発信を行うとともに、幅広い利用者のニーズに対応しながらも静かに尾瀬を楽しめる環境が整備されている。

i) 利用方針

- ・尾瀬沼の静けさを活かした上質な環境を創出するとともに、尾瀬を安全快適に利用できるようにサービスの充実を図ります。

- ・ターゲット層となる利用者に対し、尾瀬の自然環境や歴史を学ぶ自然環境学習の場としての利用を推進していきます。
- ・燧ヶ岳登山の拠点として安全対策の周知等を徹底していきます。

ii) 現状の課題

- ・具体的な取組を進めるためのターゲット層の明確化
- ・落ち着いた雰囲気の中で時間を過ごせる休憩場所等が少ない
- ・増加しつつある外国人利用者への対応が不十分

iii) 具体的な取組

- ・利用者ニーズの調査を行った上で、効果的な取組の検討を進めます【環境省・福島県・檜枝岐村】
- ・落ち着いた雰囲気の中で時間を過ごせるカフェなどの休憩場所を充実させます【環境省・檜枝岐村・山小屋】
- ・尾瀬沼ビジターセンターにて、展示内容やルール、安全に関する情報の多言語表示を推進します。【環境省】

② 地域資源を活かした体験活動が盛んに行われている。

i) 利用方針

- ・尾瀬沼や燧ヶ岳をフィールドに、シーズンを通して様々な自然体験を提供します。また、宿泊者を対象とした滞在プログラムを提供します。

ii) 現状の課題

- ・自然体験プログラムを提供するための体制整備が必要
- ・現状の地域資源以外にも新たな魅力を創出する必要がある

iii) 具体的な取組

- ・尾瀬沼ビジターセンターを拠点として、ガイドや山小屋と連携しながらの自然体験や、宿泊者を対象とした滞在プログラムを充実させます【環境省・ガイド・山小屋】
- ・尾瀬沼におけるカヤック等の新たな利用体験の検討を進めます【環境省・檜枝岐村・ガイド】

3) 見晴

ア. 地域特性

- ・各入山口からの距離はあるものの、山小屋数は多く、目の前に尾瀬ヶ原が広がる尾瀬の核心地といえる立地であるため、静かに深く自然を楽しみたい人が利用する。燧ヶ岳登山や尾瀬ヶ原への周遊利用の拠点にもなっている。

イ. 利用資源（強み）

- ・東北以北最高峰の「燧ヶ岳」（日本百名山・花の百名山）
- ・目の前に広がる本州最大の高層湿原「尾瀬ヶ原」
- ・7月末頃に見られる「ヘイケボタル」
- ・朝夕の幻想的な景色や満天の星空

ウ. 考慮すべき状況（弱み）

- ・施設を整備可能な敷地面積が小さい
- ・各入山口からの距離が大きい

エ. 理想的な姿と利用方針

- ① 尾瀬の各エリアへの中継地点として、最新情報・注意事項が一通り入手できるとともに、山岳地としての不便さはありながらも、尾瀬らしい秘境感を大切に、自然に調和した山岳地ら

しい落ち着いた滞在環境が整備されている。

i) 利用方針

- ・尾瀬の奥地に位置する立地を活かし、ゆったりと自然を満喫できる空間を創出するとともに、尾瀬を安全快適に利用できるようにサービスの充実を図ります。
- ・各エリアへの中継地点。燧ヶ岳登山の拠点として情報発信、安全対策の周知等を徹底していきます。

ii) 現状の課題

- ・具体的な取組を進めるためのターゲット層の明確化
- ・増加しているキャンプ利用者に対する野営場整備等の対応が必要
- ・増加しつつある外国人利用者への対応が不十分

iii) 具体的な取組

- ・利用者ニーズの調査を行った上で、効果的な取組の検討を進めます【環境省・福島県・檜枝岐村】
- ・ゆったりと自然を満喫できる時間を過ごせるカフェなどサービスを充実させるとともに、静謐な雰囲気を保ちます【環境省・山小屋】
- ・野営場をより快適に利用するための改修、整備、サービスの提供等を進めます【環境省】

② 地域資源を活かした体験活動が盛んに行われている

i) 利用方針

- ・尾瀬ヶ原や燧ヶ岳をフィールドに、シーズンを通して様々な自然体験を提供します。また、宿泊者を対象とした滞在プログラムを提供します。

ii) 現状の課題

- ・現状の地域資源以外にも新たな風景・魅力を創出する必要がある
- ・宿泊者を対象とした滞在プログラムの不足
- ・自然体験プログラムを提供するための体制整備が必要

iii) 具体的な取組

- ・見晴休憩所等を拠点として、ガイドや山小屋と連携しながらの自然体験や、宿泊者を対象とした滞在プログラムを充実させます【環境省・福島県・檜枝岐村・財団・ガイド・山小屋】
- ・朝夕の幻想的な風景や星空、ホタルなど、宿泊しなければ体験できない尾瀬の魅力をPRします【環境省・福島県・檜枝岐村】

Ⅲ. その他の入山口

1) 富士見下

ア. 地域特性
・かつて数多くの登山者がアヤマ平を目指して訪れた入山口であるが、現在の利用者は非常に少なくなっている。 ・尾瀬内に馬で荷物を運んだ歴史ある道であり、そうした歴史に由来する地名等も点在する。 ・富士見峠にある富士見小屋は、現在営業を終了し廃屋となっている。
イ. 理想的な姿と利用方針
・群馬県側の入山口の面的な利用のあり方について関係者で検討を進め、鳩待峠や大清水、戸倉等と一体となった富士見峠ルートの活用を図る。

2) 七入

ア. 地域特性
・会津沼田街道の福島県側の入山口である。 ・ブナの原生林「ブナ平」の中を走る御池古道への入口である。
イ. 理想的な姿と利用方針
・「会津沼田街道魅力向上推進プラン」に基づく取組と連携し、街道を利用した自然体験活動のためのソフト面・ハード面の充実を図る。

3) 小沢平

ア. 地域特性
・ブナの原生林を歩き、多くの沢を見ることができる。 ・渡渉が困難な沢が複数存在する。 ・渋沢温泉小屋が廃業して以降、入山口や経路上に宿泊機能がない。 ・利用者が少なく、登山道の管理は必要最低限の範囲で行われている。
イ. 理想的な姿と利用方針
・尾瀬ルート活性化委員会等と連携し、当該ルートの今後の利活用及び利用者の安全確保等の方策について検討を進めるとともに、情報発信を図る。

4) 会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山

会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域については、引き続き、平成 20 年 3 月に策定された「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針」に基づく管理運営を進める。
また、必要に応じて、同方針に基づく取組の具体化や方針の見直しを行う。

(3) 施設ごとの取扱方針

※執行者は（令和●年●月●日）時点で当該事業施設の執行者となっている者を示し、今後の調整等によって追加や変更のある可能性がある。

1) 集団施設地区

①御池集団施設地区【IV. 入山エリア】

事業名	取扱方針	執行者 (現時点)
御池集団施設地区	マイカーの乗り入れが規制されている県道沼田檜枝岐線の起点に位置し、福島県側からのアクセス拠点として利用されている。 主に福島県側からの利用者に対する適正利用、自然情報等の情報提供機能を充実させるとともに、アクセス拠点及び、幅広い利用者層が尾瀬への理解を深めて安全快適に入山できるような情報発信とサービスの充実を図るとともに、周辺の燧ヶ岳や御池田代、ブナ平等における自然体験プログラムを提供することで、自然探勝の拠点としての機能の充実を図る。目的に整備する。	
a) 御池宿舎	福島県側からの利用者の宿泊施設として利用されている。御池休憩所事業に隣接している。 既設の「ブナの森ミュージアム」も活用し、利用者に対する情報提供機能の充実を図る。 <u>入山口に立地する宿舎として、幅広い利用者層に対する利用拠点施設としての機能の充実を図るとともに、適正利用の促進に努める。</u>	檜枝岐村
b) 御池休憩所	福島県側からの利用者の休憩施設として利用されている。御池宿舎事業に隣接している。 御池宿舎と連携しながら、必要な装備や情報等提供機能の充実を図る。 <u>既設の「ブナの森ミュージアム」も活用し、利用者が尾瀬の最新情報や安全対策等の情報収集を行えるように機能の充実を図るとともに、幅広い利用者層が安全かつ快適に利用できるなどサービスの充実を図る。</u>	檜枝岐村
c) 御池駐車場	御池から入山する利用者や御池田代、スモウトリ田代及びブナ平の自然を探勝する利用者の駐車場として利用されている。 路面補修、標識設置等の必要最小限の整備に留める。	檜枝岐村

②尾瀬沼集団施設地区【III. 山岳探勝エリア】

事業名	取扱方針	執行者 (現時点)
尾瀬沼集団施設地区	尾瀬沼東側の湖畔に位置し、沼山峠及び大清水からの利用者の宿泊、休憩、情報提供等の拠点として多くの人・層の利用があり、また、優れた自然の中に利用施設が整備さ	

事業名	取扱方針	執行者 (現時点)
	れていることから、本公園の主要な利用拠点となっている。 尾瀬沼及び尾瀬沼周辺の優れた自然の中での長期滞在に対応できるよう情報提供、宿泊及び休憩の機能の充実を図る。 <u>尾瀬沼の静けさを活かした上質な環境を創出し、快適な滞在利用ができるようにサービスの充実を図るとともに、尾瀬沼や燧ヶ岳における自然体験や宿泊者を対象とした滞在プログラムを提供することで、利用者が静かに尾瀬の一級自然を味わうことができる空間をつくる。</u>	
a) 尾瀬沼園地	公衆トイレ12棟、園路及びデッキベンチを整備しており、<u>散策や自然観察等の場として利用されている。</u>民間も事業執行している。 尾瀬沼の自然を探勝する利用者が、<u>尾瀬沼の静けさを活かした上質な環境の中で</u>展望や休憩のために利用することができるよう、園地としての機能の充実を図る。	環境省
b) 尾瀬沼宿舎	公園利用者の主要な宿泊及び休憩拠点として利用されている。 情報提供機能等、尾瀬沼の自然を探勝する利用者の拠点施設としての機能を充実させる。 <u>ビジターセンター等と連携して、宿泊者を対象とした滞在プログラムの充実を図る。</u>	檜枝岐村 民間事業者
c) 尾瀬沼野営場	公園利用者の宿泊施設としてテントサイトを整備している。サイトに限りがあることから完全予約制とし、適切な利用を促進する。 <u>野営場をより快適に利用するため、ビジターセンター等と連携して、宿泊者を対象としたサービスや滞在プログラムの充実を図る。</u>	環境省
d) 尾瀬沼排水施設	尾瀬沼集団施設地区内の合併処理式浄化槽の処理水を、周辺の自然環境に負荷をかけずに排水するための施設として整備している。 処理水が公園内に漏れないよう施設の維持管理に努める。	環境省
v) 尾瀬沼博物展示施設	公園利用者の主要な情報提供施設として「尾瀬沼ビジターセンター」を整備している。 <u>幅広い利用者層への適切な情報を利用者へ提供するために、自然環境や利用状況等の情報収集に努めるとともに、自然観察会やスライドショー等のイベントも積極的に開催し、尾瀬の自然環境や歴史文化を学ぶ自然環境学習の場としての利用を推進していく。</u>効果的な情報提供を実施していく。	環境省

③山ノ鼻集団施設地区【Ⅲ. 山岳探勝エリア】

事業名	取扱方針	執行者 (現時点)
山ノ鼻集団施設地区	尾瀬ヶ原の西側に位置し、鳩待峠から尾瀬ヶ原等の山岳探勝エリアへ入る利用者や登山エリアである至仏山の利用の宿泊、休憩、情報提供等の拠点として多くの <u>人・層</u> の利用があり、また、優れた自然の中に、利用施設が整備されていること、尾瀬ヶ原、あるいは至仏山へアクセスする際の重要な拠点であることから、当該地域は公園の主要な利用拠点となっている。 <u>多様な利用者層が快適・安全に滞在できる空間の創出や情報提供を行うとともに、至仏山登山の拠点としての滞在や尾瀬ヶ原周辺の優れた自然を楽しむための上質な体験プログラムを提供することで、利用者が尾瀬の一級自然を味わうことができる空間をつくる。</u>	
a) 山ノ鼻園地	尾瀬ヶ原の西端に位置し、公衆トイレ及び排水施設を群馬県が、休憩所を民間が事業執行している。 尾瀬ヶ原の自然を探勝する利用者や至仏山へ登る利用者が、<u>快適に休憩や情報収集をすることができるような機能の充実を図る。</u>	群馬県 民間事業者
b) 山ノ鼻宿舎	鳩待峠から尾瀬ヶ原へ向かう利用者の宿泊、休憩施設、至仏山の登山利用の拠点として利用されている。 多くの利用者や <u>多様な利用者層</u> を迎える場所として、利用拠点施設としての機能の充実を図るとともに、適正利用の促進に努める。	民間事業者
c) 山ノ鼻野営場	鳩待峠から尾瀬ヶ原へ向かう利用者の宿泊施設、至仏山の登山利用の拠点として利用されている。 <u>多くの利用者がより快適に利用するため、適切な整備を行うとともに、宿泊者を対象としたサービスや滞在プログラムの充実を図る。</u>	民間事業者
d) 山ノ鼻博物展示施設	公園利用者の主要な情報提供施設として、群馬県が「尾瀬山の鼻ビジターセンター」を整備している。 多くの利用者や <u>多様な利用者層</u> を迎える場所に位置するため、<u>分かりやすい情報提供の実施、展示物の充実、利用者への自然観察会の実施等、施設としてのサービスやアクティビティの提供機能</u>を充実させる。	群馬県

2) 道路

①車道

事業名	取扱方針	執行者 (現時点)
御池沼山線 【Ⅳ. 入山】	福島県檜枝岐村七入から御池に至る国道352号及び御池から沼山峠へ至るマイカー規制が通年で実施されている県道沼田檜枝岐線である。福島県側の主要なアクセス道路	—

事業名	取扱方針	執行者 (現時点)
	であり、シーズン中は多くの利用がある <u>が、事業決定されておらず、公園事業としては未執行となっている。</u> <u>当面は、必要に応じて、路面改良や安全施設の設置等、利用者^者の安全に支障がないよう適切な整備と管理を行う。</u> <u>をきたさない範囲で必要最小限の整備にとどめる。</u>	
<u>笠科川鳩待峠線</u> <u>【IV. 入山】</u>	<u>事業決定されておらず、公園事業としては未執行。</u>	—
<u>戸倉坤六峠線</u> <u>【IV. 入山】</u>	<u>事業決定されておらず、公園事業としては未執行。</u>	—
<u>戸倉富士見下線</u> <u>【IV. 入山】</u>	<u>片品村が管理している村道である。事業決定されておらず、公園事業としては未執行。</u>	—
<u>戸倉大清水線</u> <u>【IV. 入山】</u>	<u>群馬県側の主要な入山口の一つである大清水口を終点とする車道であり、シーズン中は群馬県側から尾瀬沼へ向かう多くの利用がある。利用者の安全に支障の無いよう適切に管理する。</u>	群馬県

②歩道

事業名	取扱方針	執行者 (現時点)
<u>西根沢田代山線</u> <u>【I. 登山】</u>	<u>南会津町が草刈り等の維持管理を行っている。事業決定されておらず、公園事業としては未執行。</u>	—
猿倉台倉高山線 <u>【I. 登山】</u>	福島県南会津町猿倉登山口から田代山、帝釈山を経て台倉高山に至る登山道で、馬坂峠～台倉高山区間を檜枝岐村が事業執行している。環境省が田代山山頂に公衆トイレを整備し <u>ており、南会津町の協力を得て維持管理を行う。</u> 今後、猿倉から田代山を経て馬坂峠に至る登山道を整備する。6月のオサバグサが咲く時期と7月の田代山山頂の高層湿原の植物の開花時期の利用が多い路線である。 整備は「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針」によるほか、田代山山頂の一方通行ルールの周知に努める。	環境省 檜枝岐村
会津駒ヶ岳登山線 <u>【I. 登山】</u>	福島県檜枝岐村滝沢登山口から会津駒ヶ岳を経て、中門岳に至る登山道で、 <u>滝沢登山口から駒の小屋までの区間を環境省が、駒の小屋から中門岳までの区間を檜枝岐村が整備している。</u> シーズンを通じて、会津駒ヶ岳から中門岳へ続く稜線上の雪田草原や会津駒ヶ岳の自然探勝を目的とした利用が多い。 整備は「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針」による。 <u>ほか、滝沢登山口から竜ノ門の滝への山岳探勝歩道の整備も関係者で検討していく。</u>	環境省 檜枝岐村
キリンテ富士見線 <u>【I. 登山】</u>	福島県檜枝岐村キリンテ登山口から会津駒ヶ岳に至る路線で、 <u>檜枝岐村が草刈り等の維持管理を行っているが、</u>	—

事業名	取扱方針	執行者 (現時点)
	<u>事業決定されておらず、公園事業としては未執行。</u>今後、環境省が登山道を整備する。大津岐峠から先の稜線上では、燧ヶ岳や会津駒ヶ岳の展望を楽しむことができる。 整備は「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針」による。会津駒ヶ岳への入山口として、また、大津岐峠から大杉岳を経て御池、燧ヶ岳、尾瀬ヶ原、至仏山へ至るロングトレイルコースとしての当該路線の魅力の発信を積極的に行い、利用の促進に努める。	
御池大杉線 【Ⅰ. 登山】	御池集団施設地区から大杉岳を経由し、大津岐峠、会津駒ヶ岳へ至る登山道。 整備は「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針」による。また、会津駒ヶ岳登山線道路（歩道）の滝沢登山口から御池、燧ヶ岳、尾瀬ヶ原、至仏山へ至るロングトレイルコースとしての当該路線の魅力の発信を積極的に行い、利用の促進に努める。	檜枝岐村
小沢平裏燧線 【Ⅱ. 軽登山】 【Ⅳ. 入山】	<u>小沢平から澁沢温泉跡を経由し、兎田代に至る登山道であり、ブナの原生林を楽しむことができる。事業決定されておらず、公園事業としては未執行。</u> <u>渡渉が困難な沢が複数存在することから、関係者間で当該路線の今後の利活用及び利用者の安全確保等の方策について検討を進める。</u>	—
七入御池線 【Ⅳ. 入山】	<u>七入から樺平を経由し、御池に至る登山道であり、ブナの原生林を楽しむことができる。また、御池古道として利用されてきた古道としての魅力の発信を積極的に行い、利用の促進に努めるとともに、ブナ平やスモウトリ田代における自然学習活動等の活用を推進する。</u>	檜枝岐村
御池見晴線 【Ⅳ. 入山】	御池集団施設地区から裏燧林道を経由し、尾瀬ヶ原へ至る登山道。湿原とともに、ブナ、シラビソの混生林や越後三山の展望を楽しむことができることから、多くの利用がある。また、三条ノ滝、平滑の滝の探勝にも利用されている。 <u>利用者の安全確保のために、木道の老朽化のすすんだ箇所については優先度をつけながら付け替え、撤去等の整備を適切に実施する。</u> <u>既存の整備規模を維持し、適切に管理する。</u>	福島県
燧ヶ岳登山線 【Ⅰ. 登山】	御池集団施設地区から燧ヶ岳を経て尾瀬ヶ原に至る登山道で、燧ヶ岳に登る者が利用している。<u>燧ヶ岳山頂から見晴地区に至る道は、通称「見晴新道」として燧ヶ岳から見晴に向かう者が利用している。</u> 表流水及び踏圧により登山道が荒廃しているため、利用者の安全確保に <u>支障がないよう 今後も 適切な 整備 は必要最小限の規模で</u>を実施する。表流水及び踏圧による湿原	福島県

事業名	取扱方針	執行者 (現時点)
	及び歩道沿いの植生被害対策は燧ヶ岳植生復元施設事業として実施する。	
赤法華鳩待峠線 【Ⅱ. 軽登山】 【Ⅲ. 山岳探勝】 【Ⅳ. 入山】	福島県檜枝岐村赤法華から沼山峠、尾瀬沼、尾瀬ヶ原を経て群馬県片品村鳩待峠に至る歩道 <u>及び登山道、山岳探勝歩道</u> 及び尾瀬植物研究見本園内の <u>山岳探勝歩道</u> <u>といった尾瀬の核心部を通る歩道であり、</u> 一本公園で最も利用が多い主要路線である。 赤法華～沼山峠区間及び沼尻～見晴区間は登山道、沼山峠～沼尻区間及び見晴～鳩待峠区間は山岳探勝歩道として扱う。 利用者の安全確保のために老朽化した木道及び休憩テラスは付け替える。<u>また、各事業執行者が連携して適切な標識の設置を実施する。</u> ツキノワグマとの遭遇による事故防止対策として必要な場合には、高架 <u>木道</u> での付け替えやクマ鐘の適切な設置 も検討する。 <u>沼山峠展望台においては、視点と視対象との関係性を考慮した上で、通景の確保のため、必要最小限の範囲内で抜き伐り等を行うことを検討する。</u>	環境省 福島県 群馬県 民間事業者
尾瀬沼燧ヶ岳線 【Ⅰ. 登山】	尾瀬沼集団施設地区から燧ヶ岳へ至る登山道で、通称「長英新道」として燧ヶ岳に登る者が利用している。 融水、雨水及び踏圧により登山道が荒廃しているため、 利用者の安全確保に必要な整備は必要最小限の規模で実施する。踏圧による歩道沿いの植生被害対策は燧ヶ岳植生復元施設事業として実施する。	環境省
尾瀬沼南岸線 【Ⅲ. 山岳探勝】	尾瀬沼南岸の山岳探勝歩道であり、 尾瀬沼 <u>周囲</u> の自然探勝を目的に多くの利用がある。利用者の安全確保のために、 <u>老朽化のすすんだ箇所については優先度をつけながら</u> 木道の敷設、付け替え等の整備を <u>必要最小限の規模で適切に</u> 実施する。	環境省 群馬県
尾瀬沼黒岩山線 【Ⅰ. 登山】 【Ⅲ. 山岳探勝】	栃木県日光市と福島県檜枝岐村の境に位置する黒岩山から小淵沢田代を経て尾瀬沼集団施設地区及び大江湿原に至る登山道及び山岳探勝歩道であり、 福島県側を福島県が、群馬県側を群馬県が事業執行している。 尾瀬沼周辺の自然探勝を目的とした利用がある。	福島県 群馬県
	黒岩山～小淵沢田代区間は登山道、小淵沢田代～尾瀬沼集団施設地区区間及び小淵沢田代～大江湿原区間は山岳探勝歩道として扱う。 利用者の安全確保のために木道の敷設、付け替え等の整備を必要最小限の規模で実施する。	
富士見峠尾瀬ヶ原線 【Ⅱ. 軽登山】	群馬県片品村富士見峠から <u>長沢を經由し、</u> 竜宮、ヨッピー橋を經由し、三又及び赤田代へ至る登山道及び山岳探勝歩道。竜宮～ヨッピー橋～三又区間は尾瀬ヶ原の自然探勝を目	民間事業者

事業名	取扱方針	執行者 (現時点)
【Ⅲ. 山岳探勝】	的とした利用がある。 富士見峠～竜宮区間は登山道、竜宮～ヨッピー橋～三又区間は山岳探勝歩道として扱う。 利用者の安全確保のために、老朽化した木道、休憩テラスは付け替え、<u>急斜面においてはすべり止めの措置等を、環境省や群馬県と協議しながら検討す</u>る。また、ツキノワグマとの遭遇による事故防止対策として必要な場合には、高架 <u>木道</u> での付け替え <u>やクマ鐘の適切な設置</u> も検討する。	
富士見峠見晴線 【Ⅱ. 軽登山】	群馬県片品村富士見峠から八木沢を経由し、見晴へ至る登山道で、群馬県側を群馬県が事業執行している。 登山道として扱う。 利用者の安全確保のために、老朽化した木道 及び休憩テラス は付け替え、<u>急斜面においてはすべり止めの措置も検討す</u>る。	群馬県
鳩待峠尾瀬沼線 【Ⅱ. 軽登山】 【Ⅲ. 山岳探勝】	群馬県片品村鳩待峠からアヤメ平、富士見峠、皿伏山を経て尾瀬沼に至る登山道及び山岳探勝歩道。アヤメ平の自然探勝を目的とした利用がある。 鳩待峠～アヤメ平区間は山岳探勝歩道、アヤメ平～尾瀬沼南岸区間は登山道として扱う。 <u>利用者の安全確保のために、老朽化した木道及び休憩テラスは付け替える。</u> アヤメ平の植生対策はアヤメ平植生復元施設事業で実施する。	群馬県 民間事業者
至仏山登山線 【Ⅰ. 登山】	群馬県片品村鳩待峠から至仏山を経て山ノ鼻に至る登山道。登山道荒廃が問題となっており、関係者で「至仏山保全対策会議（事務局：(財) <u>(公財)</u> 尾瀬保護財団）」を設置し、至仏山の管理方針について検討している。 登山道として整備するが、整備及び管理については「至仏山保全対策会議」に基づいて行う。	群馬県 民間事業者
笠ヶ岳登山線 【Ⅰ. 登山】	<u>公園事業としては未執行。</u> <u>踏圧等による歩道の荒廃が見られる箇所については、対応策について、関係者で検討を行う。</u>	—
大清水尾瀬沼線 【Ⅲ. 山岳探勝】 【Ⅳ. 入山】	群馬県片品村大清水から三平峠を経て尾瀬沼に至る登山道。群馬県側から尾瀬沼へ行く者が利用している。 大清水～一ノ瀬区間は登山道、一ノ瀬～三平下区間は山岳探勝歩道として扱う。 群馬県側から尾瀬沼へ至る最短のルートであり、利用者の安全確保から老朽化した木道、休憩テラス は付け替えるものとする。また、溪流 景観や <u>等の自然景観や 田舎津沼田街道といった</u> 尾瀬の歴史に触れることができることから、当該路線 <u>それら</u> の魅力の発信を積極的に行い、利	群馬県 <u>【P】片品村がR2に一部執行予定</u>

事業名	取扱方針	執行者 (現時点)
	用促進に努める。	
大清水鬼怒沼線 【Ⅰ. 登山】 【Ⅳ. 入山】	<u>事業決定されておらず、公園事業としては未執行。</u>	—
富士見峠富士見 下線 【Ⅱ. 軽登山】 【Ⅳ. 入山】	<u>片品村が管理している村道である。事業決定されておらず、公園事業としては未執行。</u> 滞在型・周遊型の利用を図る山道として利用推進を図るため、面的利用のあり方を関係者で検討していく中で、事業執行を含めて検討する	—

3) 単独施設

事業名	取扱方針	執行者 (現時点)
①田代山避難小屋 【Ⅰ. 登山】	<u>南会津町が維持管理を行っている。事業決定しているものの現時点では未執行であるため、今後の管理体制については関係者間で検討を行う</u>	—
②猿倉園地 【Ⅰ. 登山】	<u>田代山への入山口に位置し、田代山登山を目的とした利用がなされている。南会津町が駐車場及び公衆トイレを整備しているが、事業決定されておらず、公園事業として未執行であるため、今後の管理体制については関係者間で検討を行う。</u>	—
③会津駒ヶ岳 避難小屋 【Ⅰ. 登山】	<u>檜枝岐村が維持管理を行っている。事業決定しているものの現時点では未執行であるため、今後の管理体制については関係者間で検討を行う。</u>	—
④下ノ原園地 【Ⅰ. 登山】	<u>会津駒ヶ岳への入山口に位置し、会津駒ヶ岳登山を目的とした利用がなされている。事業決定されておらず、公園事業として未執行であるため、今後の管理体制については関係者間で検討を行う。</u>	—
⑤渋沢温泉宿舎 【Ⅱ. 軽登山】 (削除を検討)	<u>小沢平裏燧線 御池見晴線 道路（歩道）—(裏燧林道)—利用者の滞在拠点として民間が事業執行して <u>いたが、現在営業を終了し、廃屋も撤去され</u> ている。</u> <u>小沢平から入山した利用者には最初にたどり着く宿舎である事業地の特色を生かしつつ適正利用の促進に努める。</u>	—
⑥三条ノ滝園地 【Ⅱ. 軽登山】	御池見晴線道路（歩道）（裏燧林道）沿いに位置し、三条ノ滝を展望することを目的とした利用がある。歩道及び展望テラスを福島県が整備し、事業執行している。 必要に応じて現状の規模を超えない範囲での整備・改修を実施し、冬期閉鎖の周知徹底等の安全確保に努める。	福島県
⑦尾瀬温泉園地 【Ⅲ. 山岳探勝】	尾瀬ヶ原の北端に位置し、尾瀬ヶ原の自然探勝利用や御池見晴線道路（歩道）利用の拠点として、福島県が公衆トイレを、民間が休憩施設を事業執行している。	福島県 民間事業者

事業名	取扱方針	執行者 (現時点)
	尾瀬ヶ原の自然を探勝する利用者が情報収集や休憩に利用することができるよう、園地としての機能の充実を図る。	
⑧尾瀬温泉宿舎 【Ⅲ. 山岳探勝】	尾瀬ヶ原の北端に位置し、尾瀬ヶ原の自然探勝や御池見晴線道路（歩道）利用の拠点として、民間が事業執行している。 他の単独施設と連携を取りつつ、適正利用の促進に努める。	民間事業者
⑨沼山口園地 【Ⅳ. 入山】	赤法華鳩待峠線道路（歩道）沿いで、福島県側のマイカー規制の終点である沼山に位置し、御池からのシャトルバス利用者の入山口として利用されている。檜枝岐村が休憩所、公衆トイレ及びシャトルバスを利用する駐車場を整備し事業執行している。 入山エリアに位置し、福島県側の主要な入山口であることから、 <u>利用者が尾瀬の最新情報や安全対策等の情報収集を行えるように</u> 情報提供機能の充実を図る。	檜枝岐村
⑩馬坂峠園地 【Ⅰ. 登山】	猿倉台倉高山線道路（歩道）沿いの馬坂峠に、駐車場及び標識が整備されている。環境省が公衆トイレを整備し <u>ており、檜枝岐村の協力を得て維持管理を行う。</u> 今後休憩所を整備する。猿倉台倉高山線道路（歩道）利用者の拠点として利用されており、6月のオサバグサの開花時期、7月の田代山山頂湿原の植物開花時期の利用が多い。 整備は「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山景観保全管理方針」に従う。	環境省
⑪見晴園地 【Ⅲ. 山岳探勝】	休憩所等が整備されており、尾瀬ヶ原及び周辺の自然探勝利用者の拠点としての利用の他に、尾瀬の中央部に位置するため多方面からの利用がある。 休憩施設における情報発信は、関係団体からの協力を得ながら行い、尾瀬ヶ原と尾瀬沼の中継地点としての園地の機能の充実を図る。 <u>また、休憩施設等を拠点として、ガイドや山小屋と連携しながらの自然体験や、宿泊者を対象とした滞在プログラムの充実を図る。</u> また、 汚泥処理施設は適切に維持管理する。	環境省
⑫見晴宿舎 【Ⅲ. 山岳探勝】	公園利用者の主要な宿泊施設として、民間が事業執行している。尾瀬ヶ原や周辺の自然探勝利用者の宿泊及び休憩地点としての利用のほかに、尾瀬の中央部に位置するため多方面からの利用がある。 主要な宿泊拠点であり、多くの利用があることから、国立公園としての雰囲気損なうことがないよう適切な維持管理をするとともに、適正利用の促進に努める。 <u>尾瀬の奥地に位置する立地を活かし、ゆったりと自然を満喫できる空間を創出するとともに、快適な滞在利用がで</u>	民間事業者

事業名	取扱方針	執行者 (現時点)
	<u>きるようなサービスを提供する。また、宿泊者を対象とした滞在プログラムの充実を図る。</u>	
⑬見晴野営場 【Ⅲ. 山岳探勝】	尾瀬ヶ原や周辺自然散策利用者の宿泊、また、尾瀬の中央部に位置するため多方面からの利用者の宿泊、休憩地点としてテントサイト及び公衆トイレが整備されており、利用が多い。 <u>野営場をより快適に利用するため、適切な整備を行うとともに、宿泊者を対象としたサービスや滞在プログラムの充実を図る。適正利用の促進に努める。</u>	民間事業者
⑭見晴給水施設 【Ⅲ. 山岳探勝】	見晴地区の給水施設が整備されている。水源における渇水対策を含めて、適切な施設の維持管理を行う。	環境省
⑮見晴排水施設 【Ⅲ. 山岳探勝】	見晴地区内の合併処理式浄化槽の処理水を周辺の自然環境に負荷をかけずに排水するための施設としてパイプラインが整備されている。 処理水が公園内に漏れないよう、施設の維持管理に努める。	環境省
⑯沼尻園地 【Ⅲ. 山岳探勝】	尾瀬沼西岸に位置し、休憩所及び公衆トイレを民間が整備し、事業執行している。尾瀬ヶ原と尾瀬沼の中継地点としての利用や尾瀬沼 <u>周辺</u> の自然を探勝する利用者の休憩地点として利用が多い。 <u>国立公園としての雰囲気損なうことがないよう適切な維持管理を行うとともに、情報提供機能の充実を図り、適正利用の促進に努める。</u>	環境省
⑰竜宮小屋宿舎 【Ⅲ. 山岳探勝】	<u>山ノ鼻と見晴地区の中間、</u> 尾瀬ヶ原の沼尻川河畔の抛水林内に位置し、宿泊施設として利用するほかに、尾瀬ヶ原の自然を探勝する利用者が休憩施設としても利用している。 尾瀬ヶ原の中心に位置し、多くの利用があることから、国立公園としての雰囲気損なうことがないよう適切な維持管理をするとともに、尾瀬ヶ原の中心地という立地を生かし、適正利用の促進に努める。	民間事業者
⑱三平峠下宿舎 【Ⅲ. 山岳探勝】	尾瀬沼南岸の三平峠に位置し、宿泊施設として利用するほかに、尾瀬沼 <u>周辺</u> の自然を探勝する利用者が休憩施設としても利用している。 尾瀬沼 <u>周辺</u> の散策及び大清水から入山する利用者の主要な休憩地点であることから、利用者の適正利用の促進に努める。	民間事業者
⑲富士見峠宿舎 【Ⅳ. 入山】	<u>富士見峠尾瀬ヶ原線道路（歩道）と鳩待峠尾瀬沼線道路（歩道）が合流する富士見峠に位置し、民間が事業執行していたが、現在営業を終了し廃屋となっている。アヤマ平の自然を探勝する利用者が休憩する施設が無い状況が続いているため、鳩待峠や大清水、戸倉等を合わせた面的な</u>	民間事業者

事業名	取扱方針	執行者 (現時点)
	<u>利用のあり方を関係者で検討していく中で、今後の取り扱いも決定する。</u>	
②⑩富士見峠休憩所 【IV. 入山】	鳩待峠尾瀬沼線道路（歩道）沿いに位置し、公衆トイレを民間が整備し、事業執行している。主としてアヤマ平の自然を探勝し、尾瀬沼へ向かう者が利用している。 原則として現状の位置及び規模を超えないものとする。アヤマ平の自然を探勝する利用者が休憩することができる場所として、尾瀬沼へ至る歩道沿いにある休憩所として、適正利用の促進に努める。	民間事業者
②⑪一ノ瀬休憩所 【Ⅲ. 山岳探勝】	大清水尾瀬沼線道路（歩道）沿いの一ノ瀬に位置し、公衆トイレ及び休憩施設を民間が事業執行している。尾瀬沼へ向かう利用者が利用している。 尾瀬沼へ至る歩道沿いにある休憩所として、適正利用の促進に努める。	民間事業者
②⑫鳩待峠園地	群馬県片品村津奈木橋からのマイカー規制区間の終点である鳩待峠に位置し、 <u>尾瀬ヶ原へ向かう多くの利用者が訪れる。事業決定されておらず、公園事業として未執行であるため、今後の管理体制については関係者間で検討を行う。</u>	—
②⑬鳩待峠宿舎 【IV. 入山】	群馬県片品村津奈木橋からのマイカー規制区間の終点である鳩待峠に位置し、宿舎のほか、公衆トイレ及び休憩所 <u>も併せて民間が事業執行してが整備されている。鳩待峠は本公園で最も利用が多い入山口である。尾瀬ヶ原へのアクセスが容易で、尾瀬内で一番多くの人・層が利用する入山口となっている。</u> 入山口としての雰囲気損なうことがないよう適切な維持管理を行うとともに、 <u>総合的なインフォメーション機能や、を-利用資源を活かした体験アクティビティの実施の充実を</u> 図る。	民間事業者
②⑭鳩待峠駐車場 【IV. 入山】	<u>群馬県片品村津奈木橋からのマイカー規制区間の終点である鳩待峠に位置し、尾瀬ヶ原へ向かう多くの利用者が訪れる。利用者の快適利用の推進を目的として、平成27年に入山口に近い駐車場区域への車の乗り入れを禁止し、より南の区域の駐車場を拡張した。鳩待峠全体の空間デザインや分かり易い表示等を関係者で検討しながら、引き続き適正な利用の推進を行う。</u>	民間事業者
②⑮鳩待峠 博物展示施設 【IV. 入山】	<u>群馬県片品村津奈木橋からのマイカー規制区間の終点である鳩待峠に位置し、尾瀬ヶ原へ向かう多くの利用者が訪れる。事業決定されておらず、公園事業として未執行であるため、今後の管理体制については関係者間で検討を行う。</u>	—
②⑯津奈木沢園地 【IV. 入山】	<u>群馬県片品村津奈木橋から鳩待峠へ至るマイカー規制区間の始点に位置し、小規模な湿原と湿原植生が楽しめる。</u>	—

事業名	取扱方針	執行者 (現時点)
	<u>る。事業決定しているものの現時点では未執行であるため、マイカー利用者の休憩及び自然探勝の拠点、環境学習の場等、今後の利用については関係者間で検討を行う。</u>	
<u>②津奈木沢駐車場</u>	<u>群馬県片品村津奈木橋から鳩待峠へ至るマイカー規制区間の始点に位置し、小規模な湿原と湿原植生が楽しめる。事業決定しているものの現時点では未執行であるため、津奈木園地と併せて今後の利用については関係者間で検討を行う。</u>	—
<u>②⑧大清水園地</u> <u>【Ⅳ. 入山】</u>	<u>大清水尾瀬沼線道路（歩道）始点における尾瀬沼への入山口に位置し、尾瀬沼散策や燧ヶ岳登山を目的とした利用が多い。大清水湿原では車イス対応の木道が整備され、多様な利用者層が気軽に尾瀬を楽しむことができる。付帯施設である大清水休憩所は、主に尾瀬沼へ向かう者が利用している。</u> <u>周辺の自然散策や尾瀬沼への入山拠点として、豊かな自然・歴史・文化資源を活用した「体験学習の場」、利用者がゆったりと大清水を楽しめる環境や、尾瀬沼へ安全に入山できる環境を整備する。</u> <u>大清水休憩所においては、周辺の豊かな自然・歴史・文化資源の紹介や、尾瀬沼へ安全に入山するための情報を提供する等、利用者が適切に休憩や情報収集をすることができるような機能の充実を図る。</u>	民間事業者
<u>②⑨大清水宿舎</u> <u>【Ⅳ. 入山】</u>	大清水口に位置し、尾瀬沼散策等のための滞在拠点としてなっている。 入山口としての大清水の魅力を発信しながら、適正な公園利用の促進に努める。	民間事業者
<u>③⑩大清水休憩所</u> <u>—【Ⅳ. 入山】—</u>	<u>大清水口に位置し、主に尾瀬沼へ向かう者が利用している。周辺の豊かな自然・歴史・文化資源の紹介や、尾瀬沼へ安全に入山するための情報を提供する等、利用者が適切に休憩や情報収集をすることができるような機能の充実を図る。</u>	民間事業者
<u>③⑩大清水</u> <u>博物展示施設</u>	<u>大清水口に位置し、尾瀬沼散策等のための滞在拠点としてなっている。事業決定されておらず、公園事業として未執行であるため、今後の管理体制については関係者間で検討を行う。</u>	—
<u>③⑪富士見下園地</u>	<u>富士見下富士見峠線道路（歩道）の始点に位置する。事業決定されておらず公園事業として未執行である。</u> <u>今後の管理体制については、滞在型・周遊型の利用を図る山道として利用推進を図るため面的利用のあり方を関係者で検討していく中で検討する。</u>	—
<u>③⑫東電小屋宿舎</u> <u>【Ⅲ. 山岳探勝】</u>	尾瀬ヶ原の北西に位置し、新潟県に位置する唯一の宿舎である。宿泊利用のほかに、尾瀬ヶ原の自然を探勝する利用者が休憩施設として利用している。 適正な公園利用の促進に努める。	民間事業者

第6章 行為許可等及び公園事業の取り扱いに関する事項

1. 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領について」（平成17年10月環自国発第051003003号）第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号）において定める許可基準の細部解釈によるほか、第3章、第4章の方針、及び下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとします。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しないものとします。

行為の種類	取 扱 方 針
(1) 工作物 ① 建築物	1) 基本方針 建築物が自然景観を損なわないだけでなく、自然にとけこみ自然公園にふさわしい雰囲気を醸し出せるよう留意する。 2) 規模 (ア) 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とする。 (イ) 高さは周囲の林冠以下の高さとする。 3) 敷地造成 極力整地を行わず、自然の地形を生かす。 4) 外部意匠 反射面を有するものは、山頂や利用施設等の視点場からの自然景観に配慮する。 (ア) 屋根 a) 原則として切妻、寄棟又はこれらに類した形状の勾配屋根とする。ただし、積雪の状態により上記形状が困難であると判断される場合は、倉庫、発電小屋等の小規模な建築物に限り、片流れ屋根を認める。 b) 色彩は原則として焦げ茶色又は赤錆色とする。 (イ) 外壁 木材等の自然材料を努めて多用し、重厚味のある落ち着いたものとする。自然材料以外の材料を用いる場合及び塗装を行う場合の色彩は、茶色、白色又は灰色とし、周囲の自然景観に配慮した色彩とする。 5) その他 管理人が常駐する建築物については、以下のとおり扱う。 (ア) 汚水処理施設 施設の収容力にあった合併処理式浄化槽を設置する。 また、処理水は、自然環境の保全上適当と認められる場所に適切に処理するものとし、パイプラインの整備が行われている地区にあっては、湖沼及び湿原への影響を回避できる場所に放流する。 (イ) ゴミの処理 全て国立公園区域外に搬出して処理する。 ビニルハウス等の仮設工作物をゴミ等の仮置き場に行っている場合が多いが、既存建築物内に保管するか、それが困難な場合は、ゴミ等の保管専用の建築物を設置するよう指導する。 (ウ) 汲み取りし尿及び汚泥の処理

行為の種類	取 扱 方 針
	汚泥脱水装置や焼却炉が整備された地区においては、汚泥は脱水処理後焼却し、国立公園区域外に搬出して処理する。
② 車道	1) 基本方針 車道の改良に当たっては、利用者の増加が一層の過剰利用を誘発し、自然景観の保護及び快適な利用の確保に支障をきたすことが懸念される等の副次的な影響の予測を踏まえて慎重に対応する。 また、野生動物の活動を妨げないよう配慮された道路構造とし、自然景観及び野生動植物の保護に十分配慮する。 2) 付帯施設の取扱い (ア) 交通安全柵はガードケーブル（ガードロープ）又はガードレールとし、支柱及びガードレールの色彩は交通安全上支障がない限り焦げ茶色とする。コンクリート製のガードレール代用品においてはコンクリート素地色とする。 (イ) その他、スノーシェッド、ロックシェッド、橋梁、落石防止柵等の交通安全上必要な構造物については、必要最小限の規模にとどめ、色彩については交通安全上支障がない限り、焦げ茶色とする。ただし、コンクリート製については、素地色とする。 (ウ) 側溝や集水桝に斜路を設ける等、野生動物の生息に配慮した工法を積極的に導入する。 3) 法面処理方法 (ア) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さを必要最小限のものとし、その法面は、原則として修景緑化を行うものとする。 (イ) 擁壁は、自然石、自然石を模したブロック、緑化ブロック等の自然景観に配慮した工法を使用し、やむを得ずコンクリート擁壁を使用する場合にあっては、壁面を自然石に模した表面仕上げとする。 (ウ) モルタル吹き付けについては、(イ) の施工ができる場合は避けるものとし、やむを得ずモルタル吹き付けを行う場合には自然景観上の支障を軽減するため、必要に応じその表面にネット工等の処置を講ずる。 (エ) 法枠工及びアンカー工については、自然景観上支障が大きいことから必要最小限にとどめる。 4) 残土処理方法 国立公園区域外に搬出して処理する。 5) 修景緑化方法 (ア) 支障木の伐採は必要最小限とする。なお、支障木で移植可能なものについては、極力移植する。 (イ) 工事に伴い裸地化した場所は、技術的に困難な場合を除き、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化を行う。 (ウ) 道路改良に伴い生じた廃道敷部分については舗装を撤去し、必要に応じて客土の上、技術的に困難な場合を除き、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行う。 6) その他 森林施業等に用いる林道（作業道）については、他の車両が進入しないよ

第 6 章

1. 許可、届出等取扱方針

行為の種類	取 扱 方 針
	う対策を講じることとする。
③ 電柱・鉄塔 ・アンテナ	1) 基本方針 国立公園事業道路より可能な限り離れた位置、又は、道路から見た建築物の背後に設置する。やむを得ず道路沿いに設置する場合は、原則として主要展望方向の反対側に設置する。 なお、特別保護地区等、特に自然景観の保護を図るべき地域及び国立公園事業道路沿いにおいては技術的に困難な場合を除き、電線は原則として地下埋設にする。 2) 規模 高さ、本数とも必要最小限とする。 3) 色彩 外部の仕上げは原則として焦げ茶色とする。 4) その他 (ア) 電力柱と電話柱が並列する場合は、原則として共架とするよう努める。 (イ) 電柱及び電線等への広告、看板類は掲示しないものとする。
(2) 土石の採取	基本方針 採取量は必要最小限とし、採取跡地は自然景観上支障のないよう整理することとする。公益上の目的を果たす行為以外については、別記 1「尾瀬国立公園内における植物の採取及び動物の捕獲等に関する取扱方針」3. 取扱いに準ずる。
(3) 木竹の伐採	基本方針 1) 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和 34 年 11 月 9 日国発第 643 号) 及び「同(国有林の取扱い)」(昭和 48 年 8 月 15 日環企第 516 号) を基本とし、地域の自然景観に配慮した施業とする。 2) 台風等の自然現象の結果生じた倒木等については、特別保護地区においては自然景観の管理上必要な場合及び公園の利用上支障が生じる場合等を除いて放置する。
(4) 河川湖沼等の 水位 又は 水 量に増減を 及ぼさせる 行為	1) 基本方針 平成 24 年度時点で継続して許可を得て行われているもの以外は原則として認めない。 2) その他 以下の項目について環境モニタリングを実施させ、水位変動による生態系への影響が確認された場合には、専門家により詳細な調査を行わせ、対策を検討させる。 ・ 樹木の枯死及び倒れの調査 ・ 方形区による植生調査 ・ 写真撮影による自然景観変化調査 ・ 湿原線の変化調査
(5) 広告物の設置	1) 基本方針 <u>(ア) 配置、形状・デザイン、構造・材料・書体、表示内容については、</u> <u>「尾瀬国立公園標識ガイドライン」(平成 28 年 3 月) に準拠する</u>

第 6 章

1. 許可、届出等取扱方針

行為の種類	取 扱 方 針
	<u>こと</u> (イ ア) 商標広告及び営業敷地以外での社名広告（いわゆる野立広告物等）は設置しない。 (ウ イ) 駐車場、広場、道路等における案内標識は、その利用上及び管理上支障のない位置に必要最小限の数を設置する。 (エ ウ) 同一地点 に複数 の標識 を設ける場合には、極力統合を図る。 2) 外部意匠 (ア) 材料は原則として木材、石材等の自然材料とする。 (イ) 色彩は、木材、石材等の自然材料の素材を使用した場合を除き、焦げ茶色（焼板仕上げも可）とし、文字は原色を避け、白色又は黒色とする。ただし、安全確保上やむを得ない場合、または3色以上使用しなければ目的が達成されないもので周囲の自然景観に著しく支障がない場合は、この限りではない。 (ウ) 設置者名は支柱に縦に表示するか、表示文末に表示する。 (エ) 表示板裏面が利用者の目に触れる場合は、表面と同色とし、見苦しくない構造、色彩とする。 (オ) 表示板の規模等については、別記2「尾瀬国立公園標識類取扱」に従うものとする。雪圧による被害が受けやすい場所では、四角柱を基本にする。 3) その他 (ア) 既存の物であっても必要性の低いもの、重複して設けられているものは整理統合を図るよう指導する。 (ア イ) 遭難遺族等による慰霊碑の設置については認めない。 (イ ウ) 設置された標識類が汚損した場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等の維持管理を行うよう指導する。
(6) 植物の採取及び動物の捕獲等	基本方針 植物の採取又は損傷、動物の捕獲又は殺傷については別記1「尾瀬国立公園内における植物の採取及び動物の捕獲等に関する取扱方針」による。
(7) 車馬等の使用又は航空機の着陸	基本方針 ヘリコプターの乗り入れについては、「国立、国定公園におけるヘリコプターの乗り入れについて」（昭和59年3月26日付け環自保第109号）による。 なお、車馬等の使用又は航空機の離着陸を行う際には、野生動植物の保護及び公園利用者の安全に十分配慮する。 また、特別保護地区へのスノーモービルを用いてのツアーは禁止する。

2. 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」([令和元年9月30日環自国発第1909302号](#))

第10の規定によるほか、第4章及び第5章の方針、及び下記の取扱方針によるものとします。

なお、ヘリコプターの取扱については、別記2「尾瀬国立公園における公園事業の施行に必要なヘリコプター使用の取扱いについて」によるものとします。

事業の種類	取 扱 方 針
①各事業の 共通方針	1) 建築物等の整備 (ア) 基本方針 1. (1) ①建築物 1) 基本方針に従うほか、適切な管理を行い、より快適な環境作りを目指す。 (イ) 敷地造成 敷地は極力整地を行わず、自然の地形を生かす。 また、敷地内の表土の流出を防ぐため、必要に応じて土留、排水溝、敷き板等を整備するものとする。 (ウ) 外部意匠 1. (1) ①建築物 4) 外部意匠に従う。 (エ) 内装 建築物の内部は極力、自然材料又はこれを模した材料を用い、素朴で落ち着いた着きのある内装とする。 (オ) 污水处理施設 宿舎等の建築物の建替え又は大規模な改増築に当たっては、施設の収容力にあった合併処理式浄化槽を設置するものとし、その管理を事業者の責任において適切に実施する。 また、処理水は、自然環境の保全上適当と認められる場所に適切に処理するものとし、パイプラインが整備されている 尾瀬沼、見晴、山ノ鼻地区にあっては、湖沼及び湿原への影響を回避できる場所に放流する。 (カ) 標識等の設置 1. (5) 広告物の設置に従う。 2) 管理運営 (ア) ゴミの処理 1. (1) ①建築物 5) その他 (イ) ゴミの処理 に従う。 (イ) 汲み取りし尿、汚泥の処理 1. (1) ①建築物 5) その他 (ウ) 汲み取りし尿及び汚泥の処理に従う。 (ウ) 静穏の保持 騒音を発生する機器には、原則として消音装置を備える。 また、利用者に不快の念を与える時期及び時間帯は、騒音を発生させる機器の使用をできるだけ避ける。 さらに、屋外に音楽を流さないようにする等、静穏の保持に努める。 (エ) 不要物品の搬出 空ドラム缶等の不要な物品は人の目に触れる場所に放置せず、国立公園区域外への搬出に努める。 (オ) 物品の管理 スノーモービルや除雪機等、施設の維持管理に必要な機材等について

事業の種類	取 扱 方 針
	は、人の目に触れる場所に放置しない。 (カ) 野外卓、ベンチ等 施設周辺の野外卓、ベンチ等は木製の堅固なものとし、広告物の表示されたものは使用しない。 (キ) 自動販売機の設置 建築物の外部に設置しない。 (ク) その他 残飯等は適正な管理及び処理に努め、利用者の安全や健康に害をもたらすネズミ等の有害動物の発生防止やクマの誘引防止に努める。 なお、特別保護地区及び集団施設地区において、屋外での殺虫剤、除草剤等は使用しないものとし、施設管理に伴うササ払いや危険枝の伐採については、自然環境に十分配慮した上で実施する。 <u>(ケ) 不要な施設等の撤去</u> <u>尾瀬の原生な自然環境と優れた景観を保護するとともに、利用者の安全を確保するため、利用者に供用されない施設等については、すみやかに撤去するよう指導する。また、新たな施設を整備する際には、撤去することを想定した位置及び規模・構造となるよう指導する。</u>
②道路（車道）	1) 基本方針 入山エリアに整備する。 1. (1) ②車道 1) 基本方針 に従う。 2) 付帯施設の取扱い 1. (1) ②車道 2) 付帯施設の取扱い に従う。 3) 法面処理方法 1. (1) ②車道 3) 法面処理方法 に従う。 4) 残土処理方法 1. (1) ②車道 4) 残土処理方法 に従う。 5) 修景緑化方法 1. (1) ②車道 5) 修景緑化方法 に従う。
③道路（歩道）	1) 基本方針 本公園は山岳地帯という認識の下、相応の登山技術、体力、装備を備えた者による利用を前提とした整備を実施する。 歩道を第4章に沿って、登山道及び山岳探勝歩道に分類して整備する。 ただし、山岳地の雰囲気を持続するため、整備が過剰にならないよう留意し、利用者の歩行に支障のない程度の整備にとどめる。また、歩道周辺の自然観察利用にも十分配慮する。 2) 整備方針 (ア) 木道の敷設を行うのは次の箇所とする。 a) 湿原、湿地又は貴重な植物群落があり、植生の保護のための整備の必要性が高い箇所 b) 利用者の踏みつけによる裸地化のために浸食・洗掘され、表土が流出するおそれのある箇所

事業の種類	取 扱 方 針
	c) 登山靴等でも歩行困難なぬかるみのある箇所 d) 横断勾配がきつく、栈道を通す等の整備を行わなければ歩行が困難又は歩道の維持が困難な箇所 (イ) 階段（梯子を含む。）の設置を行うのは次の箇所とする。 a) 階段を設置しなければ、歩道の維持又は植生保護が困難な箇所 b) 階段を設置しなければ歩行が困難な箇所 c) 急坂や浮石により安全な歩行が困難な箇所 3) 規模及び構造 (ア) 木道の規模 幅員及び線数は原則として次のとおりとする。 a) 幅員は 0.5m とする。 b) 地形上の制約、利用状況等から単線にすることが適当な場合を除き、複線とする。 c) 単線の場合及び複線の利用者が多く渋滞が発生する路線の場合には適宜待避所を設ける。 d) 複線の場合の木道間隔は 0.4m を基本とする。 e) 林内の木道は、利用上及び安全上の観点から、高さを低く抑える。 (イ) 木道の構造等 a) 木道の表面にはできるだけ鋸が露出しない構造となるよう配慮する。 b) 塗料の塗布は行わない。 c) 木材保存剤は周辺の自然環境に影響を及ぼさないことを確認した上で、使用することができる。 d) 横木の設置や設置角度の検討等の転倒防止策を必要に応じて講じる。 <u>e) 木道は長寿命化を考慮した構造となるよう配慮し、必要に応じて木材以外の材料を使用することができる。</u> (ウ) 階段又は梯子 a) 幅員 利用者の多い歩道では 1.5m 以下、利用者の少ない歩道は 1.0m 以下とし、必要最小限の規模とする。 b) 構造 原則として、路面に自然石を敷いたもの、丸太階段又は木道に滑り止めを付したもののいずれかとする。 なお、路面材料としてコンクリートは用いないものとする。 快適な歩行を確保するため、蹴上げ、路面の寸法には十分配慮する。 (エ) 立入防止柵 植生保護、遭難防止等のため、立入防止柵を設ける場合は、次の構造による。 a) 杭は原則として木製とするが、岩盤地等で使用が不可能な箇所等は鉄製等とする。 b) 杭には塗料を塗布しない。 c) 木材保存剤は周辺の自然環境に影響を及ぼさないことを確認した上で使用することができる。 d) ロープは原色のものを避ける。しかし、緊急的な対応としての一時的な原色のテープ等の使用は認める。

事業の種類	取 扱 方 針
	(オ) その他 a) 木道等を更新する場合には、旧木道等の廃材は国立公園区域外に搬出する。 b) 既存の木道、階段等であっても、必要性が低いものは更新せず老朽化した段階で撤去する。 c) 自然観察又は休憩に必要な箇所には必要最小限の観察路、自然解説板、休憩テラス、ベンチ等を設ける。 d) 湿原内に木道を整備するに当たっては、木道の沈下により湿原内の流水を止めることのないよう配慮する。 e) 設置者名及び設置年度を刻印する場合は、木道路面の目立たない位置に刻印する。
④園地	1) 基本方針 利用者が休憩を取り、併せて風景鑑賞や自然観察等の自然とのふれあいができる場所として整備し、適切な管理を行う。 2) 付帯施設の取扱い 付帯施設は必要最小限の規模にとどめる。休憩所、公衆トイレ、駐車場等の施設を設置する場合には、利便性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然景観に調和したデザインとし、施設の規模等については、次のとおりとする。 (ア) 建築物 1. (1) 工作物①建築物 に従う。 (イ) 標識類 1. (5) 広告物の設置 に従う。 (ウ) 歩道 (1) ③道路(歩道)に従う。 3) 管理運営方針 管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努める。
⑤宿舎	1) 基本方針 国立公園内の滞在拠点として整備する。また、利用者が自然環境や利用施設等の情報収集を行えるとともに、朝夕の風景鑑賞、自然観察等の自然とのふれあいのための基地としても位置づける。 なお、既存の施設を譲り受ける場合を除き、新たな事業執行は認めない。 2) 規模及び構造 建築物の新築、改築又は増築は、次の要件による。 (ア) 収容力 平成24年度時点での収容力を超えないものとする。 (イ) 位置 新たに施設を設置する場合は、既存施設の敷地内であって、植生破壊を伴わない場所とする。 ただし、自然景観の保全又は公園利用上等の理由により、他の場所に施設を移転することが適当と認められる場合にあってはこの限りでない。 なお、移転後は、既存建築物の撤去跡地を当該地域に生育する植物

事業の種類	取 扱 方 針
	と同種の植物により修景のための緑化を行う。 (ウ) 建築物の延床面積 延床面積は、必要最小限の付帯施設の増築を除き、既存の規模を超えないものとする。 (エ) 建築物の統合 同一敷地内に複数の建築物が存在し、自然景観の保全のため統合することが適当と認められるものにあつては、極力統合する。 (オ) 建築物の高さ 建築物（避雷針、煙突等を除く。）の高さは、13m 以下とする。 (カ) 施設内容 ゲームコーナー等の公園利用の目的から逸脱した施設は設けない。 また、建物の乱立を避けるため、独立した喫茶室は設けない。 3) その他 (ア) 定員の遵守 利用者に対する安全性と快適性を保ち、合併処理式浄化槽の適正な運転管理のため、宿泊定員を遵守する。 (イ) 適正な公園利用の促進 利用の平準化を図るため、利用者に対しては平日利用を促すよう努める。また、本公園に関する情報を展示案内等により利用者に提供するよう努める。 (ウ) 広告物の掲示 建物外広告物の掲示（立て看板、のれん等の設置を含む。）は自然景観に影響を及ぼさないよう配慮し、必要最小限とする。 (エ) 排水対策 a) 利用者に、入浴の際の石けんやシャンプー等を使用しないよう呼びかける。 b) 洗濯、食器洗い等には湖沼や湿原が富栄養化するおそれの少ない洗剤を使用する。
⑥休憩所	1) 基本方針 利用者が休憩をとり、併せて自然環境や利用施設等の情報収集を行える自然とのふれあいのための中継基地として位置づける。 2) 規模及び構造 (1) ⑤宿舎 2) 規模及び構造と同様とするが、建築物（避雷針、煙突等を除く。）の高さは、10m以下とする。 3) 付帯施設の取扱い 排水処理施設については、(1) ⑤宿舎 3) その他(エ) 排水対策による。 4) その他 施設内に尾瀬の自然解説資料や案内等のスペースを設け、尾瀬に関する情報を利用者に提供するよう努める。なお、広告物の提示は自然景観に影響を及ぼさないよう配慮し、必要最小限とする。
⑦野営場	1) 基本方針 野営による利用は自然に親しむための優れた利用形態のひとつであることから、野営利用を促進するため適切な施設の整備を図る。

事業の種類	取 扱 方 針
	2) 管理運営方針 周辺の自然環境の保護及び利用者の安全で快適な利用を確保するため、その方針を次のとおりとする。 (ア) 野営場毎に安全対策を立てるものとする。特に倒木による事故を防ぐため土地管理者と協議の上、危険木を除去するとともに、必要に応じて当該地域に生育する樹木と同種の樹木により修景のための植栽を行う。 (イ) 野営場内は常に清潔に保つ。 (ウ) 野営場内において、公園利用者の安全性や快適性を確保するため、利用者の遵守すべき次の事項を明らかにし、利用者を指導する。 ・ 静穏の保持 ・ ゴミの持ち帰り ・ 表土の保全 ・ たき火の禁止 ・ 洗剤の使用禁止 ・ その他に必要な遵守事項 (エ) 野営場内の表土の流出を防ぐため、必要に応じ土留や排水溝及び敷板等の施設の整備を図る。
⑧駐車場	1) 基本方針 自然景観の保全や利用状況等に合わせた必要最小限の整備を図る。 2) 管理運営方針 自動車利用適正化協議会等との連絡を密にしながら、その管理を行う。
⑨排水処理施設	1) 基本方針 自然環境への人為的負荷を可能な限り軽減するために、尾瀬沼地区、見晴地区及び山ノ鼻地区内の各施設の合併処理式浄化槽で処理された排水は、湖沼及び湿原への影響を回避できる場所へ排水管（パイプライン）により放流する。 2) 管理運営方針 排水処理施設の管理運営は適切に行う。排水処理施設を使用する事業者は、各々の処理水の水質管理について責任を持つ。
⑩博物展示施設	1) 基本方針 山ノ鼻及び尾瀬沼にあるビジターセンターは、それぞれの地区における情報提供拠点とし、自然情報及び利用情報を利用者に提供していく。自然解説や展示を行うとともに、本公園の学術研究等の資料収集の中核としての活動も行う。また、他の公園事業施設との連携を図り、公園全体の情報提供機能の充実に努める。 2) 活動内容 利用者に対する自然環境及び利用に関する情報の提供に重点を置いた活動を実施し、効果的な情報提供に努める。また、山小屋や自然保護団体等が行う自然解説活動に対しても、資料や用具の提供等により積極的に支援する。

別記 1

尾瀬国立公園内における
植物の採取及び動物の 調査・捕獲等に関する取扱方針

1. 目 的

国立公園内における植物の採取及び動物の捕獲等について、私的・趣味的な採取及び捕獲等を規制し、自然の重要な構成要素である植物・動物の適切な保護・管理が行われるよう取扱いを定めるもの。

2. 該当行為

(1) 特別地域内指定植物の採取又は損傷（自然公園法第 20 条第 3 項第 11 号）

(2) 特別保護地区内植物（木竹を含む。）の採取又は損傷並びに動物（卵を含む。）の捕獲、殺傷又は損傷（自然公園法第 21 条第 3 項第 2 号、第 7 号及び第 9 号）

3. 取扱い

自然公園法施行規則第 11 条の許可基準によることのほか、以下に定める事項に該当しないものは原則として許可しないものとする。

なお、特別保護地区内において、帰化植物を採取する等の保護管理行為として行われる植物の採取はこの限りではない。

(1) 行為の目的

ア. 研究又は学問上の目的で行われるもので、調査・研究の成果が学会等に公表することになっているもの。

イ. 標本類の採取及び捕獲を目的とするものでなく、また、採取及び捕獲により得られた標本類のうち特に貴重なものは公的機関等で保管されることになっているもの。

ウ. 過去の研究・調査又は文献・資料等によって知り得ない事実を明らかにするもの。

(2) 行為者の資格について

ア. 研究等の目的の場合は原則として、大学又は公的研究機関等（以下「研究機関等」という。）に所属する者又は公的機関から依頼を受けた者とし、その機関の活動として行われる場合に限るものとする。ただし、次の各号の一に該当する者はこの限りでない。

（ア）申請に係る分野において、学問上評価される研究調査の経歴及び実績を持つ者。

（イ）申請に係る分野に関する研究機関等より特に推薦を受けた者。

イ. これまでに自然公園法に違反する等の自然公園の保護・管理上著しい支障となるような行為を行った者でないこと。

(3) 採取及び捕獲の対象及び方法について

ア. 採取及び捕獲により当該地域の生態系に著しい影響を及ぼすおそれのないものであること。

イ. 行為目的を達成するため適当と認められる方法であり、必要最小限のものであること。

ウ. 自然保護及び公園利用に対して十分配慮されたものであること。

(運用上の注意)

ア. 公的研究等の申請（協議）の場合、原則としてその機関等として申請（協議）するものとする。

イ. 同一の調査・研究を複数の者で行う場合、原則として一件として代表者が申請するものとする。

ウ. 長期にわたる行為については、行為の計画が定まっているものについては計画を申請書（協議書）に添付し申請（協議）するものとし、この場合、計画に問題がなければ長期間で許可（同意）を出すこととする。ただし、計画に変更があった場合には、再度申請（協議）するものとする。

エ. (2)－ア－(ア)の判定については、研究・調査の実績及び経歴を証明できる学術的論文及び経歴書等を添付させること。

オ. 尚、ニホンジカ等の個体数調整を目的とした捕獲については、「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針」(令和 2 年 1 月) 及び生態系維持回復事業計画に基づき実施するものとする。

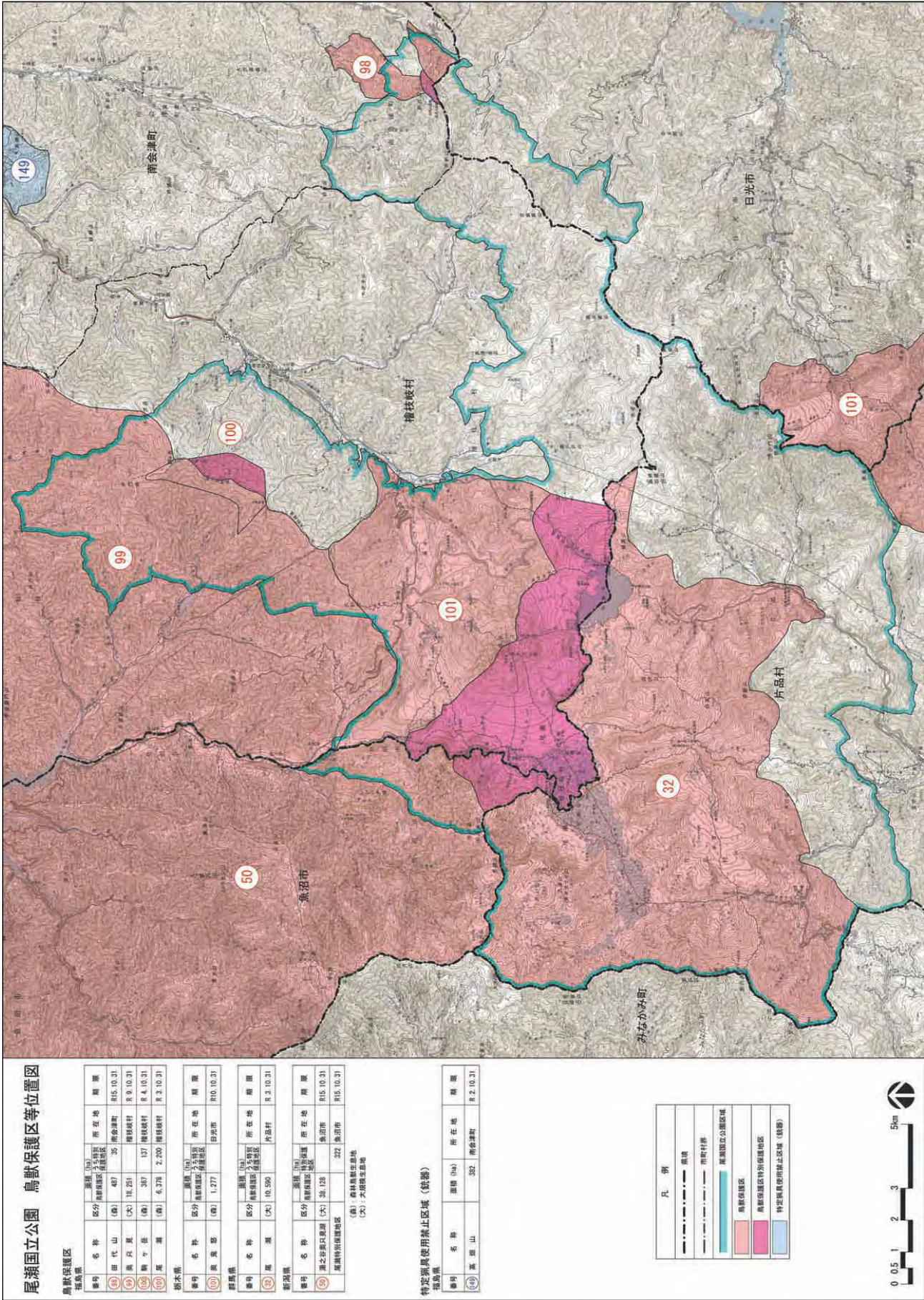
別記 2

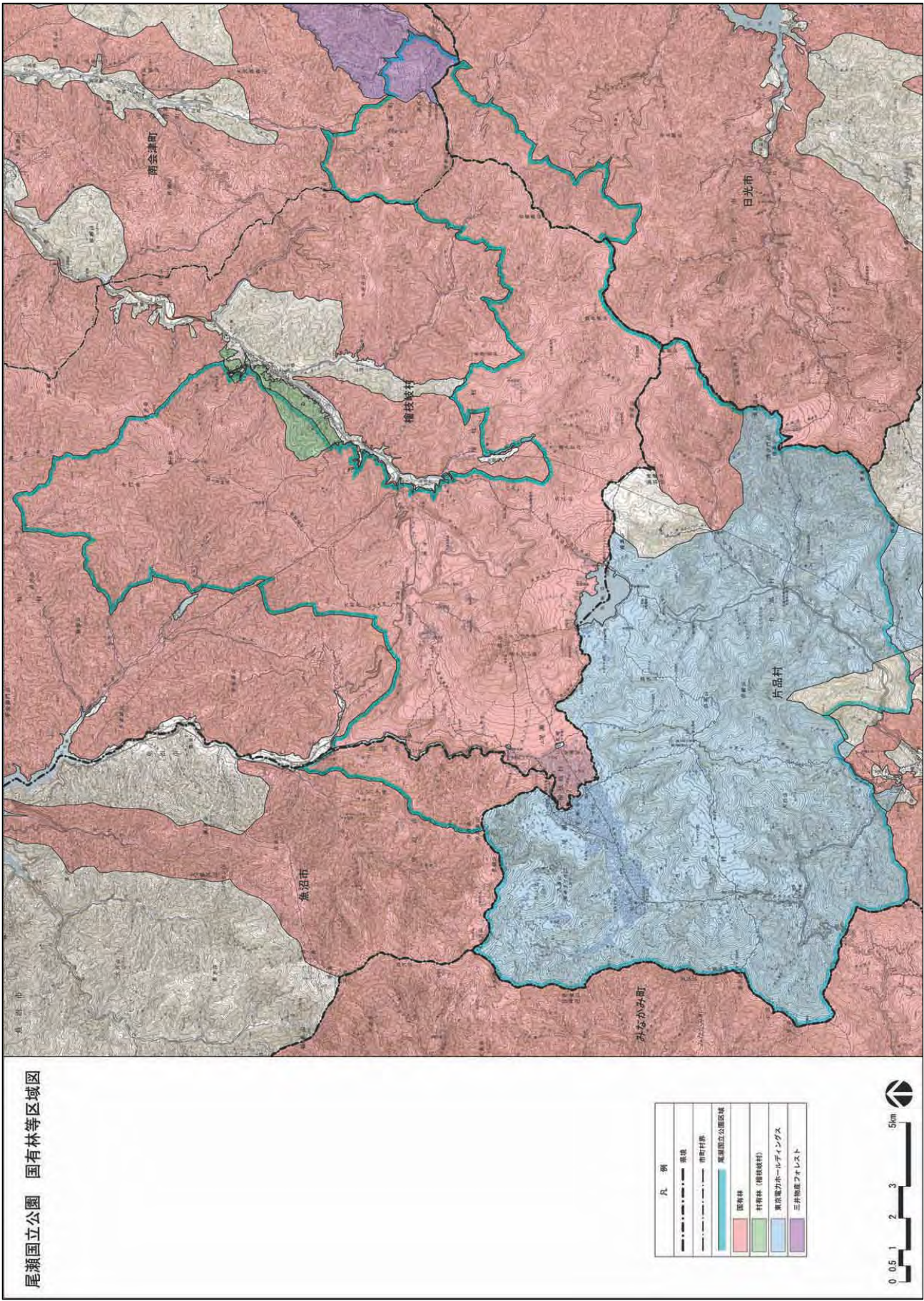
尾瀬国立公園における
公園事業の執行に必要なヘリコプター使用の取扱いについて

- 1 離着陸を伴うヘリコプター使用は、以下の各号に該当しない場合には認めないものとする。
 - (1) 使用目的が以下のいずれかに該当するものであること。
 - ①冬期の公園事業施設の除雪等
 - ②春期（積雪期）の公園事業施設従業員や必要な物資の輸送
 - ③上記以外の時期で、公園事業執行上特に必要な場合（公園事業に関する工事や保守等に必要な作業員等の輸送で特に必要な場合、吊り下げに寄らない物資の輸送で特に必要な場合等）
 - (2) 関係法令の規定に適合していること。
 - (3) ヘリコプターの使用による騒音を減らすため、使用する回数や時間が必要最小限であること。また、特に利用者の多い時期及び週末に使用しないこととなっていること。
 - (4) ヘリコプターによる荷物の積み下ろし場所が、周辺の動植物への影響の少ない場所に指定されていること。
- 2 1のヘリコプター使用に当たっては、事業執行者は事前に事業名、日時、離着陸する場所、人数、ヘリコプターによらなければならない理由を檜枝岐自然保護官あて報告すること。また、作業員などは腕章等を着用し、所属を明らかにすること。
- 3 離着陸を伴わないヘリコプター使用についても、1の各号に該当しない場合には行わないよう公園事業者を指導するものとする。
- 4 離着陸の有無を問わず、必要に応じて、自然公園法第10条第2項又は第3項に基づく国立公園事業の執行の同意（認可）申請若しくは同法第10条第6項に基づく国立公園事業の内容の変更の同意（認可）申請にヘリコプター使用を明記し（申請様式備考欄）、位置や自然環境への影響の有無等を示す資料を添付するよう、指導するものとする。

第7章 参考資料

1. 各種法令の指定区域

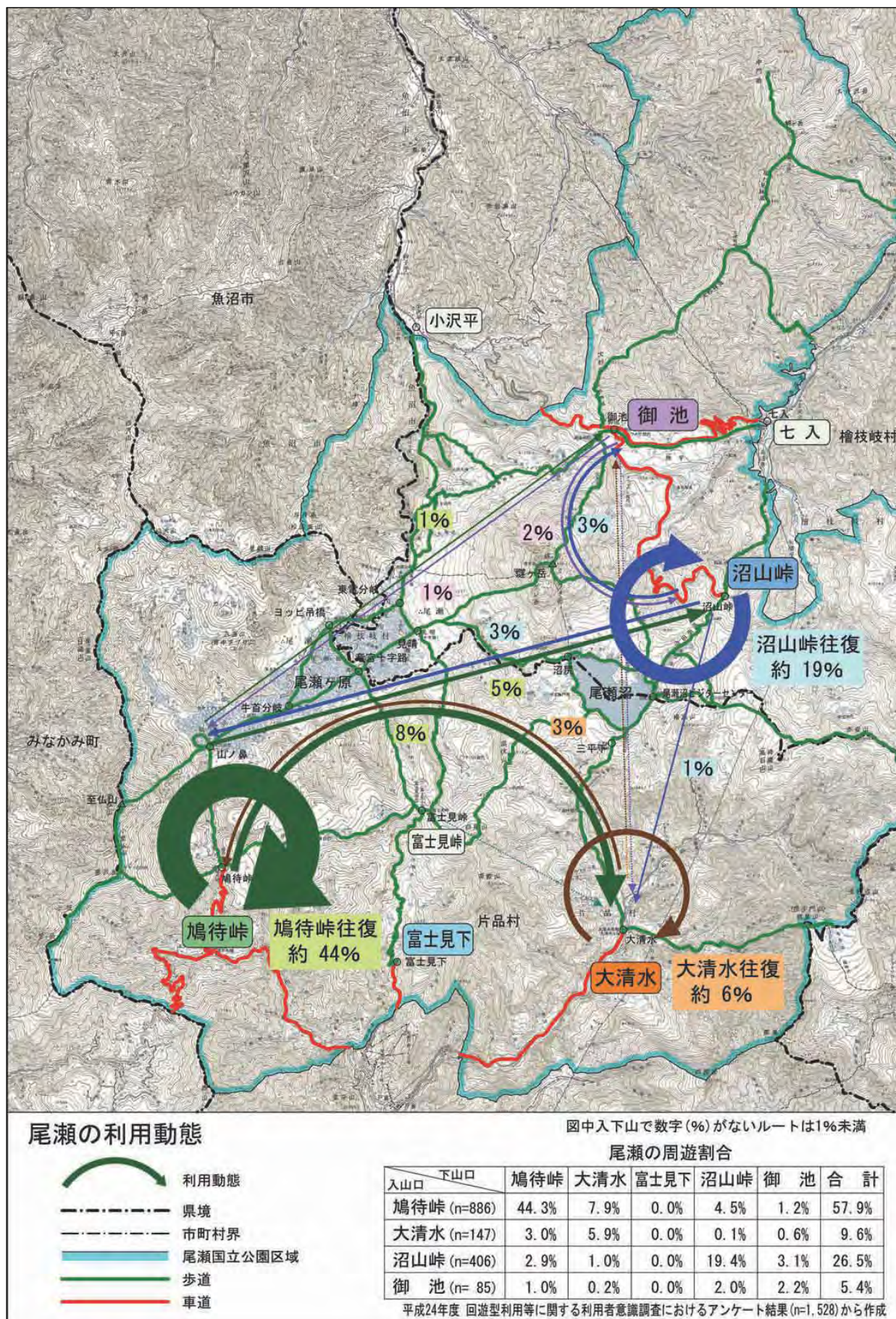




2. 歩道管理状況・施設等位置図



3. 尾瀬の利用動態（平成24（2012）年時点）



4. 指定植物一覧

(1) 国立公園における植物の保護対策について（指定植物）

国立公園の特別地域では、自然公園法第20条第3項第11号において、高山植物その他の植物で環境大臣が指定するもの（以下、「指定植物」という）を採取し、又は損傷する事が規制されています。本制度は、風致の重要な構成要素である植物の採取等を規制する事により、特別地域内の風致の維持を図ることを目的としています。

(2) 指定植物選定基準

指定植物は、以下の①から⑧のいずれかの選定基準を満たし、風致の維持上又は生物多様性の保全上、その採取・損傷について規制する必要のある種とします。

①分布の特殊性を有する種

- a 分布の範囲が当該国立公園、国定公園及びその周辺に限定されている種
- b 隔離分布を呈する種
- c 当該国立公園、国定公園が国内における分布の東西南北の限界（もしくはそれに近い地域）となっている種

②絶滅危惧種及び希少種

- a 環境省レッドリストの絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅰ類（CR、EN）、Ⅱ類（VU）の種）
- b 地域的に特に個体数が少ない種

③希少な動物の生息に必要な種

希少な動物（高山蝶等）の生息域にあつて、当該動物と密接な種間関係（食草等）にある種

④特殊な栄養摂取を行う種

- a 食虫植物
- b 腐生植物（菌従属栄養植物）
- c 寄生植物

⑤特殊な条件の立地に生育する種

以下のいずれか又は複数を主要な生育地とする種

- | | |
|----------|------------------|
| a 火山 | b 岩壁、岩隙地 |
| c 特殊岩石地 | d 崩壊性砂礫地 |
| e 雪崩斜面 | f 海岸断崖、砂丘 |
| g 風衝地 | h 風穴 |
| i 雪田 | j 高層湿原、中間湿原、湧水湿地 |
| k 池塘、流水縁 | l 塩沼地 |
| n 溪岸 | o 雲霧帯 |
| p 樹幹、樹上 | |

⑥季観を構成する特徴的な種

季節的な変化を見せる植物群落の構成種で特徴的な種

⑦園芸業者、薬種業者、マニア等の採取対象となる種

商品的価値がある種又は収集の対象となる種

⑧その他各公園の実情に応じて選定する種

選定基準①～⑦で選定されないが、学術的な観点や公園利用の観点、その他により各公園で特別に選定する必要がある場合に、本基準で選定する。

- (3) 尾瀬国立公園指定植物一覧
(改訂作業中)

尾瀬国立公園協議会設置要綱

（目的）

第1条 今後の尾瀬の保護と利用のあり方を取りまとめた「尾瀬ビジョン」の進行促進、進行管理及び実現を目指すとともに、参加型管理運営体制を構築するため、尾瀬国立公園協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の構成等）

第2条 協議会は、別表に掲げる関係機関及び関東地方環境事務所長が委嘱する委員をもって構成する。

2 協議会に議長を置く。

3 議長は、互選で選出するものとする。

（議長の職務）

第3条 議長は協議会の会務を掌理する。

2 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名した構成員が、その職務を代行する。

（招集）

第4条 協議会の招集は、関東地方環境事務所長が行う。

（議事の公開）

第5条 協議会の議事は公開とする。ただし、構成員の総意により非公開とすることができる。

（代理出席）

第6条 関係機関のうち行政機関及び山小屋組合は、やむを得ない事情により協議会に出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。

（関係者の参加）

第7条 議長は、議事運営上必要があると判断した場合は、議事に関係する者を協議会に参加させることができる。

（事務局）

第8条 協議会の事務をおこなうため関東地方環境事務所に協議会事務局を置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成20年1月18日から施行する。

この要綱は、平成25年8月 6日から施行する。

尾瀬国立公園協議会 構成員

関係機関

委員

行政機関	
1	環境省関東地方環境事務所長
2	林野庁関東森林管理局計画保全部長
3	福島県生活環境部長
4	栃木県環境森林部長
5	群馬県環境森林部長
6	新潟県県民生活・環境部長
7	檜枝岐村長
8	南会津町長
9	日光市長
10	片品村長
11	魚沼市長
財団	
12	尾瀬保護財団
土地所有者・管理者	
13	三井物産（株）環境・社会貢献部社有林・環境基金室
14	東京電力ホールディングス株式会社 ニューアブルパワー・カンパニー 水利・尾瀬グループ
15	東京パワーテクノロジー株式会社
観光協会	
16	尾瀬檜枝岐温泉観光協会
17	南会津町観光協会館岩支部
18	湯西川・川俣・奥鬼怒温泉観光協会
19	片品村観光協会
20	魚沼市観光協会
山小屋組合	
21	尾瀬山小屋組合 組合長
22	尾瀬山小屋組合 副組合長
地元団体	
23	尾瀬保護指導員福島県連絡協議会
24	日本野鳥の会栃木県支部
25	片品山岳ガイド協会
26	新潟県自然観察指導員の会
その他団体	
27	日本自然保護協会
28	自然公園財団
29	尾瀬ガイド協会

有識者	
30	斎藤 晋（群馬県立女子大学名誉教授）
31	長橋 良隆（福島大学准教授）
32	加藤 峰夫（横浜国立大学大学院教授）

※順不同

《尾瀬国立公園協議会》

2019年度尾瀬携帯電話等の利用状況について

KDDI株式会社

資料 4

2020年 3月12日



はじめに

平素は、弊社の携帯電話事業にご理解、ご協力頂きまして誠に有難うございます。

2017年度のプレ運用、2018年度の本格運用に続き、2019年度は山小屋・休憩所25箇所に設置させて頂いた基地局を運用致しました。

本資料では、今年度実施6回分のモニタリング調査結果について報告させていただきます。

今後とも、引き続き、ご指導の程、何卒、お願い申し上げます。

- 1 モニタリング調査概要
- 2 モニタリング調査結果サマリ
- 3 リスク分析と解決手段並びに活動内容
- 4 その他（ツイート分析、啓発・訴求活動）

1

モニタリング調査概要

2

モニタリング調査結果サマリ

3

リスク分析と解決手段

4

その他（ツイート分析、啓発・訴求活動）

1. モニタリング調査概要 1/5

調査日程：尾瀬シーズン期間 各月の休日の7時～16時に実施、計6回実施

6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

<凡例>

■: 調査日

調査場所：山ノ鼻、竜宮、見晴エリアで実施

調査場所 (山ノ鼻・竜宮・見晴エリア)



(山ノ鼻エリア)



(竜宮エリア)



(見晴エリア)



《歩行者・休憩者向けのヒアリング内容》

性別・年代・来訪目的

旅程

携帯電話の利用有無

携帯電話サービス化のメリット・デメリット

フリーコメント



《山小屋利用者向けのアンケート内容》

性別・年代・来訪目的

旅程

携帯電話の利用有無

携帯電話サービス化のメリット・デメリット

フリーコメント



調査手法：山小屋関係者（オーナー、従業員）に、ヒアリング調査を実施

《山小屋関係者向けのヒアリング内容》

性別・年代・属性

携帯電話の利用有無

携帯電話サービス化のメリット・デメリット

来訪者の救助要請を把握したいか

携帯電話ご利用の啓発活動、業務の変化・その他お気づきの点



1. モニタリング調査概要 5/5

回答数：計3,500（6回の合計）※18年度比2.5倍の回答数



		歩行者・休憩者 ヒアリング	山小屋利用者 アンケートボックス	山小屋関係者 ヒアリング
山ノ鼻地区	至仏山荘	1,545	1	3
	山の鼻小屋		12	6
	尾瀬口ロッジ		2	2
龍宮地区	龍宮小屋	586	9	11
見晴地区	弥四郎小屋	1,225	8	13
	尾瀬小屋		11	3
	桧枝岐小屋		13	6
	第二長蔵小屋		10	9
	原の小屋		11	2
	燧小屋		10	2
小計		3,356 (+2,214)	87 (-97)	57 (+17)
計		3,500 (+2,134)		

() : 昨年度比

1

モニタリング調査概要

2

モニタリング調査結果サマリ

3

リスク分析と解決手段並びに活動内容

4

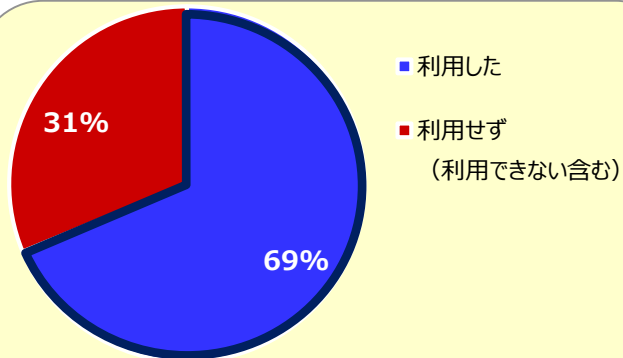
その他（ツイート分析、啓発・訴求活動）

2. モニタリング調査結果サマリ(来訪者) 1/5

携帯電話利用状況

選択式

携帯電話の利用有無



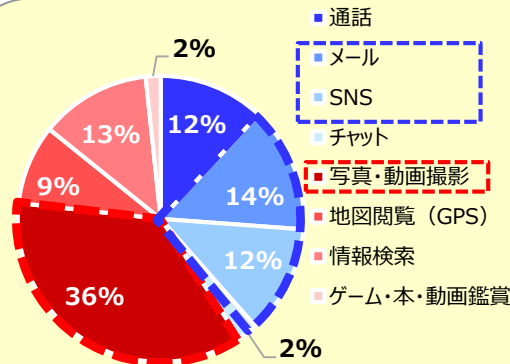
	18年度	19年度
利用した	63%	69%
利用せず	37%	31%

昨年度と同様、69%の来訪者が尾瀬で携帯電話を利用している。

18年度と比べ、携帯電話の利用は増加している。

選択式

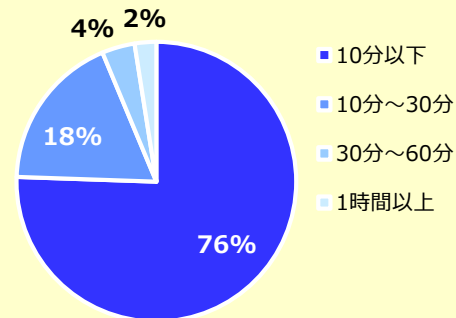
携帯電話の利用目的・利用時間



	18年度	19年度
メール・SNS	27%	26%
写真・動画撮影	33%	36%

昨年度と同様、メールSNSと写真・動画撮影が62%と多い。利用時間は、短時間 (10分以下) が多い。

18年度と比べ写真・動画撮影が増加している。利用時間は10分以下が多くを占めるが、10分以上が増加している。



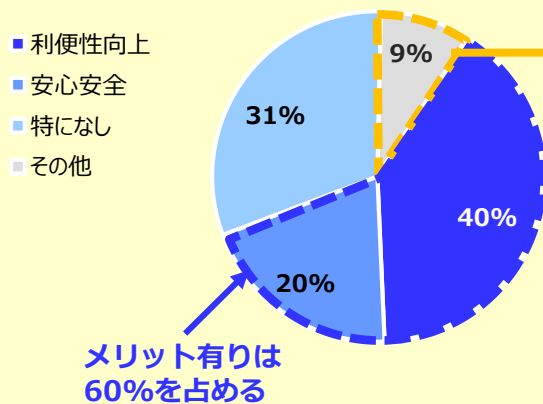
	18年度	19年度
10分以下	82%	76%
10分以上	18%	24%

2. モニタリング調査結果サマリ(来訪者) 2/5

携帯電話が使えることで生じた（感じた）メリット

選択式

携帯電話のメリット



記述式

その他（コメント）のご意見

その他（コメント）からキーワードを分類

利用可能キャリア拡大要望

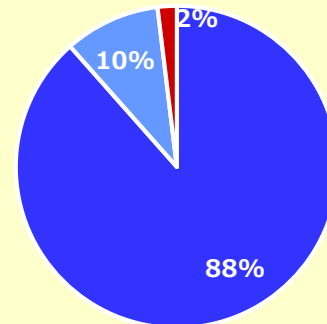
利用賛成, 現状便利, 利用したい, 日常感, キャリア
拡大, 緊急時, 連絡, 情報, mail/SNS, ゲーム

利用可能エリア拡大

利便性向上, wifi

非日常感の阻害

範囲限定



	18年度	19年度
利便性向上	61%	40%
安心安全	34%	20%
特になし	5%	31%
その他 (18年度対象外)	0%	9%

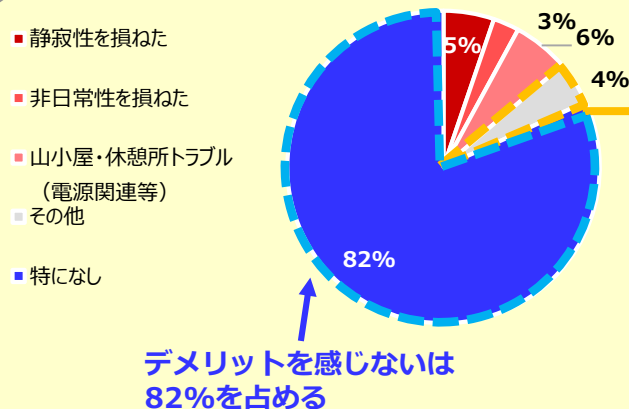
調査結果から、来訪者の60%がご利用にメリットを感じている。
 その他（コメント）より、携帯電話に期待する声が多い一方、利用範囲の限定を求める声もある。
 18年度と比べ、利便性向上・安心安全は減少し、特になしが増加している。

2. モニタリング調査結果サマリ(来訪者) 3/5

携帯電話が使えることで生じた（感じた）デメリット・トラブル

選択式

携帯電話のデメリット



記述式

その他（コメント）のご意見

その他（コメント）からキーワードを分類

マナー・モラルへの懸念

マナーモラル, 声音マナー, 歩きスマホ, 充電

非日常感の阻害

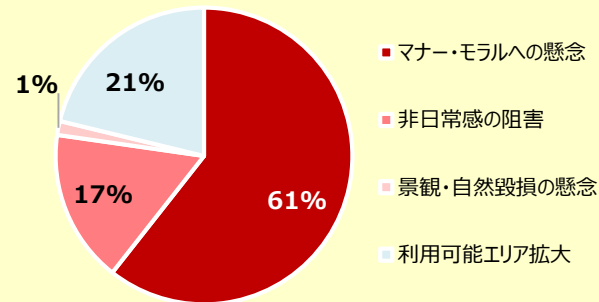
利用反対, 利用しない, 非日常感

景観・自然毀損の懸念

環境

利用可能エリア拡大

利便性向上, 電波が悪い, 電波が不安定



	18年度	19年度
静粛性・非日常性を損ねた	21%	8%
山小屋休憩所トラブル（電源関係等）	12%	6%
特に無し	67%	82%
その他 (18年度対象外)	0%	4%

調査結果から、来訪者の82%はデメリットを感じていない。
 その他（コメント）より、マナー・モラルへの懸念が多くを占める一方、利用可能エリア拡大の声も目立つ。
 18年度と比べ、デメリット意見は減少し、特に無しが増加している。

2. モニタリング調査結果サマリ(来訪者) 4/5

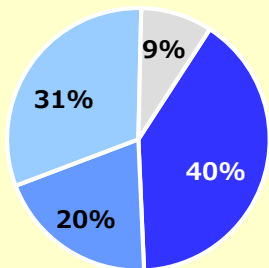
携帯電話が使えることで生じた（感じた）メリット・デメリット相反意見分析 1/2

選択式

携帯電話のメリット・デメリット

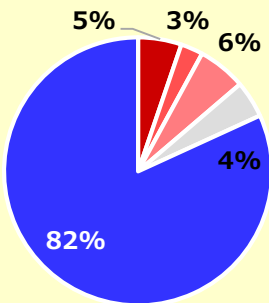
携帯電話のメリット

- 利便性向上
- 安心安全
- 特になし
- その他



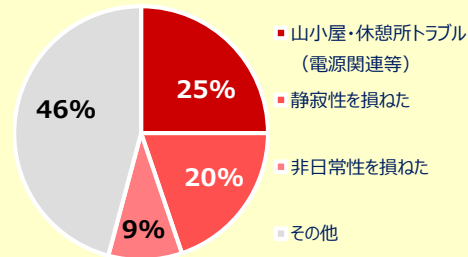
携帯電話のデメリット

- 静寂性を損ねた
- 非日常性を損ねた
- 山小屋・休憩所トラブル（電源関連等）
- その他
- 特になし



メリット・デメリットの相反意見

	デメリット 無	デメリット 有
メリット 無	41%	3%
メリット 有	43%	13%



相反意見より、デメリットのみ(メリット無)回答は、3%であった。

山小屋・休憩所トラブル（電源関連）、静寂性を損ねたという意見が多い。

2. モニタリング調査結果サマリ(来訪者) 5/5

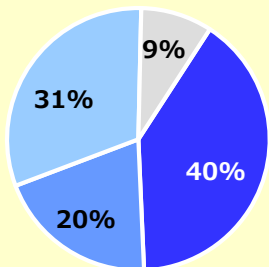
携帯電話が使えることで生じた（感じた）メリット・デメリット相反意見分析 2/2

選択式

携帯電話のメリット・デメリット

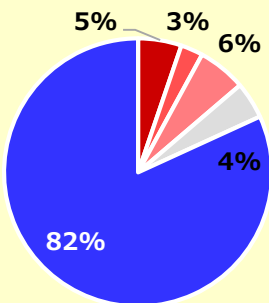
携帯電話のメリット

- 利便性向上
- 安心安全
- 特になし
- その他

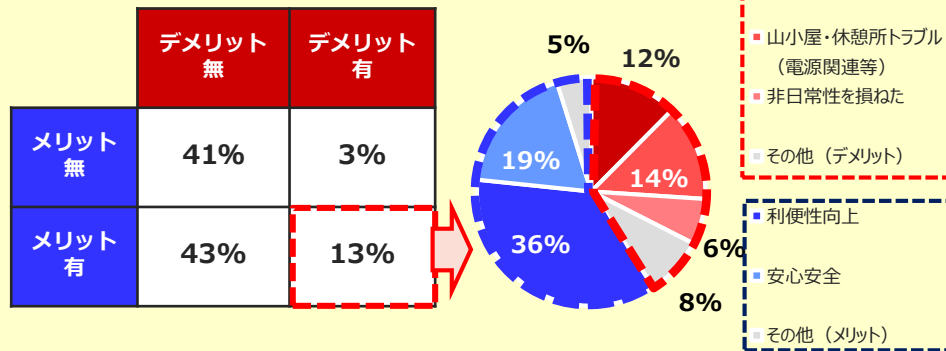


携帯電話のデメリット

- 静寂性を損ねた
- 非日常性を損ねた
- 山小屋・休憩所トラブル（電源関連等）
- その他
- 特になし



メリット・デメリットの相反意見



2. モニタリング調査結果サマリ(山小屋関係者) 1/3

尾瀬入山者が携帯電話にて救助要請したことを把握しておきたいか

選択式

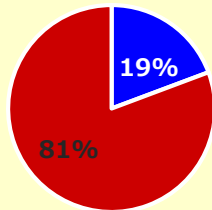
救助要請の把握

記述式

尾瀬入山者の救助要請に際し、トラブルとなった事例

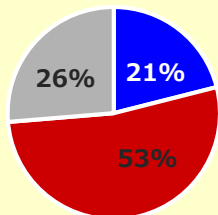
アンケートの回答者

- 経営者・支配人
- 従業員



救助要請を把握しておきたいか

- はい
- いいえ
- 未回答



フリーコメントからキーワードを分類

利用可能エリア拡大要望

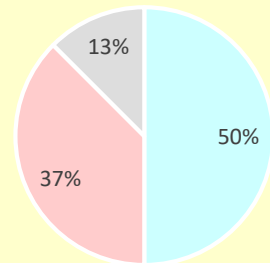
連絡,現状便利,範囲拡大

ルールガイドラインの整備

緊急時,事前準備,情報

その他

分からない



- 利用可能エリア拡大要望
- ルール・ガイドラインの整備
- その他

調査結果から、救助要請の把握は不要との声が多い反面、把握しておきたい声もある。
トラブル事例では、利用可能エリア拡大要望が50%と多いが、ルールガイドラインの整備に課題も残る。

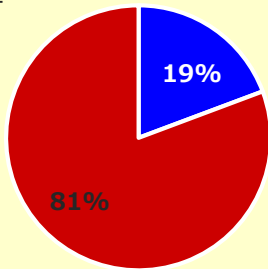
2. モニタリング調査結果サマリ(山小屋関係者) 2/3

携帯電話の使用に際し、実施している啓発活動

選択式

アンケートの回答者

- 経営者・支配人
- 従業員



記述式

携帯電話の使用に際し、実施している啓発活動

フリーコメントからキーワードを分類

啓発活動無し

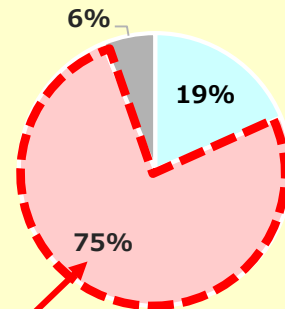
マナー良好,利用賛成

マナーモラルへの懸念

充電,声・音マナー

その他

分からない



啓発活動実施は
75%を占める

- 利用賛成
- マナー・モラルへの懸念
- その他

調査結果から、山小屋関係者の啓発活動実施は75%であつた。
充電、声・音マナーに関する啓発活動が多くを占める。

2. モニタリング調査結果サマリ(山小屋関係者) 3/3

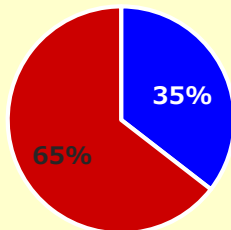
17

携帯電話利用によって生じた業務変化、お客様の声、お気づきの点

選択式

アンケートの回答者

- 経営者・支配人
- 従業員

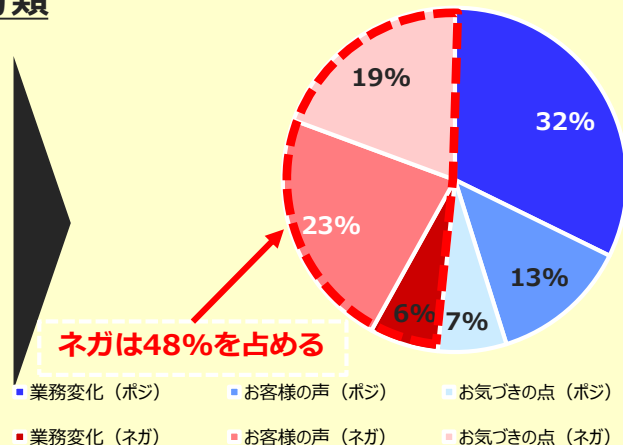


記述式

フリーコメントからキーワードを分類

フリーコメントからキーワードを分類

キーワード	ポジ	ネガ
業務変化	利用賛成 連絡 情報 SNS	マナー啓蒙
お客様の声	利用したい 現状便利	Wifi 利用反対
お気づきの点	日常感 利用賛成	非日常感 充電



調査結果から、山小屋関係者の業務変化では、ネガが48%と来訪者の携帯電話デメリット（18%）と比べ、比率が高い。
お客様の声（電波が入りにくい・WiFi操作）、お気づきの点（充電マナー）が多くを占める。

1

モニタリング調査概要

2

モニタリング調査結果サマリ

3

リスク分析と解決手段並びに活動内容

4

その他（ツイート分析、啓発・訴求活動）

3. リスク分析と解決手段並びに活動内容 1/4

リスク分析

昨年度と同様傾向。リスク拡大・変容は認められていない。

“携帯電話利用有無”・“利用目的”より

昨年度
同様

過半数以上のお客様が、尾瀬で携帯電話
をご利用

“携帯電話が使えることによるメリット・デ メリット”より

昨年度
同様

過半数以上のお客様がメリットを感じる
反面、尾瀬“ならでは”が損なわれると
いった意見もある。

“フリーコメント”より

昨年度
同様

期待する声が多い反面、様々なご懸念の
声もある。

相反する2つのリスクを抽出。

①携帯電話利用環境依存

- 安心安全に尾瀬へ行きたい
- 利便性要求に応えてくれない
- 自己責任で行動しなくなる

②尾瀬“ならでは”が損なわれる

- 声・音や歩きスマホなど非日常性を損なう
- 携帯電話の充電に関わるトラブル

尾瀬を“楽しむ”来訪者に対し、相反するリ
スクに対してバランスを図ることが重要。

3. リスク分析と解決手段並びに活動内容 2/4

解決手段並び 活動内容

携帯電話利用環境依存のリスク解消に向け、解決手段並びに、活動内容を考察する。

① 携帯電話利用環境依存

リスク

解決手段

活動内容

安心安全に尾瀬へ行きたい

利便性要求に応えてくれない

通信利用環境整備

通信サービスの円滑な提供の確保

キャリアを問わずご利用頂ける
「OZE GREEN WiFi」の提供

自己責任で行動しなくなる

利用者の意識改革

救助必要時のルール・体制の策定

利用者への発信

3. リスク分析と解決手段並びに活動内容 3/4

解決手段並び 活動内容

尾瀬“ならでは”が損なわれるリスク解消に向け、解決手段並びに、活動内容を考察する。

②尾瀬“ならでは”が損なわれる

リスク

声・音や歩きスマホなど非日常性を損なう

山小屋の携帯電話充電に関わるトラブル

解決手段

利用マナー啓発

活動内容

携帯電話利用ルールの策定

携帯電話の充電に関するルール作り

3. リスク分析と解決手段並びに活動内容 4/4

リスク解消に向けた解決手段・活動内容・担当（案）を以下の通り提案する。

リスク	解決手段	活動内容	担当（案）	区分
安心安全に尾瀬へ行きたい	通信利用環境整備	通信サービスの円滑な提供の確保	KDDI	継続
利便性要求に応えてくれない		キャリアを問わずご利用頂ける「OZE GREEN WiFi」の提供	KDDI	継続
自己責任で行動しなくなる	利用者の意識改革	救助必要時のルール・体制の策定	救助隊	新規
		利用者への発信	環境省	新規
声・音や歩きスマホなど非日常性を損なう	利用マナー啓発	携帯電話利用ルールの策定	環境省	新規
山小屋の携帯電話充電に関わるトラブル		山小屋の携帯電話利用マナー・充電に関するルール作り	山小屋組合	新規

1

モニタリング調査概要

2

モニタリング調査結果サマリ

3

リスク分析と解決手段並びに活動内容

4

その他（ツイート分析、啓発・訴求活動）

4. その他（ツイート分析）

19年度 ツイート分析

記述式

“尾瀬”と携帯電話に関する語句をキーワードとし抽出

抽出手法と対象期間

抽出手法

ツイート情報から、“尾瀬&au”
及び、通信ワードに関する語句
をキーワードとして抽出

対象期間

2019年4月～11月

フリーコメントからキーワードを分類

携帯電話が利用できることへの意見

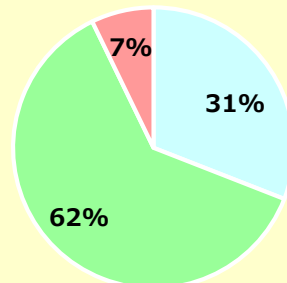
現状便利,利用賛成,情報,日常感,利用したい,Wi-fi

携帯電話が利用できない（出来て欲しい）ことへの意見

範囲拡大,全域利用,キャリア拡大,mail/SNS,ゲーム,連絡

携帯電話利用できないこと（非日常性）への意見

非日常感,圏外化,利用反対



- 携帯電話利用できることへの意見
- 携帯電話利用できないこと（できて欲しい）への意見
- 携帯電話利用できないこと（非日常性）への意見

昨年度と同様、モニタリング調査結果と同等の傾向。
携帯電話利用に賛成意見が多い反面、「尾瀬ならではの」が損
なわれるといった意見もある。

4. その他（啓発活動）

19年度 啓発活動

KDDI ニュースリリース

携帯電話やスマートフォンの利用にあたっては、周りの状況や環境に配慮しながらマナーを守ってのご利用をお願いします。

KDDIは、「通信とライフデザインの融合」を推進し、「ワクワクを提案し続ける会社」として、これからもお客さまの更なる快適な通信環境の整備と共に自然環境保全の両立を目指していきます。

詳細は、別紙をご確認ください。

※ 別紙：尾瀬国立公園の全山小屋内におけるau携帯電話のエリア化を完了 ※ 参考：尾瀬国立公園におけるルール・マナーの啓発活動について

<参考>

尾瀬国立公園におけるルール・マナーの啓発活動について

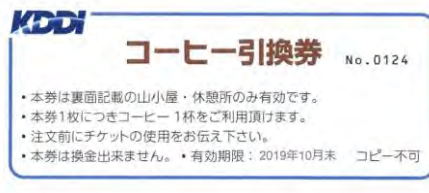
株式会社YAMAP（本社：福岡県福岡市、代表取締役：青山 廣彦）のご協力により、全国の登山情報に掲載されている日本最大級（※）の登山コミュニティウェブサイト『YAMAP』上において尾瀬国立公園を楽しむためのルールやマナーを掲載しています。



尾瀬国立公園における ルール・マナーの啓発

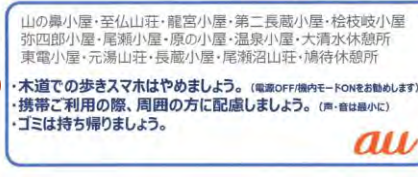
モニタリング調査での啓発活動

表



モニタリング調査に
ご協力頂いた皆様に配布
(19年度 2700枚配布)

裏



配布にあわせ啓蒙実施
・携帯電話利用マナー
・ゴミ持ち帰り

4. その他（訴求活動）

19年度 訴求活動

ポスター・ステッカー



昨年度に引き続き、
山小屋・周辺施設へ掲示

ポケットガイド



- 合計1万部を配布
 - ・JTBツアー参加者へ配布
 - ・高速バス座席ポケットに設置
- ⇒ 配布期間：8月上旬～

情報誌



- るるぶFree：群馬版
- ワンダーフォーゲル6月号付録
「尾瀬BOOK」にてau優位性の
発信

ラッピングバス



- 新宿⇄尾瀬間の高速バス
3本/日のうち1台をラッピング
- ⇒ 運行期間：6/13～10/17

Tomorrow, Together

KDDI

おもしろいほうの未来へ。

au

令和元年度 尾瀬国立公園入山者数について

令和2年2月7日（金）

環境省関東地方環境事務所 国立公園課長 高村 幸夫

問合先（群馬県）片品自然保護官事務所 庄司 亜香音

（Tel：0278-58-9145）

（福島県）檜枝岐自然保護官事務所 桑原 大

（Tel：0241-75-7301）

関東地方環境事務所では、尾瀬国立公園の入山者数の動向を把握するため、主要な入山口に登山者カウンターを設置して、入山者数の推計を行っています。計測の結果、令和元年5月～10月の入山者数は約25万人でした。

1. 入山者数

令和元年度尾瀬国立公園への入山者数は約247,700人（対前年比91.9%）、そのうち、尾瀬ヶ原及び尾瀬沼方面への入山者数は約232,100人（対前年比92.7%）であった。

※尾瀬ヶ原及び尾瀬沼方面への入山者数は、沼山口、御池口、大清水口及び鳩待口（尾瀬ヶ原方面、至仏山方面、アヤマ平方面）の合計。

※入山者数の推計は、登山者カウンターのデータを周辺施設の利用状況等により補正。

【入山者数に影響を与えたと考えられる要因】

例年では入山者数の多い6月及び7月の入山者数が前年度から約20,000人減少し、10月の入山者数も約8,000人減少したことから、平成30年度より全体の入山者数が減少した。この要因としては、6～7月の土日及び連休に雨が多かったことや10月に襲来した台風19号の影響等が考えられる。

2. 入山口毎の入山者数割合

最も入山者数が多かった入山口は、鳩待口（尾瀬ヶ原方面）の約58.7%で、次いで沼山口の約19.3%であった。

3. 月別入山者数割合

シーズンを通した入山者数割合は、例年どおりミズバショウが見頃の6月とニッコウキスゲやワタスゲ等の湿原植物が見頃の7月で半数近くを占めたが、6～7月の土日及び連休に雨が多かったことから、その割合は昨年度の約50.2%から約46.4%へ減少した。一方で、土日及び連休に雨が少なかった8月の割合が約15.1%から約19.0%へ増加した。

4. 曜日別の入山者数割合（尾瀬ヶ原及び尾瀬沼方面のみ）

土日に入山する割合は約42.3%であり、昨年度（約43.6%）に比べやや減少した。

5. 資料

- ・令和元年度 尾瀬国立公園 入山者数 「表とグラフ」
- ・登山者カウンター設置場所